

平成16年9月8日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
保	険	福			
健	康	中	川		
課	長	藤	家		敏
長	補	松	浦		
佐		栗	林		雅
農	林	井	手		清
水	産	森			久
課	長	小	野	原	利
長		北	村		和
商	工	中	村		博
観	光	谷	口		秀
課	長	一	ノ	瀬	健
長		安	富		弘
都	市	江	口		
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
建	設				
環	境				
部	調				
整	室				
長					
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				
事	務				
局	長				
監	査				
委	員				

平成16年9月8日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	<p>1.九州新幹線長崎ルートとJR長崎本線について</p> <p>① 鹿島市にとって唯一の高速交通機関であり、地域経済の核である“JR長崎本線”存続と複線化へ向けて取り組みの強化を</p> <p>2. 207号鹿島バイパスについて</p> <p>① 交通安全対策</p> <p>② 騒音・振動対策その後の取りくみについて</p> <p>③ 国道 207号安全のために改良の取りくみを</p> <p>3.有明海再生にむけ、佐賀地裁の工事差し止め仮処分が決定された。これを受け干拓工事中止の国への働きかけを</p> <p>4.三位一体改革ともなう教育改革について</p> <p>5.保険を都道府県単位とする医療費の抑制がねらわれている。市民生活の影響と、医療制度を守るため国への働きかけを</p> <p>6.米価の大幅値くずれが予想される、農家のくらしと営農を守るために</p>
2	5 橋 爪 敏	<p>1.農業の振興について</p> <p>① 第4次総合計画に於ける第1次産業（農業）の取り組みについて</p> <p>② 中山間地域等直接支払制度について</p> <p>③ 耕作放棄地対策について</p> <p>2.生活排水対策について</p> <p>① 公共下水道及び浄化槽の取り組みについて</p> <p>3.健康増進法の取り組みについて</p>
3	1 徳 村 博 紀	<p>1.当市職員の採用について</p> <p>① 不正防止対策は</p> <p>② 問題用紙の移送手段と保管状況について</p> <p>③ 二次試験について</p> <p>④ 中途採用について</p> <p>2.新規事業に対するサポート体制及び補助金、助成金等に関する当市の取り組みについて</p>

順番	議員名	質問要旨
3	1 徳村博紀	① 佐賀県まちづくり支援制度の募集状況とその結果 ② 市の融資制度について 3. 少子化進行にともなう保育所の今後のあり方と当市の取り組みについて ① 市の考え方と方向性 ② 保育所の運営について 4 市町村合併と当市の財政状況について
4	14 青木幸平	1. 新幹線長崎ルート決定前に鹿島市は行動を起こさなくてよいのか ① 県との連携の説明責任 ② 代案の早急な広報活動 2. 合併のある無しにかかわらず地方財政の健全化への方策を問う ① 国の財政破たんにあたる中での、地方財政の現状と将来展望をどう視ているか ② 三位一体改革が本当に実施されたら、市の財政はやっていけるのか ③ 国の財政危機に対応できる地方自治の確立のための計画立案を速やかに進めるべきではないか

午前10時30分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。9月7日は自然休会としましたので、9月10日は休会の日であります。鹿島市議会会議規則第9条第3項に基づき、議事の都合により、特に会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

それでは、本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

松尾です。通告いたしました件について質問したいと思います。昨日は台風18号、本当に大きな台風だということで心配をしましたが、ただいま全協でいろいろと被害の報告などもしていただきましたが、農産物その他、倒木、いろんな形での被害が鹿島市でもたくさん出ていることを知りました。本当に皆さん大変でした。また、職員の人を初め消防団、また

関係者の人たちが夜中から常時待機をしていただいて、安全のために頑張っていたいただいたという報告を聞いておりますが、御苦勞でございました。

それでは、早速本題に入りたいと思いますが、今回通告をたくさんしておりますので、いろいろありますが、余分な分については説明は要りませんので、的確にお答えをいただきたいと思います。

まず、新幹線の問題について質問したいと思います。

この新幹線の問題については、これまでもいろんな形で多くの人たちが関心を持ち、そしていろんな報道もされてきているところですが、この件につきましては、議会開会日の9月3日に市長の提案理由説明の中で詳しく述べられておりますので、いろんなことについては省略をしたいと思います。結論を申しますと、どうなるだろうかと心配をしていた九州新幹線長崎ルートの中津―諫早間について、与党が来年度着工の方針を決めたということではないでしょうか。新幹線の建設に伴って長崎本線が三セク化されるということになれば、鹿島市民の大切な足が奪われることになるわけです。私が言うまでもなく、中学校や高校生の通学になくってはならない大事な交通機関、また地域経済の核にもなっている交通機関、私たちはこれからの市民の足を守るため、また鹿島市の発展のためにも、長崎本線を守らなくてはならないと思っています。

私たちは交通対策特別委員会で先月、鹿児島新幹線と、それに伴い三セク化したおれんじ鉄道を見に行きました。おれんじ鉄道や鹿児島新幹線にも試乗しました。今回、私が絶対に長崎本線を今のままにして三セクにはいけないと思ったのは、三セクとは地元が金を出し、経営についても地元本位にやられるものだと思っておりましたが、全くそうでないということがわかりました。確かに、表立っては肥薩おれんじ鉄道株式会社という名のもとに経営がなされておりますが、説明を聞きますと、実はJRがやっているのと同じではないかと感じました。まず、会社の総人員が104名だということですが、これに対してJRからの出向が94名、鉄道のダイヤにしても地元主導で地元住民の人がより利用しやすいようにやれるのかと思っておりましたが、これも全くそうでない。新幹線に合わせたダイヤの組み方。また、駅舎などの改良についても地元が自由に思いどおりにならないということなど、地元の人から説明を聞きましたが、地元が金を出すが、肝心なことになれば口は出さないというように私は感じました。三セクの経営についてももうまくいかず、ことしになってから始まったにもかかわらず、赤字経営のためイベントなどを取り組んで財源の補てんをしなければならぬ。それでも非常に大変な事態になっていました。特に阿久根市などは、ちょうど鹿島市と同じような状況で、ここを見ただけでもこれは絶対にだめだというようなことを感じました。三セクになっても特急もとまらなくなり、不便になっていました。

さて、市長の提案理由の説明を聞きますと、今、市は佐賀県といろいろと協議をされているようですが、私は今こそ長崎本線存続期成会を中心として関係住民が世論と運動を起こす

ときではないかと思います。かつて多くの市民が結集して集会などの取り組みをやりましたが、今は市の単独行動に任せた形になっているのではないのでしょうか。新幹線問題など必要、不必要はお構いなく、政治的に大きく動くものです。長崎本線を守るためには、地域住民の声の高まりが今必要なのではないのでしょうか。今、期成会の活動がどのようになっているのか私はよくわかりませんが、その状況はどうなっているのでしょうか、お答えください。また、動きがとまっているのなら直ちに活動を始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

私は7月27日、28日の2日間、毎年行っています県内の暮らしを守る共同行動佐賀県実行委員会から政府各省交渉に行きました。今回、私は、長崎本線存続の要求と長崎本線の複線化問題、さらにこの後に質問をいたしますが、207号バイパスの問題を交渉要請として出しておりました。国土交通省の鉄道局幹線鉄道課課長補佐と鉄道局施設課係長の2名が交渉に応じてもらいましたが、新幹線と長崎本線に関して30分ほどの交渉時間がとれました。担当は、JRの過重な負担を避けて分離をするんだと、しかし、地元の同意を得ることが必要だということをもとに回答しました。地元同意については市長もよくおっしゃっておりますが、私は特にこのことを何度も確認をとってまいりました。また、複線化については、当局はJRが採算がとれないんだと、経営判断だと言いました。そして、後につけ加えられたのが、住民の要求が強ければという言葉が出てきました。鉄道局のこのような考えもありますので、ぜひ市民挙げての大きな運動の取り組みの先頭に立ってほしいと思います。長崎本線存続と複線化について、市長の今後の取り組みのお考え、そして、私が提案をいたしました件についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、207号鹿島バイパスについてです。

まず、交通安全対策です。バイパスが開通してから、バイパスでの交通事故がたびたびあっているようですが、特に目立つのが能古見郵便局横の交通事故です。ちょっと言葉での説明がしにくいので、ここに一応図を書いておりますがね、担当課の方はよく御存じじゃないかと思いますが、吹上の方から下ってきた道、鹿島の市街から来た道、能古見の方から来た道、そして古枝の方から来た道が交差するところです。このところで、私自身も何度もそこに行ってみましたが、死角になる分があるんですね。吹上の方から下ってきて左と右に分かれますね。それ2車線あります。それから、あれは何ゾーンといいますか、線を引いたところですね。（「ゼブラゾーン」と呼ぶ者あり）ゼブラゾーン、忘れるから書いておりましたが。ゼブラゾーンがあるわけですが、そういう配置の仕方が問題なのかなと。私は専門的にはわかりませんが、古枝の方から来て右に曲がろうとしたときに、2車線になっておりますから、上から下ってきた車が遮られて見えないと。出ていったら、ごつんとやるというような状況ですね。私たち素人が見ても、そうじゃないかなというような状況に今あります。

何としても、このところの改良が必要になってくると思っております。444号との関係とかいろいろあるということも聞きましたが、しかし、余りにも、その場所での交通事故が多いわ

けですので、ぜひその対策を早急にしていただきたいということです。

次に、騒音・振動対策の問題です。

バイパスが開通してすぐに起きた問題が騒音・振動の問題でした。周囲の人たちが余りもの騒音と振動に驚き、何とかしてもらいたいと、すぐに声が上がりました。この件については、その後行われた 207号バイパス期成会の場でも実態を訴え、要請書を添えて県とか市に対して、その対策を申し入れたわけですが、その後、実態調査をされた結果を9月3日にいただきました。読ませてもらいました。しかし、まだ十分に私も検討しておりませんが、まず、この結果をどのように受けとめ、対策がなされようとしているのかということをお尋ねします。

それから次に、調査地点を見ますと吹上の交差点周辺だけとなっておりますが、先ほど申しました能古見の郵便局から交差点までの間のその周辺においても同じような状態にあり、その地域の人からも何とかしてもらいたいという声がかけておりますが、その地点についての調査は今回なされていないようですが、どうしてなのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

特に、ことしの夏は、御存じのように、異常な暑さの中で窓もあけられないという日が続き、周囲の人たちが本当に不快な日々を過ごされてきているわけです。この辺についてどう今後対応されようとしているのか、また、県がどういうふうにやろうとしているのかということについてお尋ねをします。

特に、この騒音対策、振動対策についても、私はちょうど、先ほど言いましたように、省庁交渉のときに、こういうのに対して国からの対応がないというようなことを聞いたんだけど、それは本当かということを知りましたけれども、そうじゃないということを知りました。要請があれば何らかの手が打てるというふうなこともあるようですので、その辺も踏まえながら、直接は県の仕事になると思いますが、ぜひ早く地元の皆さんが安心して毎日の生活ができるような対応をしていただきたいと思います。

次に、今ある国道 207号についてです。

これは、本当にこれまでも何度もいろんな形での意見を申し上げましたが、歩道の整備などが全く手がつけられず危険な状態にあると思います。ところが、バイパスができたために市道に移管されるという話も聞きましたが、このようなことになれば安全対策に手がつけられなくなるのではないかと心配をするものです。この件についても国土交通省で質問は出したわけですが、国土交通省は、県は 207のバイパスが完成すれば県としても移管していきたいという考えはあると。で、207号の管理は県のものであるが、危険箇所については要求があれば改良をしてから市に移管するというようなことを申しました。それから、並行区間であっても県、市が求めれば国の事業として採択をしてやっているところもあるんだというような回答をいただきました。この件について、その後どういう進展がなされているの

かですね。国も、求められればやるということを行っているんですから、特に中牟田や小舟津など、歩道が完備されていないところを初め改良の必要な部分については早急に取りまとめ要求を出し、直ちに組みんでもらいたと思います。いかがでしょうか。

次に、移りたいと思います。有明海再生問題です。

8月26日、佐賀地裁は、漁民と県民が連帯して諫早湾干拓事業の中止を求めているよみがえれ有明海裁判の仮処分について、直ちに工事中止をという結論を出しました。それを受けて、今工事がとまっています。これは画期的な出来事だと言われてはいますが、国の大型公共事業は動き出したらとめられないという、これまでのあり方に対して、むだで有害という多くの漁民や県民の声を裁判所がしっかり受けとめました。鹿島市議会でも国への意見書提出など取り組みましたが、日本共産党も漁民の方たちとともに力を合わせて頑張ってきました。私自身も議会で取り上げることはもちろんですが、漁民の皆さんとギロチンの前までの海上デモにも何度も参加しました。また、毎年農水省に行って工事をやめるように訴えたり、農水委員会を傍聴したり、また今回の裁判の原告団の一員としても取り組んできました。また、干拓事業を取りやめてすばらしい海を取り戻した韓国のシファ干拓なども視察に行きました。佐賀地裁の工事続行禁止命令を心から歓迎するものです。工事禁止の仮処分命令は、漁業被害に苦しみ、あすをも知れぬ不安の中で暮らしている有明海の漁民の皆さんがやっと手に入れた希望の光ではないでしょうか。

農水省は司法の判断に直ちに従うべきだと思いますが、御承知のように、農水省は農民や私たち県民の期待を裏切り、佐賀地裁の仮処分決定に対して異議申し立てをするということでもない行動に出ました。このことは佐賀県民のみでなく、全国で支援している多くの人たちからも激しい非難が沸き起こっています。国は申し立て理由として、まず、ことし1月、福岡県の漁民の工事差しとめ訴訟が却下されたこと。次に、有明海の漁業被害と工事の因果関係の根拠がないこと。三つ目に、完了間近の事業をとめても何らの影響がないことを上げています。しかし、これらのことはすべて佐賀地裁の仮処分決定が明らかにしていることです。佐賀地裁の決定は、福岡地裁の決定も十分検討したものです。中・長期開門調査を見送った国こそ、より科学的な因果関係の解明を妨害しているのではないのでしょうか。佐賀地裁は、このような状況を踏まえて明確に因果関係を認めています。農水省は、漁業を守るというみずからの責任を果たさなくてははいけないと思います。佐賀地裁の仮処分の決定を真剣に受けとめ、直ちに異議申し立てを取り下げるべきだと思います。

さて、ここで今回の佐賀地裁が下した決定と、それに対して国がとった行動を市長はどのように受けとめ、そして、これからどのような行動に出ようとなさるのか、お聞かせください。

次に移ります。教育関係です。

小泉内閣は、地方の構造改革と称して三位一体改革を進めています。幾らかの税源移譲と

引きかえに国庫負担補助金や地方交付税を大幅に削減するもので、国の財政赤字を地方に押しつけるねらいがはっきりしています。全国知事会は、3兆200億円の国庫補助負担金を削減する案を賛成多数で決めました。これは、政府が5年、6年で国から地方へ3兆円の税源移譲を行うことを前提に地方自治に削減案を出させ、反対論を押さえて三位一体改革を推進する流れに沿ったものです。削減案の内容は、義務教育費国庫負担金8,504億円、市立保育所運営費が大半を占める児童保護費など補助負担金4,600億円、公営住宅や公立学校、社会福祉施設などの施設整備補助金5,700億円など、教育や社会保障関係の補助負担金を削減対象にするものです。義務教育費国庫負担金については、9年までには小学校分も廃止するとしています。全国知事会の会議では義務教育費国庫負担の削減には強い反対が出され、異例の採決による決着となりました。

憲法26条は、すべて国民はひとしく教育を受ける権利を有するとして、義務教育はこれを無償とすると述べ、教育基本法では教育の機会均等の原則を求めています。特に、今回の改革の中身で主なものは、義務教育の到達目標の明確化と六三制などの制度の弾力化、それから学級編制の権限をできるだけ地方と学校に移すと、それから、義務教育国庫負担制度の根幹を維持し、地方の自由度をさらに高める観点からの改革などと、いろんなのが盛り込まれております。例えば、その中でも学級編制の問題については、今全国でも少人数学級の取り組みなどが進んでおりますので、そういうのには積極的にやるべきだと思いますが、例えば、義務教育の到達目標の明確化と六三制などの制度の問題ですが、こういうことを地方でやるということになりますと、まさに憲法26条の精神から外れていくんじゃないかと非常に心配をするわけです。

義務教育費国庫負担金は、どこの市町村に住んでいても同じ条件で教育を受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかわる費用を国と県が半分ずつ負担するもので、憲法に基づき国民が義務教育を受ける権利を国が保障する根幹となる制度です。義務教育予算が自治体任せになれば、財政力によって差が生まれ、また、政府の試算でも40都道府県では税源移譲の金額が国庫負担金を下回り、地方の負担がふえること、さらに、一般財源としての移譲であるため、自治体によっては他の事業を優先して教育関係費を大幅に削減し、教育現場を市場化するなどの危険が生まれるのではないかと心配がされております。国庫負担制度を投げ捨てることは、憲法と教育基本法が規定する国の責任を放棄することで絶対に許せないものだと私はと思いますが、今回のこの改革案をごらんいただいて、どのように受けとめておられるのか、教育長の御見解をお願いします。

次に移ります。

サラリーマンの医療費3割負担の導入や保険料値上げ、お年寄りの患者負担引き上げと相次ぐ医療改悪で国民の負担はふえるばかりです。しかし、政府は、さらに2008年からの実施を目指し、改革を進めています。

政府の基本方針に盛り込まれたもの、その一つはお年寄りの医療制度をつくり変えること。そして、もう一つの柱は、国保、政管健保、組合健保の運営をそれぞれ都道府県単位を軸に再編統合することだそうです。これは、医療保険の財政基盤を安定させるためだとしているようです。しかし、実際に政府が言うように財政基盤の安定につながるのでしょうか。医療保険は、それぞれ別の組織が運営をしています。

特に、国保の問題を取り上げてみたいと思いますが、国保はそれぞれ市町村の自治体で運営をしているわけです。これを都道府県を軸に統合するというものですが、大方の自治体が非常に財政が不安定な中で運営をしてきております。さらに、私自身いつも指摘をしておりますが、この不況の中で失業した人や、また零細企業が社保をやめて国保加入ということで国保加入の人口がふえています。このため、高過ぎる国保料を払えない人がふえているわけですが、国保財政はますます不安定となる状況です。このような不安定なもの同士をどんなに大きく統合したって、安定するとは考えられないのではないのでしょうか。さらに、国は、財政調整交付金の配分方法を見直して、国の負担をさらに削減するというものです。財政調整交付金は、国保財政の収入額が不足した市町村に国が支払うものですが、この配分方法の見直しをして、都道府県や市町村に医療費の抑制や保険料を引き上げさせ、国の負担を減らしたいと考えているようです。

次に、中小企業の労働者などが加入する政府管掌健康保険は、社会保険庁が全国一括して運営しているものを都道府県単位に分けようとしています。国が運営にどのように関わっていくかは、今の段階では社会保険庁のあり方自体が検討されているということで、まだ固まってははいないようですが、政管健保の保険料率は、私が言うまでもなく、今は全国同じに収入の 8.2%という形になっています。これを労使で折半するわけですが、これを都道府県ごとに別々の保険料率に設定する仕組みだということです。つまり、各都道府県の医療費の差を保険料率に反映させる、医療費が多くかかった都道府県の保険料率は高くなることになります。

ちなみに、ここに2001年度の医療費をもとにした保険料率の試算があります。佐賀県は高い方から上位5県に入っており、3位に位置しています。そして、その保険料率は 8.4%、今の基準より 0.2%高くなっています。一番低い県で、長野県の 7.5%だそうです。

もし、このように地域の医療費水準に応じて保険料を決めるということになれば、医療費が多くかかれば保険料を引き上げる、そうでなければ医療費の抑制をとということになるわけです。企業がつくる組合健保は二つに分けられるということ。小規模・財政緊迫組合は、新しい受け皿として都道府県単位の組合をつくる。一方、財政が安定している大企業の全国的な組合健保などは、これまでどおりの自主運営にする。公務員などの共済組合、自主的な運営を続けるというものだそうです。

今回の改革は、結論を言えば、財政が困難な市町村国保や政管健保、小規模な組合健保を

都道府県ごとにまとめる。その一方、大企業の組合健保などは枠外に置くというものです。医療保険の財政悪化の主な要因は、国庫負担の削減とリストラや賃下げによる保険料収入の減少にあったのではないのでしょうか。政府の失策と大企業の横暴な雇用の結果を見逃すことはできません。今回の基本方針が、財政悪化の要因がはっきりしているにもかかわらず、ここには全くメスを入れることなく、国民の負担増と医療費抑制を押しつける国庫負担を減らすことをねらった今回の医療改革です。市民の生活を守る先頭に立つ市長は、このことをどのように受けとめられているのか、見解をお聞かせください。

つけ加えますと、このことについて全国知事会は、都道府県単位で国保を統合することに反対の表明をしています。さらに、昨日の新聞では、このような問題について、札幌市の医師会が小泉内閣退陣の決議をしています。その決議は、日本の医療保険制度は、目先の利益を求める財界と国民の福利を無視する政府により、今まさに崩壊のさなかにあるというような理由で、こういう悪政を進めようとする小泉内閣退陣を要求するというふうな決議が、まさに自民党の集票マシンとも言われる医師会から出てきている実態があるということをつけ加えたいと思います。

次に、農業の問題です。

農水省の審議会は、8月10日、農水省の基本方針、食料・農業・農村基本計画に向けた中間論点整理をまとめました。これは、5年ごとに実施される基本計画見直しのたたき台となるものだそうです。論点整理が報告された8月10日の審議会で亀井農水大臣は、よりスピード感を持って取り組むと意気込んだと新聞に書かれておりました。果たして、今回の論点整理が農民はもとより、国民の声、特に食糧の自給率を高めるという願いにこたえるものになるのでしょうか。経営安定、担い手、農地制度、環境・資源保全の4点が改革の柱とされています。

経営対策などでは、これまで豊作や輸入増などで農産物の価格が下落した場合には、農家を限定せずに価格補てんをしてきたと思います。ところが、この価格安定策を全面的にやめ、対象を認定農業者や法人、法人化計画を持つ集落営農に限定するというものだそうです。栽培面積や農家単位に直接助成金を支払うということだそうですが、このようなことになれば対象外となる農家がふえることになるわけです。全国的には、認定農家は戸別農家に占める割合が6%にすぎないということです。農業法人とされるのは、ほんの一握りだそうです。野菜、果物、畜産などは品目的に検討することですが、圧倒的多数の農家が対象外になると見られています。直接支払いの対象にならない中小農家にとっては、農業をやめよと宣言されるようなものではないのでしょうか。このことは農業の担い手を大きく制限し、今でも問題である後継者づくりどころではないと思います。助成が受けられない多くの農家が生産を中止することになりかねません。これでは日本農業は衰退し、自給率の向上どころではありません。さらに出てきている問題は、生産が衰退することにより農地が減少することになりま

す。このことは農業環境、資源保全政策の確立で強調される多面的機能の重要性と矛盾するのではないのでしょうか。

農地制度の焦点は、財界などがねらう株式会社による農地取得の解禁だと言われています。利益追求の株式会社に農地を開放するということになれば、農地が荒れ放題になることは目に見えています。審議会の中でも、まず地域に根差した農業主体の法人になり得ない、そういう株式会社による農地取得は認めない。そして、二つ目として、構造改革特区で農地賃貸を行い、弊害がなければ全国展開を検討との両論が併記されたそうですが、このことは農地が荒廃することが心配されているからではないのでしょうか。この論点整理を来年の3月の答申に反映させ、政府は具体化を進めると言います。国内農業を本当に盛んにし、国民の願いの食糧自給率の向上を実現させる政策が今急がれているときだと思えます。

鹿島市の農家の現状を見ますと、戸別農家の人口が9,496人と聞きました。その中の認定農家は何と127人、法人またはその計画を持つ者はないと聞いておりますが、もしこの数字のとおりだとすれば本当に大変な事態になると思えます。これまで長い間、家族経営で農業は立ってきたわけですが、そういう人たちの手で鹿島市の経済が支えられてきたわけです。それを根本から崩そうとしているのが今度の計画ではないかと思えます。まず、この計画についてどのような御見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

松尾議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、新幹線問題についてのこれまでの経緯について、簡単に御報告をいたしたいと思えます。

御承知のように、昨年 of 年末から自民党、あるいは与党等の政治的な動きが非常に活発になってまいりました。そのような流れを受けまして、3月15日に、県の方から初めて、協議を再開したいという申し出があったところでございます。これを受けまして3月29日だったですか、初めて佐賀県の副知事と市長の方が会談をいたしました。その後、5月6日には期成会としての総会を開催し、そしてまた事務局は事務局として、県とおおよそ11回の会合を重ね、そしてまた6月4日には、副知事と市長の2回目の会議がなされたところでございます。そういう中で、まず3月29日の副知事との協議の中では、まずこれまでの過去の流れは流れとして清算をいたしまして、これからゼロの立場からお互いがスタートしていこうというようなことが確認をされたところでございます。

そしてまた、このことを5月6日の期成会の総会にかかりまして、副知事とのこういった会談の内容、それから期成会は期成会としてこれからもJR長崎本線の存続は続けていくん

だという基本的な項目を確認したところでございます。

そして、さらに先ほど申しましたように、6月4日には第2回目の副知事との協議がありました。この中で初めて県の方から、具体的に今後このようなことで協議してはどうかというふうな形で提案がございました。その一つが、まず長崎ルートの必要性について、それからJR長崎本線について、3点目が県西部地域の交通体系についてと、こういうことで具体的にこのような形でお話をしたらどうでしょうかという形で提案があったところでございますけれども、市といたしましては、まず新幹線長崎ルートのいわゆる効果ですね、経済的波及効果、それから時間短縮効果、それからその建設に関する事、それから地元負担に関する事、この3点を、今までの県独自の資料がないと。そういうことで、まずこのことについて県独自の資料を作成いただくのが一番先決ではないかというような形で、まずこれを要求したところでございます。そういう中で、県はわかりましたということで、できるだけ資料を早急に作成し提案したいという申し出がありましたので、現在その資料の提案を待っているというところでございます。

したがって、県の方からは、先ほど松尾議員が言われましたような第三セクター化にすると、そういったような具体的な提案というの、これも何もあっておりません。そういう中で県独自で作成いたしました資料の提出を待っているというのが現在の状況でございます。しかしながら、市といたしましても、先ほど言いましたように、そしてまた期成会といたしましても、長崎本線の存続をしていくという、この基本理念は何ら変わっていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方から、松尾議員の御質問の国道207号についての三つの御質問にお答えいたします。

まず初めに、能古見郵便局前交差点周辺の交通安全対策についてお答えいたします。

先ほど、議員の方から、ここの交差点が事故が多いということでありましたが、そこで、この周辺30メートル内での事故の状況を鹿島警察署にお尋ねいたしました。その結果、開通後現在までで車同士の事故が6件、自損事故が1件の計7件の事故があっているということでございます。これらはすべて衝突事故で、人身、物損の内訳は人身事故が3件、物損事故が4件となっております。また、大まかな場所といたしましては、交差点内が3件、国道444号線上の能古見小学校方面で1件、能古見郵便局の前で3件ということになっているようでございます。

そのような状況ではございますが、この交差点は議員御指摘のとおり、バイパス側から国道444号への右折の場合、お互いの右折車が死角となり、直進する車や左折する車が見えづ

らく、危険であるというような御指摘もいただいております。そこで、現在、ゼブラ線などの変更、区画線などの変更について、警察や土木事務所に検討をお願いしているところでございます。

次に、騒音・振動対策の取り組みについてお答えいたします。

この御質問につきましては、さきの6月議会におきまして谷口議員からもあったわけですが、その時点ではまだ、鹿島土木事務所の方で今後の対策の根拠とするために実施された道路騒音の調査結果が完全に出ておりませんでしたので、県としての対策の結論が出ていなかったわけですが、その後すべてのデータが出そろったところで県の道路課及び鹿島土木事務所でも慎重に検討がなされ、去る8月6日に高津原区長さん及びバイパス騒音対策を要求する会の方に、鹿島土木事務所より、騒音調査の結果報告や今後の対策などについての回答がなされたところでございます。

その主な内容を御紹介しますと、まず、蟻尾山公園入り口交差点周辺7カ所での道路騒音調査の結果は、道路騒音の二つの基準であります環境基準及び要請限度の両方とも、調査地点の全地点において基準の騒音の数値よりも小さい値であったということでございます。この騒音調査の結果報告がなされました。

環境基準とか要請限度とは何かと申しますと、まず環境基準と申しますのは環境基本法に基づく騒音にかかわる基準でございまして、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準でございます。また、要請限度と申しますのは騒音規制法による基準で、自動車騒音、または道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し、自動車騒音、道路交通振動の防止のため改善措置をとるべきことを要請するとか、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際の基準でございます。

そして、この道路騒音の二つの基準を要するに超えてはいなかったということで、県としては遮音壁の設置などハード面での騒音対策は、現時点では困難であると判断したという回答がなされました。しかし、今後交通量の増加などの環境変化も考えられるので、今後も鹿島市と一緒に状況を見ていく必要があると考えるとかいうこと、また、バイパスの開通までは閑静な住宅街であったため、この環境変化に苦悩されているのは十分に理解できるということで、将来舗装補修が必要になったときには道路騒音を低減させる効果のある排水性舗装の施工を検討したいというような内容の考え方がそのときに示されております。

以上が主な内容でございますが、それらのことに対しましてバイパス騒音対策を要求する会の方は、調査結果の数値などで納得できないところがあるということでございましたので、現在、市も中に入りまして継続して会と話し合いをしているところでございます。

また、なぜ蟻尾山公園入り口以外のところで騒音調査が行われなかったのかということでございますが、これは今回の207の開通に伴いまして一番騒音レベルが高いだろうと予想さ

れるところを抽出して行ったということでございます。能古見郵便局前交差点あたりよりも蟻尾山公園入り口交差点のあたりが騒音レベルが高いだろうと想定されるということで、そこを抽出したところでございます。

最後に、国道 207号安全のために改良の取り組みをという御質問にお答えします。

確かに、議員申されますように、国道 207号の御指摘の箇所などは歩道がなく、危険であると私たちも認識いたしているところでございますので、その改良につきましては、佐賀県西部地区開発促進協議会などで具体的に箇所を示し、要望をいたしているところでございますし、ぜひ実現できればと考えるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

松尾議員の、有明海再生に向け佐賀地裁の工事差し止め処分が決定された、これを受けての干拓工事中止の国への働きかけをということでの御質問の中で、市のこのことについての考え方、また今後の取り組みについてということで御質問でございます。

このことにつきましては、先ほど議員申されますように、平成16年8月26日に佐賀地裁の方から、一審判決に至るまでの工事の続行をしてはならないというふうな決定が下されました。これで当市におきましては市長がまず、今までの中でも有明海の異変についての原因究明を求める一つの方向として、諫早湾の中・長期の開門調査の支持をした表明を行ってきております。このことで見ますと、この処分については一歩前進の判決が出たというふうに担当としても思っているところでございます。

そこで、この開門調査につきましても、担当レベルでは、有明海沿岸の佐賀市を初め2市10町で有明海沿岸地域振興協議会というのを組織いたしまして、それぞれの有明海の漁業の振興、並びに再生に向けての今協議を行っているところでございます。その中で、私、以前、この開門調査についても協議会として一つの方法を出すべきじゃないかということで各市町の見解を求めた経緯もございます。そこでも、やはり自治体一つ一つとしてその表明というのはなかなか困難であるという見解を各市町が出されております。それで、今回の判決を受けて、その協議会はまだ開催しておりませんが、このことについて、電話でございましたけれども、各市町村に問い合わせを行いました。それで、これについては自分たちも支持はしますけれども、各市町村独自でというのはちょっとなかなか困難であると回答をいただいておりますので、今後この協議会等でもその話をテーマに上げながら進めていきたいと思いますし、鹿島市としても、再生に向けての取り組みは当然行いますけれども、これから直接国にという取り組みは、庁内の中でも協議をしているところでございます。

それから、次の項の農業、米価の大幅値崩れが予想される、農家の暮らしと営農を守ると

いうことについてのお答えをしたいと思います。

今回の農水省が出された論点の整理の中で、このことについての見解ということでございます。農業については、大きな一つの転換期でもあったというふうに思います。これは昨年からの協議がなされまして、平成16年度4月、ことしから米の政策大綱が大きく変わっております。それで先ほど議員申されますように、一つは認定農業者を初めとする担い手、それから株式会社、また、それから集落営農等で今後農業を維持していこうという方針が出されております。この経過につきましては、先ほど申されますように、市内では9,496名、戸数で1,996戸の農家がございますが、そのうち、ことしの認定農業者が127名ということでございます。そこで専業農家と言われる部分が、これは平成12年のセンサスの数字なんです、279戸ございます。それで率的には、先ほど申されますように、6.3%程度ということでございます。しかし、今の農業の現状を見ますと、非常に各集落、今どこに回っても、あと10年後、じゃあ、だれが農業をしていくのかというのに非常に苦慮をされているのが現状でございます。

そこで、今度の方策は、それを維持していくために、農業をしていくためにということで、特に集落営農というのを進めようとしています。これは当然、後継者が少なくなった中で、集落全体として、これを受けとめていくというふうな方向でございます。それで、先ほど議員申されますように、平地の部分につきましては圃場の整理がされていまして、何とか集落営農も進めやすい部分でございますが、問題は中山間地の部分でございます。これについても、平成12年から中山間地の直接支払いが行われていまして、平成16年度、ことしいっぱいで一応期限が切れる状況になっています。これも、先ほどの質問の中での今後の継続の一環として農水省では継続を打ち出しております。今度の予算の要求の中に盛り込まれておりますので、中山間地の直接支払いをいかに生かしていくかというのが今後の集落、並びに市の一つの方向だろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

今回の教育改革案をどのように受けとめているかという御質問でございます。

義務教育は、憲法が保障する教育を受ける権利の最小限の保障としての意義を有しておりまして、教育の機会均等、人的、物的な教育条件を含みましての水準の維持向上の視点から申しますと、国が責任を持って財源を保障すべきでありまして、国、都道府県、市町村、学校には、それぞれ担うべき役割があります。特に重要な要素であります教職員の確保につきましては、国庫負担であるべきと考えております。

現在における義務教育改革案、三位一体改革案につきましては、現在のところ先行き不透明でありまして、今後の動向を見守っていきたいと考えておりますが、義務教育費国庫負担制度の堅持を教育長会や市長会との連携によりまして求めていく所存であります。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

20番松尾議員の5番目の御質問に対しましてお答えをいたします。

5番目は、保険を都道府県単位とする医療費の抑制がねらわれている、市民生活の影響と医療制度を守るため国への働きかけをという御質問でございます。

市が運営をいたしております国保についてお答えいたします。

国民健康保険事業につきましては、最近の経済、雇用状況の変化、さらには高齢化の進行によりまして非常に厳しい環境となっております。こうした中にありまして、昨年3月に閣議決定された政府の基本方針に沿って国の社会保障審議会医療保険部会及び市町村国保再編統合推進委員会では、国保の運営について2次保健医療圏単位、もしくは都道府県単位での広域連合を設置する案等が検討されております。しかし、これらについてまだ関係者間で意見の隔たりがありまして、現在休止状態となっている状況でございます。しかし、これにつきましては、秋口からまた検討に入ると聞いております。

この国民健康保険広域化に対する佐賀県の考え方でございますけれども、県一本でという話もございますが、介護保険がほぼ2次保健医療圏単位で運営されているということもありまして、この単位が保健、医療、介護の連携のとれたサービスが効果的、効率的に行うことが可能であるということと、医療費の水準もほぼ似通っていることなどの理由によりまして、この2次保健医療圏、当地域では杵藤地区広域圏内2市10町になりますけれども、この単位での広域化を進めていく考えでございます。

そこで、御質問の県一本化となった場合の市民生活の影響として考えられるのは、県内一本化になりますと、現在の保険税にしても医療費にしても地域間の格差が大き過ぎるということで、それを給付に見合った平準化、均一化することになりますと、保険税が今までより極端に高くなったり安くなったりすることが考えられます。また、保険者の規模が余り大きくなり過ぎると、被保険者の管理やきめ細かな保健事業などのサービスが提供しにくくなることが予想はされます。

次に、医療制度を守るため国へ働きかけをということですが、昨年3月に健康保険法等の一部を改正する法律に基づく基本方針が示された後、全国市長会や全国都市国保協議会等で国に対しまして国保財政の健全化等に関する要望とか、医療保険制度改革についての要望をいたしております。

今後とも市民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度を堅持するためにも、市長会等

を通じまして国に対しては要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

数項目についての御質問であります。第1回目につきましては、私の方は新幹線長崎ルートとJR長崎本線の存続について、つけ加えて御説明いたします。

まず、この新幹線長崎ルートの問題は、平成4年から、いわゆる惹起をしてくまして、ずっと桑原市政のこれがメインの課題だというふうにとらえまして、現在までやってきております。それで、今回、鹿島市議会の方で肥薩おれんじ鉄道の視察に行っていたというので、まだその後、具体的にはどうであったということはお聞きしておりませんが、私は私なりにいろんな関係から情報入手をしております。私自身も第三セクターになった後の末路といいますか、そういうものは非常に危機感を持っておるところであります。

実は、私がよくですね、第三セクターになったとして、JRのプロが経営して成り立たないものを何で我々が引き受けて成り立ちますか、だから私は反対しますということを言っておりますが、ここで平成8年の新聞をちょっとここ今出してきておりますが、このことでちょっと基本的な問題ですので、もう一遍皆さんと確認をしておきたいと思っております。

これは平成8年の11月29日の新聞です。「新幹線建設でJRが表明 肥前山口―諫早間を分離」と。つまり、肥前山口―諫早間を新幹線長崎ルートの並行在来線にするという、この中身を書いてあります。その中に実は、収支のことが書いてありますが、長崎本線の諫早―長崎間は、その時点で6億円の欠損が出ているということですね。肥前山口―諫早間が22億円の赤字になると。つまり、肥前山口から長崎まで28億円の欠損が出ているというんです。全体では収入が67億円、経費55億円で、減価償却込んだ利益は1億円、長崎本線全体はその時点で1億円黒字になっていると、こういう説明がしてあります。その上でJR九州側は、諫早―長崎間は努力すれば経営が可能だが、肥前山口―諫早間は経営分離せざるを得ないと、こういうふうなことを表明しているわけです。これをもって肥前山口―諫早間は経営分離をしますと、こういうことを言っているんですね。

つまり、諫早―長崎間は年間6億円の赤字が出ていると。しかし、これは経営努力をすれば何とかなるんじゃないかと。しかし、肥前山口―諫早間はどうにもならないと。つまりですね、JR九州が考えて、肥前山口―諫早間の経営はどうにもならないと。諫早―長崎間は努力をすれば何とかなると。ここは逆に言えば努力をしても何とかならないということなんですよね。だから、私はこれをもって、プロが経営してもどうにもならないようなことを我々が抱えても、特に今はこういう財政難のときでしょう。県も、我々沿線の市町村も、赤字の垂れ流しのような事業にずっと補てんをし続けることは、私は不可能だと思います。そう

しますと、いずれこれは廃線の憂き目を見るということになりますので、私はこの経営分離については断固反対と。また、期成会もこのことを確認しながら今県との話をしているということですが、これは確認をしておきたいと思えます。

それからもう一つ、基本的なことですので、この際ちょっといいですかね、申し上げておきますが、これは確認をしておきたいと思えます。

まず、新幹線長崎ルートに関しては、JR九州は何も整備費は出さないんです。在来線の方を建設する、あるいは運営をするとなりますと、JR九州がまず線路の敷地を、土地を購入しなければいけません。駅舎も自分のお金で建てなければいけません。そして、維持補修もJR九州の経費でなければいけません。これが今の在来線です。ところが、新幹線長崎ルートに関しては、建設は自分とかが出す必要なし、後の運営に対しても利益の範囲内でJR九州は出すというんでしょう。つまり利益が出なかったら出すのか出さないのかわからないぐらいの話ですよ。

一方、長崎ルートというのは、これは、きょうはちょっと時間がありませんから説明申しませんが、厳密に言えば、これは新幹線じゃないんですね。新幹線じゃないですよ。しかし、国は新幹線と認定をしていますから、その新幹線法に基づいた整備がなされようとしておりますが、これをJR九州側から言えば新幹線じゃない。何で新幹線じゃないものを、特急列車の腹きやあたぐらいのものを向こうは望むか、こっちを捨ててでもとといいますと、さっき説明しましたように、新幹線長崎ルートにのっかって運営した方が経費でん何でん安くつくけん、そいけん都合のよかけんですよ。そういう基本的な問題を我々は理解しながら、県、国と交渉をしていかなければいけないと、こういうことになります。

それで、私自身は、県とは、この問題に関してゼロから話を積み上げていきたいと思いますということを申し上げております。はっきり申し上げまして、佐賀県内の今までの新幹線長崎ルートについての議論は、新幹線ありきで進んできてしまっています。このことは県も認めていただいておりますし、これをやっぱり県民にわかるように、長崎ルートについて、まず必要か必要でないか、これは検証をしなければわからないだろうと、そういう建前をつけまして、ゼロから投資対効果の問題とか、いろんなことを検証していきましょうということで県とは今話をしているということでもあります。しかも、遅くとも年末までには来年度の予算についての決着をしなければいけません。3線同時着工のうち長崎ルート入っていますので。これに間に合わせる必要は、我々の方からは全くないですよ。じっくりと長崎ルートの必要性について議論をしていけばいいことで、じっくりとこれを、何でも合わせる必要はない。こういうスタンスで私はいっております。長崎県、あるいはこの推進論者は早う結論を出してくれと。そんな、今からゼロから検証をしていって、すぐ結論が出るというものでもないわけですね。

もう一つ、副知事との話の中では、新幹線長崎ルートの話は今からゼロから積み上げてい

きます、必要性についても何でも。その話の中で、代替案、差しかえ案、このことは一切しないということで話をつけております。つまり、純粋に長崎ルートだけの問題、あとのこの南西部地域の交通対策の問題全般についてとか、そういうものについてはこの問題が終わってからいいじゃないですかというふうなことで合意を見ておるところであります。

私自身は、冒頭にも申し上げましたように、長崎本線の存続については私のメインの課題だと、最重要課題だというふうに受けとめまして、長崎本線を守っていくと、今のJR九州の経営のままで存続をさせていくというのが私自身の方針ですので、このことは堅持していきたいと思いますし、また、議員、議会、あるいは市民の皆様のお理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

2回目の質問に入りたいと思いますが、まず新幹線の問題ですが、今市長の方からいろいろ詳しいお話もいただきました。

やはり先ほどから言われておりますように、仕組みが本当に私たちは納得いかない。例えば、新幹線は国がお金を出すと、在来線はJRだというふうなことから、やはりいろんな問題が発してくるというところもあると思いますがね。

例えば、先ほど企画課長も市長も触れられませんでしたでしたが、それに関連して複線化の話も私ちょっと出しておりましたが、例えば、長崎新幹線が通ることによって時間が短縮されるなどと言っていますが、私もよく言いますが、とまるるところにとまらない短くて済むくさというようなことを言っていますが、今の長崎本線だって私は複線化をすると今よりも大分縮まっていくと。全線複線化とまでいかななくても、いつも言われますが、要点箇所だけの複線化にしたってやっていけば、博多までですから、新幹線だって博多までしか行かないわけですから、どんなにでも時間の短縮はできるわけですね。それから、例えば、金をどっちが出すかは別としましても、新幹線と長崎本線を複線化にするということになりますと、10分の1ぐらいですか、財政的な、もっと安いですかね。そういう形でつくっていただけるという状況はあるわけですね。

あっちこっち飛びますが、実は私はおれんじ鉄道を見に行ったときに社長さんたちとお話をする中で、全く努力がされていない。どうしたらおれんじ鉄道は十分に乗客がふえていくかというような、そういうことはもう全くされていないというのを感じました。というのは、やっぱり上から来て座られた人たちが中枢部におられるからかなと思いましたがね。私の理解が間違っていたかもわかりませんが、そうであれば、この後同じような質問をされる方からおっしゃってもらっていいと思いますが、例えば、ここは大体中心は通学だけでもんねというような言葉が出ました。それから、じゃあ、地元の人生活に合わせてダイヤ

を、もっとたくさん発するとかいろんなことはしないんですかと。全くそういうことは考えられていない。今の体制の中で新幹線と組み合わせてのダイヤだというようなことから、ふえるはずがないわけですね。お客がふえるわけない。自然に任せてというような、そういう中での経営がされているのを見まして、ああ、これは大変だなというのを見ましたがですね。

私は、何としてもこの長崎本線を守っていくためには、今市長はそれなりに県との対応で一生懸命されているわけですが、やはり、一番市長がされていることを現実的なものとするためには、住民の支え、大きな運動の広がりをここでやっぱりつくることがその大きな力になるんじゃないかと。それをしていくことが現実的なものになるんだと私は思います。

特に、長崎本線存続の取り組みについては、桑原市長はまさに自分の政治のメインだというようなことで一生懸命されていますね。本当に私これまで見てきまして、市長は井本前知事から嫌というほどたたきのめされながら、このことは自分の意志を通されてきたんですね。このことについては私は本当に敬意を表したいと思うんですよ。もう鹿島の市長にはうてあわんばいと言われるっばい、佐賀に行くぎというふうなね、言われる。そういうこともありました。それは市長が悪いんじゃないくて、知事が自分の思うごととせんとはたたきのめすというような、そういうやり方が悪かったわけですね。しかし、それをやっぱり踏まえながら今まで頑張ってきたわけですよ。だから、何としても最後までそれに取り組んでいって、そして、ああ、本当これで長崎本線が存続できたんだという日の目を見せたいと思うんですよ。私もそう思います。

だから、ここで県と関係とただ書類を出してもらいました、資料をつくってもらいますだけでは、本当の力になりきれないおそれがあるんですよ。先ほども言いましたように、政治的な問題が非常に多く働くこういう問題ですよ。だから、何としてもここで、鹿島市民はもちろんです、全県民の問題として大きな運動の広がりをここで作り出す必要があると私は思います。もちろん、私自身もまだ、先ほど言いましたように、省庁交渉から帰った後のまとめをして各自自治体にも回っていく準備をしておりますが、まだそこまでいっておりません。そういう中で大きな運動を広げていかななくてはいけないと思っておりますが、せっかくここに期成会もあるわけですから、そこを土台として取り組んでいくということが大事だと私は思います。そして、本当にこの長崎本線を守っていくという大きな力にしていきたいと思っておりますが、その点についてはどうなんでしょうかね。

特に、それとあわせて周辺自治体の人たちの賛同も得るためには、やはり今ある長崎本線をより便利にしていくということの取り組みも必要だと思いますが、そのために複線化の問題をあわせて取り組んでいく必要があるんじゃないかと私は思います。特に、国も、地元の人たちの声がかかることがあればですねというふうなこともつけ加えたわけですので、その辺についてどうなのか、ぜひもう一遍御見解をお聞かせください。

これは西日本新聞の7月9日、今村代議士の記事が載っています。国会通信。これを私は見まして、今村代議士はだれも知っているようにJR出身の方ですから、JRにつかった人だと思っていきたいと思います。しかし、彼自身も、これを見ますと、何としてもそれを強行しなくちゃいけないという考えじゃないわけですね。例えば、最後のところにあります、一部複線化しても安い費用で時間短縮効果が見込める、今後は代替案の研究にも取り組んでいきたいなどという、そういうコメントも公に出されているわけですね。だから、こういう力強い味方——と言っていいんじゃないですかね、この場ではね。——もあるんじゃないかと私は思います。ですから、ぜひこの辺でしっかりと目標を決めて在来線を守ると。そして、すべての人、周辺自治体の人にも便利になるように、複線化を含めて守っていかうじゃないかとする運動の出発をぜひ取り組んでいただきたいと思います。その辺についての御見解をお聞かせください。

それから、次に入りますが、バイパスの問題ですね。

今、特に交通安全対策については、先ほど具体的に対応の方法をおっしゃっていただきましたので、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

それから、騒音・振動の問題ですが、今のお話の中では、結局は基準に達していなかったと。だから、直ちにといいことじゃないわけですがね。例えば、改修をしなくてはいけないときになって、舗装のやり方を変えとかなんかで対応をするというような、そういう御回答だったと理解をしますがね。ただ、私は現実的に基準、もちろん基準をしながらしていかないと無制限にいろいろはできないと思いますが、現にその周辺の人たちがその騒音なり振動などで精神的にも肉体的にも打撃を与えられているんですよね。もう本当にことしの暑さの中では、それに輪をかけて大変な状況が生まれているわけですよ。だから、やっぱり実態に合った対応というのも早急に必要じゃないかと私は思います。その点については何らかのお考えがないのかですね。

それから、先ほど、何ですか、改修などをするときには、何というですか、排水性舗装というんですか、そういうので対応をしていかなきゃいけないだろうというようなことをおっしゃいましたが、今できたばかりで、すぐにそういう改良をせんといかんようなね、もちろんそういうためにするのならですが、何かだめになったからというふうな、そういう簡単な工事はしていないと思いますから、このことはいつになるのかわからないわけですね。ですから、これについてはやっぱり、例えば、全体的にできないなら、そういうひどいところとか、いろんなところに対する何らかの手だてをするべきだと思います。お考えはないのかですね。

それから、もう一点ですが、4車線の問題も出てきているわけですが、こういう形で今の舗装では騒音だとか振動がひどいということがはっきりしたわけですから、4車線の工事の取り組みの中では、やはりそういう特殊の舗装があるのなら、その舗装を使って最初から取

り組んでいくということを考えるべきだと思いますが、そういうことはもう既に考えられているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、207の現在の安全対策の問題ですが、既に取り組み箇所を示して具体的にされているということですが、どの辺をどのような要求、計画がされているのか、よければお知らせください。

それから、諫早湾干拓の問題ですね。

本当に今回の仮処分の決定については、関係者だけでなく、非常にみんなが喜んだわけです。今いろいろお話をさせていただきましたが、市単独ではということで、2市10町のそういう組織があるならそれなりに、せっかくこういうすばらしい判決が出たわけですから、これを現実のものとするために鹿島市が率先してその2市10町の組織を動かすなどして、その対応に取り組んでいただきたいと思います。

それから、義務教育の問題ですね。

これは今からの問題で、本当に私も何か、例えば、予算によってそれぞれの地域の教育の内容が変えられるとかいうことになれば、それは本当大変だと思います。まさに、憲法26条を尊重し守っていくという立場で、今の教育基本法というのをしっかりと踏まえた教育をすべきだと思いますが、特に私ちょっとよくわからないんですが、義務教育の到達目標の明確化と六三制などの制度の弾力化ということがうたわれているんですが、これは結局はそれぞれの自治体で六三制などの制度を変えていくということになるんじゃないかと思いますが、そういうことになりますと、子供たちが成長して社会に出た後だって、いろんな形での問題が出てくるとは思います、その辺はどう受けとめられていますか。私は、どうしてもこの辺が理解できませんが、何かお答えできればその辺でお願いをしたいと思います。

それから、これは教育の問題にしても、国保の問題にしても、農業の問題にしても、すべて今一本だと思いますね。国の制度の流れ、国が財政を削っていくためのいろんな手段で国民に大きな負担をかけるというようなことをやっているわけで、特に国保の問題なんか、それぞれの県によって何で違うと、保険の負担割合とか何かが違うということになりますと、これは行政的にすばらしい政治がされているということになれば、人類の大移動が起きたっておかしくないというようなですね。やっぱり最近でも、私もこれまでの経験の中で保育料が塩田町が非常に安いときがありましたが、若いお母さんから、塩田町に移ろうかというふうな、本当にそういう声も出てくるような、今は大分高くなっていますがね。そういうこともあるように、やっぱり少しでも暮らしやすいところに移っていこうじゃないかというような、そういう動きもあるわけで、今ねらわれているこの保険の制度、都道府県単位にということになれば本当に大変になるとは思いますし、さらに、このことでみんなが安心できない医療体制が生まれてくるんじゃないかと私は思います。

特に、それに輪をかけて、先ほどは出しておりませんが、保険外の自由な診療の拡大が計

画されているということですが、お金を省くために自由に自分でお金を出して診療をしてもらうというふうな、お金のない人はもう病気の治療さえできないというような、そこまで今の医療の体制が考えられてきているということを考えますと、本当に恐ろしい気がしますね。私たち、今までいろんな制度の中でお互いの暮らしを守ってきたという中で、これがなくなっていくというわけですから、非常に恐ろしい気がします。そういう面で、これからの動きをしっかりと見届けながら対応をぜひ市としてもしていただきたいと思いますし、私たちもその取り組みをしていきたいと思います。

さて、農業の問題ですね。

先ほどおっしゃいましたが、今農業をやる人がいないから、こういう体制をつくらざるを得ないんだというようなことをおっしゃいました。なぜ、やる人がいないか。やっぱり採算がとれないわけでしょう。今これだけ不況で、農家の跡取りの人たちという人、農家の出身の人たちがあっちこっちに仕事に出ていっていったんだけど、この不況の中で仕事をなくしたと。農業で採算がとれれば、すぐに戻ってこれると思うんですよ。しかし、今、米をつかったって何をしたら採算がとれないというような中で、こういう事態が生み出されていると。そういうことじゃないですか。だから、本当に安心して農業経営できるような政策をやったり具体化するという、これがないと、どんなに小手先だけ制度を変えたって同じことだと思うんですよ。ましてや、今度の何ですか、法人化といいますか、株式会社化といいますか、もう実際に足腰の弱った鹿島市内の農家の人たち、一部はやっていける人もあると思いますが、そうでない人たちを、例えば、外部から金を持った人たちが入ってきて農地を手に入れてやっていくけど、それで採算がとれないなら、それを守ろうとすることはしないと思うんですよ。もうけのためにやってきているわけですから。そういうことになると、環境だって何だって本当に崩されていくばかりだと思います。

中山間地の問題にしても、これも本当に、一時ことしでもう予算が削られるということで、非常にみんなが心配したわけですが、実はこの中山間地の問題も私は農水省に行って直接農水省の方とお話をしましたが、農水省の人も、全国から中山間地を守らんといかんということで補助、予算をことしでとめてくれるなという要求がいっぱい来ているけど、財務局が許さないというような、私たちが行ったときはですね、そういうことでもう私たちも困りますと。すべて財務局が圧力をかけているようですがね。そういう答弁いただいたんですよ。私たちは逆に、農水省の職員の人に頑張ってくださいと励ます形になって帰ってきましたがね。その後、まだ予算は継続されるということを知って半分安心はしておりますが、とにかく、今のこの政府が一つ一つ打ち出していく農業政策というのは、農家の人たちの営農を守っていくという立場じゃないと。自分たちが崩れてきて、さらにそれを崩して、一部の大企業の人たちのもうけにそれを導いていこうなんて、本当に許せない農業政策をやっていると思います。先ほど私は、医療関係のところでも小泉退陣の話をしてきましたが、まさに、

今本当にすべての人たちがこのことを取り組まんと大変なことになる時期じゃないかという思いが私はしています。ちょっとあっちこっちなりましたがね。

そういう意味で、今からの農業の情勢についても、私は本当に一つ一つ国の動きを先取りをしながら対応していただきたいと思います。そして、そういう動きに対しては敏感に取り組んでいただきたいと思います。何かありましたらお知らせください。

それから、農業問題について、今後どう市長はお考えなのか。鹿島市の財政支えてきた本当に大きな力だと思いますよ。それがまさに音を立てながら崩れていこうとしている、許せないと私は思います。その点についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

特に、新幹線の問題では、ぜひ大きな運動の盛り上がり、先ほど言った有明海訴訟の問題もただ単に裁判を起こしたというだけじゃないんですよ。多くの人たちが運動の取り組みをやったんですよ。全国の支援もいただきながらですね。私たちが東京へ行ったときに、東京周辺の支援をする会の人たちが、あの暑い中、国会の前に座り込んで有明海を守ろうじゃないかと、裁判の成功をというふうなことで取り組みをされている実態を見てきましたが、そういう力が今回の決定に至ったと思います。だから、今度はそういう力をつくって長崎本線を守るということに力を尽くしていきたいと思いますので、その辺の市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、新幹線問題についてお答えいたしますが、この複線化の問題ですね。

ある説によりますと、複線化は新幹線の新規ルートを建設する1割から2割で済むと、こういう説があります。確かに私も、それは今ちょっと勉強中ですが、そう言い切っていいかどうかはまた別問題としまして、そういうふうに言われておりますので、それを基準にして若干申してみたいと思いますが、この前の古川知事と鹿島市民との対話の中で、鹿島市民代表として青木議員も質問をしていただきましたが、この複線化の問題についてもそのときの説明では、複線化を長崎本線全線したら450億円とおっしゃったですかね、それくらいかかると。ところが、新幹線長崎ルートの佐賀県の負担が180億円と。150億円の純粋の新幹線の建設負担と30億円の肥前山口ー武雄間の複線化の費用ですね。この180億円より複線化は450億円かかるからできないというふうなことをおっしゃった。しかし、私はこれに着目をしていろいろ検証しておりますと、複線化の450億円の金額と比較するのは、私は地元負担の180億円じゃないだろうと思うんです。新幹線長崎ルートの全部の建設費の3,800億円の方だろうと思うんですよ。3,800億円と450億円とどっちが安いのか、総建設費が。そうしますと、ほぼ1割から2割の範囲内に450億円は入ってきますね。これと比較をするべきだと

思うんです。そのことが一つ。

ただ、例えば、複線化に 450億円かかるとしますと、さっきの第 1 回目の質問のときに加えて説明しました部分で申し上げましたが、これは補助制度にのっからないと J R が全額負担で建設せにゃいかんわけです。これは現実的に 450億円の負担を負って J R 九州が複線化をするということになれば、なかなか難しくなかつたかと思うわけです。これが補助制度にのれるかどうか、このことが一つのポイントになってきますし、また、県に対しては既に私は副知事にも、この比較の問題がおかしいじゃないですかということをお願いしております。このことを一つ申し上げたいと思います。

それから、市長が先頭に立って住民と一緒にという、確かに私は先頭に立たなければいけません。ただ、形として住民の、例えば、長崎本線存続の期成会の会長に市長になるというものでもないだろうと思います。私は、例えば、国とか県とかに申し上げる場合は、市民は、あるいは沿線住民は長崎本線存続を強力に要望しているんですよということを受けて私は行くという立場なんですね。ですから、何も私が先頭に立ってするのを嫌がっているという意味じゃなくて、形としてはそういうことですから、どうか議員も住民の先頭に立って、あるいは存続期成会、あるいは市民会議もございますね、こういう方たちと一緒に市民のレベルで盛り上げていただきたい。それを受けて私が先頭に立って県、国に対して意見を申し出ていくということをお願い申し上げたいと思いますし、また、区長会の方では早速、七浦区長会は全員さんが頑張れと、この問題に対しては支持をするからということによって言ってもらっていますし、また、この前の区長会で中島区長会長さんがこれは全区長会でやろうと、そして、市民全部で自分たちも先頭に立って盛り上げていこうということをお願いしておりますので、そういう形というのになつていくんじゃないかというふうに思っております。

それから、この農業政策の問題で先ほど課長が申し上げたとおりですが、一つ、これはずうっと前に申し上げましたが、今度の政策について、まず基本的な私たちの考え方というものを整理したいと思うんですが、私はこういうふうにも整理をしております。以前に米づくりのことで、タイとアメリカと日本の比較を私は申し上げたと思います。まず申し上げますと、タイは 1 経営体当たり 1 ヘクタールぐらいの経営面積なんですね。そして、そのやり方と言えば人力です。人馬に頼っているといえますか。したがって、コストが安いですから、経営は成り立っていると。アメリカのやり方は、1 経営体当たり何エーカーという単位でしょう。何エーカー、何十エーカー、何百エーカーと。これでええかという問題もありますけどね。それで、そのやり方というのは人力じゃなくて機械なんですね。機械を入れますとコストが高くなります。しかし、非常に経営規模が大きいことによって、これもペイしているということなんです。一方、日本は米づくりの 1 人当たりの経営面積、大まか 1 ヘクタールぐらい。しかし、やり方は機械化導入と。したがって、コストが高い、成り立たないと。

こういう原則論に立ち返ってみますと、やっぱり農業をやっても採算がとれないと言われる一つの、例えば、米に例えて言いますと、機械化を導入して経営をするというからには、やっぱり経営規模が足りないということが一つ言えようかと思えます。

一方、先ほど課長が言いましたように、農地はやっぱりそのまま保存をしておかなければいけません。しかし、営農者は高齢化等によって、あるいは後継者の不足によって、どんどんどんどん減っていきます。そうなりますと必然的に、農地は残すという観点で全部これは耕すということをしてしますと、1経営体当たりの面積は広がっていく。これは必然的にそうなります。あるいは、個人で無理ならば集落営農でやっていく。そうなっていきますと、いわゆる1経営体当たりの面積規模が大きくなりますので、そのあたりで経営としては非常にやりやすいような経営に必然的になっていくのではなかろうと、そういうことも踏まえながら今回の政府の方針というものがあると思えます。

もちろん、こうやったから全部がよくなるということでもありませんが、一番基礎的な問題としてこういうものをとらえながら、私たちは今後の農業政策について、国、県と一緒にやっていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、207の関連で3点ほどあったと思えます。お答えしたいと思います。

まず、騒音・振動の問題ですけれど、実態に合った取り組みをということです。

実態とは何か、実態に合った取り組みとはどういうものなのか、なかなか難しい問題だと考えます。ただ、先ほどの繰り返しになりますけど、これまで静かな環境で暮らされている方々には耐えがたい車の音だと思われていらっしゃることも理解するわけでございます。でありますからこそ、県としても道路騒音調査をされましたし、相当の時間をかけて、どういう対策をとればいいのか検討がなされたところでございます。市としても、こういう結果で、現段階での県の結果が出されましたけれど、現段階でも県としても地元の方々の御意見をこのまま続けて聞いていくと、市としても聞いていくという形で、何がいいのか、どういう対策がある、対策というよりも、具体的にはただやはり騒音対策をとるということになる、どうするのかという判断は法の趣旨というものがあると思えます。私たち行政側が対応するとすると、その基準、根拠というのがどうしても必要だと思えます。となると、騒音の基準を満たしているかどうかで決定するしか現段階ではないと考えているところです。

ですから、基準を超えていなければハード面での具体的な対策がとれないという考え方で基本的にいなければならないと思えます。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれど、今苦しんでいらっしゃる方々がいらっしゃるの十分わかりますので、今後も話を聞いていきたいと考えているところでございます。

それから、排水性舗装ですけれど、確かに議員申されますように、すぐにできる話ではないということです。幾らか騒音のレベルを下げる効果はあるということです、次やるときはとにかく検討をしたいということです。それと、4車線化のときに、これは今御存じのとおり、百貫橋南交差点から黒川までが4車線化、今年度の工事ですするわけですけれど、現在のところ、これは普通の舗装をされる予定です。排水性舗装という形ではございません。

それから、207号の改良について、具体的にどのような改良がなされるのか、それから、どういう要望をされているのかというような形で御質問だったと思いますけれど、具体的に箇所を上げております。例えば、祐徳バスセンターから水上鮮魚店の間の改良をと。基本的には、歩道の整備ということが基本になると思っております。そういうことで要望を上げております。そして、現に祐徳バスセンターから青山間、青山という洋服店がありますけど、そこまでの間につきましては19年度ですかね、までに完了ということになっております。それで、要望としては具体的には、焼き肉屋の山水苑さんから神水川橋の間とか、石木津橋から浜の三つ角の間とか、そういう形で具体的にずうっと上げてきております。それと七浦地区につきましては、現在、例えば、道の駅鹿島の前あたりは改良工事が用意されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

三位一体改革に伴います今回のいわゆる動きでありますけれども、この後どのように展開をするか予測できない面がありますが、私自身はやはり義務教育の内容、水準の確保、そして、そのための必要財源の安定的な保障、こういったことにつきましては国が積極的に、しかも最終的な責任を負っているという観点に立って、あくまでも義務教育国庫負担制度の根幹を堅持すべきというスタンスでありたいというふうに思いますし、また、このことが私の本心であります。

その中で、8月10日に河村文部科学大臣が義務教育の改革案、これは私案でしょうけれども、発表をされております。これは、一つは国の最低基準を示すということと、もう一つは地方の自由拡大、議員おっしゃるとおりであります。その中で一例としてお尋ねがありました、いわゆる義務教育制度の弾力化の一つとして学制の見直しということで、いわゆる六三制を、例えば五四制とか、そのようなことはどうかという提言だと思います。

御承知のとおり、この六三制というのは昭和22年4月に、まさに戦後復興の悲願といえますか、を教育に託して発足をしているわけですね。そういう意味で、官民一体で今までずっと守り続けてきたと、そういう制度でありまして、ここに至る経緯と果たしてきた役割というのは非常に大きくありますし、私自身とてもなじみ感がありますし、今回の改定には正

直複雑な思いもあります。例えば、市町村によって判断が当然ゆだねられてくるわけでありまして、例えば、狭い地域で、六三制であったり、隣は例えば五四制であったり、こういったことがありますと、教育課程の体系そのもの、そういうものも異なりますし、転校あたりがあった場合にはどうすればいいのか、円滑に受け入れるというような場合には非常に課題も想定されるわけでありまして。そういった意味で、拙速は禁物であると。つまり、慎重の上にも慎重を期すべき課題ということで私としてはとらえております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間がありませんので、自席からいいですか。

農業の問題で、市長がタイとアメリカと日本と比べられましたが、これはね、日本は国の政策の中で機械化をするとか、また減反だとか、そういう押しつけが来て、こういう状態になったということを忘れちゃいけないと思います。特に、昔から、私は何度も言いますが、日本の農家というのは零細で、家族経営で立ってきたんですよ、長い間。長い間立ってきたんですよ。それが崩されたのは何なのかと。まさに、大企業が機械を入れ込んでもうけるためだとか、いろんなのがあったでしょう、外圧、そういうところで日本の農業はここまでつぶされてきたということを忘れちゃいけないと思います。

それから、新幹線の問題ですが、市長が先頭に立って何かせろということじゃないです。確かに、今頑張ってもらっているのはわかります。ぜひ、私は、取り組む具体的な、目に見えた、市民もやっているというようなことで、例えば、署名運動だってあると思うんですね。前もやったことありますがね。だから、そういうのに対しては、例えば、市役所の窓口にごくとか、いろんなのありましたね。よそに視察に行くと、新幹線つくってくれということで市の窓口で署名用紙が置かれているとかいうのもありましたがね。そういうのの対応をするとか、具体的な行動が起きたときに積極的にそういうのに対して協力をしていくという体制をとっていただきたいということを私は言いたかったわけです。

それからもう一つ、207の騒音の問題ですが、時間ありませんからですが、先ほど申しましたが、調査地点ですね、私はぜひ上り口からその周辺もやるべきだと思うんですよ。ぜひ、ですからそのことについては考えていただきたいと思います。

それから、そういう道路の周辺には、ほとんどのところに樹木が植わっていると思うんですよ、それなりに。北鹿島だって、古枝だってそうですがね。ところが、この高津原のところを走っているバイパスには全くそういうのがないというような問題ですね。

それから、もう一つは私も言い忘れてきましたが、その騒音が何が一番大きな原因で起きてくるのか、車自体なのか、摩擦によるもの、何なのかといろいろあると思いますが、その

辺もこれから検討をしながら対応していく必要があるんじゃないかと思しますので、その辺について答弁できればお願いします。

あとは、いいです。とにかく新幹線問題、市長、最後まで踏ん張ってください。私たちも頑張ります。はい、お願いします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

午前中は、これにて休憩します。なお、午後の会議を1時15分から行います。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番議員の橋爪でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうは3点質問をしたいと思いますが、1点目は農業の振興について、2点目は生活排水対策について、3点目は健康増進法の取り組みについて質問をいたします。

特に農業については、災害による被害、特に台風による被害は深刻なものがございます。8月30日の台風16号の農産物の被害金額は、県内で54,000千円ということになっておりまして、市内では、先ほど全協でも報告がありましたように、約50,000千円の被害が出たということでございます。しかし、きのうの台風18号につきましては、まれに見る大きな被害が出ているんじゃないかなろうかというふうに考えております。今、市では、これから調査もずっとされていくと思いますけれども、特に被害に遭われた農家等については本当にお見舞いを申し上げたいというふうに考えております。また、松尾議員からもあっておりましたように、市の方では30日も、それからきのうも夜中から対策本部をつくっていただきまして、市の職員並びに消防団員の皆さんは警戒に当たっていただきましたことを、一人の市民として厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは最初に、第4次総合計画における第1次産業、特に農業の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

鹿島市は、平成13年1月1日より第4次総合計画をスタートされまして、もう既に3年8カ月が経過をいたしました。鹿島市の都市像として「人が輝くまち鹿島」を掲げ、五つの柱の中に、地域産業の自主性と創造性を追求し、高度情報社会に対応できる産業都市ということで、最初に産業都市を掲げられております。また、計画期間中に重点的かつ総合的に取り組むべき事業として八つのプロジェクトを設置して、推進をされているようです。

基本構想の中で、基本フレームの将来人口は平成7年3万4,083人、平成22年3万4,000人と予測をされており、経済フレームでは産業別純生産額を見ると、第1次産業は平成7年構成比7.7%、平成22年は6%で、年平均成長率はマイナス0.02%と計画をされています。一方、就業構造から見ると、第1次産業は構成比19.9%、平成22年は14.3%で、対平成7年の伸び率はマイナス30%となっております。しかし、就業人口1人当たりの純生産額は、第1次産業で平成7年1,597千円、平成22年は2,275千円と伸びており、対平成7年の伸び率は142%になり、平成8年から平成22年までの年平均伸び率は2.39%と計画をされています。

また、土地利用では農林業ゾーンを設け、鹿島市は食糧基地として、また農業生産の拠点であり、農用地は都市的土地利用との調整を図りながら、その保全、高度利用を図り、有明海沿岸部は将来とも本市農業の中心を担う地域として農地の保全を図るとともに、施設園芸などによる高付加価値農業体系を整えるとなっております。

そこでお伺いをいたしますけれども、まず1点目は、実施計画書は3年ごとに策定をされているようですが、既に3年8カ月が経過をいたしております。その成果についてお伺いをいたしたいと思っております。

それから2点目は、農業の生産額が年々落ち込んでいる中、就業人口1人当たりの純生産額を平成8年から平成22年までの年平均伸び率を2.39%と計画されています。本当に伸びているのか、また具体的にどのような対策を考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度についてお伺いをいたします。

中山間地域は、農業生産活動による国土の保全、水源涵養などの公益的機能の発揮を通じて国民生活基盤を守る重要な役割を果たしています。こうした中山間地域の公益的機能は、農水省の試算によりますと、洪水防止1兆1,500億円、水源涵養6,000億円、土壌浸食防止1,500億円など、3兆300億円にもなると言われております。また、中山間地域は、農業粗生産額で全国の37%、総農家数で40%、耕地面積で42%を占めることから見ても、我が国の食糧の安定供給を図る上でも重要な役割を果たしております。一方、中山間地域においては平たんな地区が少なく、生産基盤の整備が立ちおくれ、過疎化、高齢化の進展に伴う耕作放棄地の増加などもあり、農業の有する多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため、農業生産活動等の維持を通じて多面的機能を確保することを目的として、平成12年度より平成16年度までの5年間、農業生産条件の不利を直接的に補正する中山間地域等直接支払制度が実施をされてきました。本制度に基づき、平成15年度は全国1,960市町村の66万2,000ヘクタールの農用地について3万4,000件に及ぶ集落協定が締結され、交付金は546億円で、5年間の交付金総額は2,550億円が見込まれているようです。また、佐賀県では、平成15年度対象市町村38市町村のうち35市町村が取り組まれ、集落協定数が641件、協定締結面積8,499ヘクタールで、交付金額は1,340,000千円となっており、5年間の交付金額総額は65億円が見込まれております。

農水省の第三者機関である中山間地域等総合対策検討会がまとめられた政策効果の検証結果によりますと、66万 2,000ヘクタールの耕作放棄の発生を防いだ。条件が悪い田畑など1万 1,300ヘクタールを農振農用地に編入した。耕作放棄されていた田畑 192ヘクタールを復旧した。多面的機能の維持増進がなされた。そのほか、協定を結んだ地域で集落の話し合いや共同作業の回数もふえ、高齢者や集落が活性化したなどの効果があっているようです。県でも昨年の10月に評価にかかわる調査検証をされていますが、県内の各地で中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の特性や創意工夫を生かした取り組みが展開をされているようです。効果として、中山間地域に住む人たちの話し合う機会がふえ、県内約 8,500ヘクタールの農用地が耕作放棄の防止がなされており、また、共同活動による水路、農道等の管理も活発化しておるようです。さらに、鳥獣害対策の取り組みや農作業の受委託の推進、新たな作物の導入、棚田保全などに効果があっているようです。

そこでお伺いをいたしますが、1点目は、鹿島市における平成15年、16年度の対象面積及び実施面積、また交付金額及び5年間の交付金総額はどれくらいに見込まれておられるのか。

2点目は、鹿島市でも検証されておると思います。どのような効果があったのか。

3点目は、鹿島市における交付金の活用状況についてお知らせを願いたいと思います。

4点目は、中山間地域等直接支払制度を5年間やってきて、いろいろな課題もあったと思います。どのような課題があったのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。

このことについては中山間地域等直接支払制度とも関連があるかと思いますが、市内では、優良農地でありながら担い手の高齢化、農家戸数の減少、労働力の不足、農産物の価格低迷などにより、耕作放棄地、いわゆる遊休農地が至るところで見受けられ、特に果樹園では荒廃園が多いようです。耕作放棄地は、雑草の繁茂や、場合によってはイノシシのすみか、あるいは病害虫の発生などにより隣接農業地に波及し、農業環境をさらに悪化させております。

平成12年度の農業センサスによると、我が国の農業は、農家の大規模化や定年後に就農する定年帰農の増加が見られる一方、高齢化や農家数の減少などにより、耕作放棄地は平成7年より4万 8,000ヘクタールふえ21万ヘクタールになっており、耕作放棄地率は3.8%から5.1%に拡大をしているようです。このほか、非農家所有地の耕作放棄地13万 3,000ヘクタールを加えると34万ヘクタールにもなり、これまでの趨勢からいけば、平成22年には全国で84万ヘクタールが耕作放棄される懸念があると警告をされています。

そこでお伺いしますが、1点目は、市内の耕作放棄面積はどれくらいあるのか。

2点目は、中山間地域等直接支払制度対象地域外の耕作放棄地対策はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

3点目は、国営事業により造成された樹園地についても、担い手の高齢化現象と価格の低

迷による経営意欲の減退などから、耕作放棄地や管理不良園が増加をしているようです。このような情勢を踏まえ、行政及び農業団体、農業者、地域が一丸となって耕作放棄地の発生防止、解消対策を図るため、多良岳地区土地利用対策連絡協議会を設立されまして、平成14年度より検討されているということをお伺いしております。その成果、あるいは今後の対応についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、大きな2点目の生活排水対策、公共下水道及び浄化槽の取り組みについてお伺いをいたします。

私たちが健康で気持ちよく暮らしていくためには、水や空気がきれいであればなりません。そのために決められた環境基準というものがあり、川の環境基準では水の汚れぐあいをあらわす物差しの一つとしてBODが用いられています。BODとは生物化学的酸素要求量と言われるもので、水中で主に有機物質が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素量のことです。リットル分のミリグラムであらわし、数値が大きければ汚濁物質も多いことになります。魚が安心してすめる川のBODは、リットル分の5ミリグラム以下と言われております。

ところで、飲料水のほか生活用水の大部分を河川など公共水域に依存している我が国では、その水質保全は住民の生命を守る上で極めて重要な課題と思われまます。特に、公共水域の主要な汚濁原因は、家庭から処理されずに排出される生活排水によるものであり、生活排水対策の早急なる実施が求められております。生活排水処理にかかわる施設整備は、各市町村で策定される生活排水処理基本計画に基づいて実施され、その主な処理施設として公共下水道、それから農業集落排水施設及び浄化槽などがあり、市町村では、これらの処理施設の特徴並びに人口密度や家屋間問題、地形、あるいは建設等、維持管理にかかわる経費などを考慮し、住民に十分説明を行い、住民の意見を反映しながら、その地域に適合した効率的な施設が選択されているものと思っております。

家庭排水は、トイレの汚水と台所やふろなどの雑排水の二つに分けられます。私たちは、家庭排水の中ではトイレのし尿が最も汚れているように考えがちですが、実は台所などから発生する雑排水の方が、むしろ処理が難しく、河川を初めとする環境を汚染しているそうです。汚れ物質の量そのものについても、し尿よりも生活排水の方が多というデータが平成14年度環境白書にも紹介をされております。これによりますと、家庭排水の1人当たりの排水量は約100リットル、その中のBODのもとになる有機物質は43グラムで、し尿は13グラム、台所排水は17グラム、ふろ水は9グラム、洗濯水は4グラムなどとなっているようです。

ところで、鹿島市の公共下水道は、公共水域の水質保全、生活環境の改善並びに降雨による浸水など水害を防ぐ目的で昭和59年に基本計画を策定し、昭和61年度より事業に着手し、平成6年10月に一部供用開始されております。下水道事業は、基本計画は668ヘクタールとなっておりますけれども、平成12年度までに事業認可面積は256ヘクタール、そのうち

190.5ヘクタール、整備率として74.4%、普及人口の水洗化率は61.7%となっているようです。また、平成15年度は7.4ヘクタールが整備され198ヘクタールとなり、整備率は77%となっております。

ことしの2月6日の佐賀新聞に載っておりましたが、下水道を供用している県内12市町村の使用料収入が運営事業費の30%に満たないことが県環境整備事業協同組合の調査でわかったということが載っておりましたが、自治体によっては接続1件当たり300千円を超える不足が生じたところもあり、不足分は一般財源から補てんしており、自治体財政を圧迫しているところが多いようです。また、一般会計における公債費は市町村財政の健全性を損なうおそれがあるため、公債費負担比率という指標を設けて管理され、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。下水道会計への一般財源からの繰出金は、結果として起債償還費に充当されており、繰出金として支出されているため、公債費負担比率の計算から除かれていると思われまます。そこで、市の財政の健全性を判断する上において、公債費に下水道会計繰出金を加えた補正公債費負担比率は、より実態を反映した指標であるのではないかと考えております。

そこでお伺いをいたしますが、1点目は、事業認可区域の水洗化率、接続率は61%ということになっているようですが、水洗化率が低い原因、また、今後どのようにして水洗化率を高める考えなのかをお伺いいたします。

2点目は、県内の接続1件当たりの不足費用も、最高300千円、平均74,900円となっておりますが、鹿島市はどれくらいになっているのか、また、不足総額は合計でどれくらいになっているのかをお伺いいたします。

3点目は、市長にお伺いをしたいと思いますが、鹿島市の平成14年度公債費負担比率は17.7%、下水道会計への繰出金583,000千円で、補正公債費負担比率は24.1%と、もう危険ラインをオーバーしております。これを下げるためには、どのような対応を考えておられるのかをお伺いいたします。

4点目は、公共下水道計画区域以外の地域、688ヘクタールですか、それ以外の地域の対応はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、大きな3点目の健康増進法の取り組みについて、お伺いをいたします。

たばこを吸わない人が煙を吸わされる受動喫煙の防止を定めた健康増進法が、昨年5月1日に施行されました。医学的に証明された受動喫煙の健康影響が知られるようになり、吸わない人、特に子供や胎児の健康が侵されることへの問題意識が高まっております。諸外国に比べ公共の場の喫煙規制がおくれている日本でも、健康増進法で受動喫煙の防止が義務づけられました。

WHO（世界保健機関）では、毎年5月31日を世界禁煙デーとし、スローガンを掲げ対策に取り組んでおられますが、JTの調査では、日本での喫煙率は男性で54%、女性で14.5%

になっており、たばこによる死者は、推定で日本で11万人、世界で 500万人に上ると言われております。

我が国では、健康増進法の施行を受けて分煙、禁煙の流れが加速しており、公共交通では、航空機が全面禁煙、新幹線及び特急の7割程度の車両が禁煙、JR九州は、ことし3月部分開業した九州新幹線つばめを、新幹線では初の全面禁煙とされております。公共施設では、官公庁の多くが分煙を実施されていますが、人事院は喫煙室を設けて全面禁煙を目指すよう求めており、厚生労働省はことしの4月より、また佐賀県、山口県、長野県も庁舎内を全面禁煙とされております。学校では、和歌山県が平成14年4月より敷地内を全面禁煙とし、東京都もことしの4月より全面禁煙とされております。愛媛県でも、ことしの5月31日の世界禁煙デーより敷地内では全面禁煙、また、お隣の久留米市でも来年4月より敷地内を全面禁煙にされるというようなことを聞いております。県内では、県の保健体育課が昨年6月の調査されたのを見れば、校舎内禁煙は小学校76%、中学校71%に上り、このうち13%が敷地内禁煙をされているようです。また、ことしの4月からは県立高校も全面禁煙になっていると聞いております。

そこでお伺いをいたしますけれども、1点目は、庁舎など公共施設における禁煙対策はどのようにされているのか。

2点目は、市内の小・中学校では、たばこの害等について、どのような指導をされているのか。

3点目は、学校敷地内での教職員、保護者、学校訪問者等の禁煙対策をどのようにされているのかをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員の農業の振興についてということで、まず、第4次総合計画における第1次産業（農業）の取り組みについて、それから、中山間地域等直接支払制度について、3番目に、耕作放棄地対策についてということで御質問がありましたので、お答えをしていきたいと思っております。

まず、第4次総合計画における第1次産業の取り組みについてということで、フレームの中で示されている数字についてお示しをしていただきました。それで、この中では確かに、平成22年に向けての純生産額の伸びということが2.41%ということで上がっております。データ的に担当課の方で整理をしてみましたら、まず、実際、平成12年から14年に向けての指数をはじきますと、例えば、平成14年度、これは生産額16,950,000千円ということで純生産額が上がっていますが、これは80%ぐらいしか到達いたしておりません。これは、JA佐賀みどりの今の園芸の部分でも、そういうような状況に現在なっていると思っております。これは、

生産額の伸びもありますけれども、先ほどありました、じゃ、個人ごとの数値が上がっているということは、就業者の人口が減り続けているということで、単純に割りますと1人当たりがふえてくるという状況に今なっております。しかし、現実、今の中身でいきますと非常に厳しい部分がございます、平成14年度の佐賀県下の農業部門で49市町村を見てみますと、鹿島市の位置というのは、耕地10アール当たりの生産農業所得を見ますと県平均で92千円、これは鹿島市は平均額にありますけれども、農業専従者1人当たりの県平均1,495千円で、鹿島市の場合は1,000千円から1,200千円の枠にあり、順位的に言いますと県下で28番目ぐらいということで推移をいたしております。

このことについて鹿島市といたしましても、主力産業の1次産業の農業ということで、個々取り組みを行っております。平成11年から申しましても、新世紀さが園芸農業確立対策事業、これは主にミカン園地の助成であります。例えば、ハウス施設の助成とか、それからミカンの剪定くずのチップ化、また消毒機の助成ということで、これは5年間で630,000千円の事業の取り組みを行っております。それから、例えば、平たん地農業につきましては新世紀さが水田農業経営確立対策事業ということで、これは主に機械利用組合のコンバイン、また無人ヘリの消毒機の購入あたりについて毎年行っているところでございます。先ほど申しましたように、そういう部分で取り組みをやっていますが、今日、非常に大変な時期でございます、ことし平成16年4月からは米の政策大綱並びに、議員申されますように、後で出てきます廃園対策の問題等が今課題になっているところでございます。

それから、次に中山間地域等直接支払制度につきましてですけれども、平成12年から16年にかけて、この制度で国が助成を行ってきております。

まず、この制度につきまして鹿島市では、協定集落が39集落、これは交付金の単価といたしまして、田と畑に分かれておりまして、急傾斜については10アール当たり21千円、それから傾斜が緩い部分については8千円、それから畑については10アール11,500円、緩やかな部分については10アール3,500円というふうな交付があるわけでございます。それで、平成15年度の実績でありますけれども、これは協定面積が1,400ヘクタール、田が375ヘクタール、畑が1,025ヘクタールということで、交付金額の総額が146,012千円、平成16年度が協定面積1,397ヘクタール、田375ヘクタール、畑が1,022ヘクタール、交付金額が145,668千円、これで5年間、大体140,000千円台の補助をやっているところでございます。

この中身の使い方につきましては、個人に2分の1、それからその集落に2分の1ということで配付をされまして、特に集落の活動につきましては、集落内の道路、水路等の管理費あたり、またその補修等にも使っていただいておりますし、また、集落内の景観作物の植栽等にも使われています。特に活動がされているところについては、集落内でユンボやダンプを購入されて、園地の開削あたりについても共同で行ってあります。それから、ミカン園につきましては、マルチ資材を購入されて、それぞれ共同で行ったり、それで、中には公民館

の新築、改築に充てたりということで、非常に集落の、今維持については役立っているところでございます。

それで、今後の課題でありますけれども、今回ありますように、平成16年までが中山間地域等直接支払制度が一応期限でありまして、今度平成17年度からということで、これは国を含めて今協議をされています。特に8月前には、財務省の方からは打ち切りの話が新聞に載ったところでありまして、農林水産省についてはすぐに、これを継続の形で今回予算に計上をされています。こういう中で、これから、先ほど松尾議員からもありましたように、農地を維持していくという意味からは、中山間地については非常に厳しい部分がございます。そういう意味でも、この制度というのは継続をしていただきたいということで、市の方としても申し入れをしているところでございます。

しかし、今、この中で参加をされていない集落も幾つかございます。それはどういうことかといいますと、もう既に荒廃が進んで、それを5年間、集落として維持をできないというふうな状況も一方にあるわけです。だから、その部分で、今度の課題ということも、その辺が上がってきております。それで、今は集落の中で支払制度を受けているが、次期の制度については、ちょっと見合わせたいという集落も幾つか出てきているのは、確かに、放棄地がふえて、これを集落全体で維持していくのが非常に困難な状況ということも一方ではあるようでございます。

それから、耕作放棄地の対策についてということで、先ほど議員申されますように、平成14年、15年に多良岳地区の低利用地の対策事業として、担当課で今行ってきています。それで、まず放棄地、荒廃地というのが、平成12年のセンサスによりますと、鹿島市の場合で樹園地が114ヘクタール、田で32ヘクタール、自己保全という形で54ヘクタールということで、市内全体でいきますと1,473ヘクタールが荒廃園ということで見ているところでございます。特に、多良岳パイロット地区については造成面積が410ヘクタールございますが、その中で現在、荒廃面積という部分でとらえておりますのが110ヘクタール、26.8%が荒廃地として上がってきております。だから、この分を今後どうしていくかということで対策事業を多良岳土地改良区と一緒に検討し、県も入れて行ってきておりますけれども、なかなか困難な部分がございます。

といいますのは、先ほどからありますように、担い手の問題、また高齢化の問題あたりで、その部分を個人ではどうしてもできないと、じゃ、その辺の周辺の皆さんたちがそれをどうかできないだろうかということも一方でございますけれども、もう一つは、樹園地を含めて、今ミカンの出荷の部分でも、特に光センサーあたりが入った関係もございまして、良品の果樹をとらなければならないという部分がございます。なかなか規模拡大だけではないというのが現状でもございます。

そこで、事業の中では、1地域をモデル的に開発しながら、入植者というか、そこを希望

される方に分配していくということも考えはいたしましたけれども、先ほど申しますように、なかなかそこに手を挙げる方が現在のところ余りおられないというのも現実でございます。それで、ことしに入りましては農林事務所の農政課が中心になって、市と一緒に直接、じゃ、そういう担い手になり得る人たちを含めて話をしていこうということで、今取り組みを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私の方からは、橋爪議員の生活排水対策についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の接続率の低い原因ということでございます。2点目が、水洗化率を高めるための対策をどうするのかということでございました。

水洗化率を高めるための対策といたしましては、平成7年から、これは毎年でございますが、供用開始地区内における未接続世帯を回っております。その中で、下水道の役割、すなわち先ほど申されました生活環境の改善、それから環境衛生の向上等の御説明、それから接続するための工事費の融資制度等もございまして、そういったことで御説明をしながら水洗化の促進活動を行っておるわけでございます。また、今後もそれは行っていくという考えでおります。

その中で、接続できない理由としてお伺いをしておるわけでございますが、主な理由といたしましては、経済的理由というのが一番でございます。これが約31%程度でございます。次に、検討中というのがございまして、これは接続についての検討をいただいていると、これが約20%でございます。あとは家屋の老朽化等もございまして、それから、借地・借家関係というのもございます。そういったものが接続されていない主な理由でございます。

2点目の鹿島市の1件当たりの不足額という御質問でございました。それから、総額ということでございましたけれども、平成14年度の決算におきまして接続件数が1,540件でございます。これの使用料収入が72,066千円でございます。これを接続件数で割りますと、1件当たりの平均的な平成14年度の使用料といたしましては46,796円となるわけでございます。それに対しまして汚水処理施設の維持管理費でございまして、これは維持管理費と起債元利償還費合わせまして289,472千円、1件当たり直しますと187,969円となりました。接続1件当たりの差といいますと、差し引きますと141,173千円でございます。また、その総額は217,406千円となっているところでございます。ただ、この1件当たりの不足額につきましても平成14年度時点での数字でございまして、これは接続件数がふえるにつれまして効率はよくなるということから、単純には比較はできないと考えておるところでございます。

それから、3点目の質問でございますが、基本的には償還に充てられる公債費を削減することが一番いいということでございますが、今現在、下水道の進捗率は計画全体の約3割程度でございます。今後も工事の進捗は図っていく必要がございます。このために公債費の減少は望めないと考えますが、中・長期的な実施計画等の中で適正な公債費の管理には努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、汚水処理費は使用料等で賄うものと考えられますが、その算定に当たりましては、実態を考慮しつつ、下水道の費用負担のあり方を踏まえた、その対象費用を基礎として、能率的な管理下において適正な原価の範囲内で定める必要があるとなっております。この場合、汚水処理原価は、下水道事業の初期段階では極端に高く、事業の進展に伴い減少する傾向にあるということから、具体的な使用料の算定に際しましては長期的に収支の均衡を図る必要があるとされております。そのため、汚水処理原価と実際の使用料の差が大きい場合におきましては、交付税において高資本対策として算入をされて軽減が図られるようになっておるところでございます。

それから、4番目の公共下水道区域外の対応はという御質問でございます。

計画区域外の対応につきましては、今現在、個人設置型の浄化槽設置整備事業を進めておるところでございます。ちなみに、平成14年度は56基、平成15年度51基を補助いたしているところでございます。これからの対策といたしましても、今までと同様に、また個人設置型の浄化槽設置整備事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私からは、橋爪議員御質問の公債費負担比率と、それに下水道への繰出金を加算した補正公債費負担比率を引き下げる対策をという御質問にお答えしたいと思います。

まず最初にお断りしておきますけれども、議員がおっしゃいます一般会計の公債費負担比率に公共下水道への繰出金を加算して算出する補正公債費負担比率というものは、今現在、総務省などが公表しております財政指標の中にはどこにもございません。財政指標というのは、その比率自体が統計的で客観性を持ち、かつ全国的に統一されたものでなければ、個別の団体の財政状況をはかる物差しにはなり得ないと考えます。

確かに、公債費負担比率は一般会計におけます公債費をはかる物差しでございます。しかし、それに公共下水道繰出金を加算して、その数値が20%の危険ラインを超えているから大変だと、どうなんだという議論は、そもそも20%という、このラインが一般会計の公債費をはかるラインでございますので、そういうことでございますので、議論的には成り立たないということでございます。あくまでも一般会計の公債費はどうであるのか、それから、一般会計から繰り出す公共下水道繰出金はどうなのかということとを別個に、個別に議論をする必

要があるのではないだろうかと考えております。

そういうところから、答弁といたしましては、まず一般会計の公債費を今後どのように管理していくのかということ、それからもう一点、公共下水道繰出金を今後どのように管理していくのかという、この2点について分けてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、一般会計における公債費負担比率を引き下げの方策でございますが、鹿島市の場合、今現在、議員申されますように、公債費負担比率が17.7%、これは平成14年度決算でございますけれども、警戒ラインと言われます15%は超えておるところでございます。しかし、危険ラインの20%までは至ってないということでございます。前年度策定をいたしました中期財政計画におきましては、公債費のピークが平成16年度ということで試算をいたしております。平成16年度を過ぎますと、それ以後は公債費が急激に減少していくということで想定をいたしておりました。ただ、しかし、平成16年度、本年度になりまして地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額が12%の大幅な減となったために、歳出であります公債費については計画どおり減っていくわけでございますけれども、歳入の減少によって、この公債費負担比率というものが予定どおりに減少しない、しないどころか逆に上昇していくのではないかと予想されるところではあります。そのため財政課といたしましては、今後とも従来以上に一般会計における起債の発行額を抑制していくということで、この比率の引き下げを今後も図っていききたいと、そのように考えております。

次に、公共下水道繰出金についてお話をさせていただきます。

まず、当市の公共下水道事業というのを、ちょっと特殊性がございます。特殊性と申しますのは、まず鹿島市の公共下水道のそもそもの始まりが、雨水対策を念頭に入れて事業が始まっていったというのがまずございます。その時点で、どの事業でこの雨水対策をやれば一番有利なのかという中で、一番財政的に有利であるかを議論して、結果的に公共下水道事業が有利だったため事業が開始されたというものでございます。そういうことで、平成14年度の公共下水道繰出金の実績額は、議員申されますように 583,208千円でございます。

ただ、その中身があります。まず汚水分、今議員が言われるのは汚水の分だと思っておりますので、汚水分に限って申し上げますと、汚水分はそのうちの 402,341千円であります。これには交付税、先ほど下水道課長の方からも答弁がありましたけれども、交付税の算入がございます。そのため、この交付税算入分を除いた実質的な一般会計の負担というものは 163,306千円となっているところでございます。このあたりの、鹿島市においては雨水処理の事業が多いという特殊性を頭に入れながら公共下水道繰り出しについては判断していかなければならないと考えているところでございます。

それでは、公共下水道繰出金がどのくらいであれば、先ほどのように何かの比率があればよろしいわけですが、そういうものは全国的な統一基準がございません。どのくらいであれば基準内であるのか、どれくらいであれば一般会計を圧迫するような額であるのかと

ということについては、やはり、個々の団体で作成いたします中・長期の財政計画の中で、そのよしあしというのは判断していかざるを得ないと考えております。

当市の中期財政計画、これは前年度作成いたしておりますけれども、公共下水道繰出金につきましては、毎年実施計画のローリングの中で相当な議論を申し上げながら計上しているところでありまして、毎年約6億円程度と試算をいたしております。その範囲内であれば財政計画上、公共下水道は計画どおり実施できるという判断をしておるところでございます。また、合併事務局で作成いたしました合併しなかった場合の財政試算においても、この場合は交付税が12%減った場合に想定をいたしているわけですが、相当厳しい財政状況となることが示されてはおりますが、公共下水道計画につきましては、現在の繰出金の範囲内であれば計画どおり実施できるという判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

公共施設での禁煙についての御質問でございます。

平成14年8月に制定されました健康増進法の第25条は、受動喫煙の防止を規定しております。これを受けまして鹿島市の方では、平成14年12月から検討を始めておりまして、庁舎とか出先、その他の施設を禁煙としたときの影響でございますとか、職員の喫煙状況、これらの調査に入っております。そして、平成15年1月から3月にかけて、禁煙に関する検討組織、10人程度で組織をいたしておりますが、禁煙対策委員会、これを立ち上げまして、3回の開催をして結論を得ております。そして、この検討の結果をもちまして、3月に庁舎と学校を含めた市の全施設につきまして室内での禁煙を、庁議の決定を受けました。そして、この結果、職員の周知でございますとか、市民への周知でございますとか、自動販売機の移動、これらの準備をいたしました。そして、4月からは全施設、小・中学校を含め約40カ所の公共施設でございますが、ここでの室内での禁煙を実施いたしております。その後、二、三カ月おくれで蟻尾山の陸上競技場、それから野球場、ここらあたりの屋外施設につきましても禁煙を実施いたしております。この禁煙の結果、市民の方々からの大きな苦情というものは聞いておりません。

それから、この当時、新聞社の情報によりますと、4月1日から建物を全面的に禁煙にしたのは、全国でも鹿島市のほかは1市のみであったようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

橋爪議員の御質問にお答えいたします。

3番の健康増進法の取り組みについて。

まず最初に、児童・生徒への禁煙教育の実施状況でございます。

小学校における禁煙教育につきましては、小学校の5、6年生で保健体育や特別活動、総合的な学習の時間に約2時間程度の授業を行っております。内容につきましては、病気の予防について理解できるようにするというので、喫煙は健康を損なう原因になるという学習を行っております。

中学校におきましては、健康な生活と疾病の予防について理解を深めるということで、喫煙は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因になるという学習をいたしておるところでございます。

次に、学校施設の禁煙対策について申し上げます。

鹿島市の学校施設内の禁煙の取り組み状況は、先ほど総務部長が御説明いたしましたとおりで、平成15年4月から学校建物内の禁煙といたしておりまして、各学校とも禁煙であることの表示をいたしております。

敷地内禁煙につきましては、禁煙の実施の方向に向けまして校長会や教頭、教務主任会などの席上で実施の方向のPRをいたしておりまして、今後、PTAなどの社会教育、社会体育の関係者、また並びにその保護者にも周知と理解を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

排水対策について、あるいは公共下水道について、私自身に答弁をということでございます。

先ほど担当課長、あるいは財政課長の方から申し上げましたが、もう少し整理した形で私の方からも重ねて説明いたしますが、まず、議員が申されております表というのは、これは浄化槽協会から出ている表だと思っておりますが、これは、実は浄化槽協会側に若干都合のいいとございますか、そういう資料構成になっております。

一、二申し上げてみますと、先ほども財政課長が申し上げましたが、補正公債費負担比率、これは、こういう用語も概念もないわけです。いわば、作り出されたもの。もし、特別会計への一般会計からの繰り出し分を加えて、そして比率的に割り算をすると、こういうことをやるとすれば、当然、危険ラインの20%というものの、このもの自体を上げにゃいかんわけですね。それとどうかということになってくるわけです。しかし、これは市町村の枠を越えた平均的な基準というものは今存在しませんので、こういうことをしても、いいのか悪いのかという比較にはならないという話を先ほど財政課長が申し上げたということでもあります。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、鹿島市の場合、雨水対策も入っていますから、浄化槽協会の分は雨水対策の費用分の繰り出し分も含んで24.1%と、こういうふうに出しているわけでありまして、そのあたりも勘案をしなければいけないと、こういうことを申し上げたわけであります。

それから、今後の鹿島市の下水道事業の進め方ではありますが、まず大枠で言いますと、公共下水道区域内は公共下水道で今やっております。それ以外は、今までどおり合併処理浄化槽でいくと。これは個人設置型というふうに言いました。

実は、公共下水道事業が一番初めスタートするときに、私の方でも何回か議会にも説明いたしました。公費負担の分と個人負担の分が、公費が6割か7割、個人負担が3割から4割ですと、もともと公共下水道事業というのは、こういう負担割合になっているんですよということを了解済みでといたしますか、この事業をスタートしたわけですね。そのことを一つ、まず前提として持っておっていただきたいわけでありまして、合併処理浄化槽の市町村設置型にしますと、公費割合が6割、7割よりか、まだ上がりますね。8割、9割になるかわかりません。これでは公費負担がふえ過ぎて鹿島市の財政がもてないということで個人設置型でいこうと、簡単に言えばそういう結論を今持っております。

それから、今年度から新しくエリアになっております鹿島南部処理区域、大まか言いますと今の明倫小校区区域、ここまでは少なくとも公共下水道事業でやらせていただきたいと。その理由は、まず1点が、やっぱりここは雨水対策が急務であります。雨水もやって汚水もやるには公共下水道という手法が一番いいんですということを先ほど申し上げましたが、そういう同じ考えで、鹿島南部処理区は公共下水道でやらせていただきたいと。そのほかの区域は、またその時点で、政府もいろんな政策を打ち出してくると思うんですね。今も次々に、こういうやり方、こういうやり方、それから議会の中にもいろんな御意見があると思いますが、その後は、またその時点でいろいろ議会の方とも議論をしながら、どういうやり方がいいのか。少なくとも、鹿島南部処理地区までは公共下水道という手法でやらせていただきたいと、こういうことを考えております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、1点目の農業の振興についてお伺いをしたいと思います。

農水省の農業構造動態調査によりますと、全国の農家戸数は、もう300万戸を割っておりまして220万5,000戸ということで、その前の年よりも1.5%減っておるようです。特に専業農家の減少が多く、農業総生産額も昭和59年の11兆7,000億円をピークに平成14年度は8兆9,000億円となり、ピーク時と比べますと24%も減少をいたしております。販売農家

の所得も6年連続で減少をしているようでございまして、また鹿島市の農産物の販売高も、JA等で調べてみますと、平成14年度に70億円あったものが平成15年度は約50億円に減少しているということでございます。

こういう中に、合併をしようとしているお隣の太良町では、太良町内の農業者が一堂に会しまして、今こそ農業に情熱を注ぎ太良町農業をもっと元気にしようと、こういうテーマで、ことしの6月8日の日に太良町、太良町農業委員会、JA佐賀みどり、太良果協、農業改良普及センターなどの共催によりまして太良町農業振興大会が開催をされております。ここで特に注目をすべきことは、JAとか部会等では毎年いろいろな大会も開催をしまして、市町村は来賓と呼ぶと、そういうパターンが多いわけですが、太良町の場合は町みずからが主催者の一員となって、中心になって、今落ち込んだ、低迷している農業を盛り上げようと、ということでことしの6月8日の日に大会をされております。

そこでお伺いをいたしますけれども、鹿島市においても、やはりJA、普及センターとの、これはもちろん話し合いをして共催になるかと思いますが、やはり市が中心となって鹿島市農業の落ち込んだ農業を発展させるような、起爆剤となるような農業の振興大会が来年の初めでもできないか、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、次に中山間地域等直接支払制度についてお伺いしますが、財務省は、ことしの5月12日の財務省の諮問機関である財政制度審議会の諮問を受け、直接支払制度について2005年度予算で廃止や大幅縮小を検討する方針を明らかにされたことが、この前の新聞にも載ったわけですが、中山間地域等直接支払制度を検証してきた農水省の第三者検討会、中山間地域等総合対策検討会は8月13日に、耕作放棄地の発生を防ぎ、集落の活性化につながるなど政策効果が非常に高いとする報告書をまとめられております。これを踏まえて農水省は、来年度以降も継続を一応決められまして、8月末の2005年度予算の概算要求に盛り込んでおられるようでございます。事業期間はこれまでと同じ5年間として、制度の骨格は変えないけれども、集落営農の育成などを通じた担い手確保の取り組みやグリーンツーリズムの推進、交付金活用目的の明確化なども提起をされておるようでございます。

そこでお伺いしますが、平成17年度以降も多分これは継続をされることになるだろうと思っておりますけれども、今後、持続的な農業生産活動を実現するためには、先ほどからも答弁をされておりますが、担い手の育成をどのようにされるのか、また2点目は、対象地域でありながら高齢化やリーダーの不在などにより集落協定ができなかったところもあったと、こういうことも言われましたが、今後そういうところの指導は、荒廃園が多かったから締結できなかったという話も答弁されましたけれども、そういうふうな指導はどのようにされるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

それから3点目は、県では中山間地域の活性化を図るための地域活性化アドバイザー派遣制度というのが設けられております。この制度を鹿島市は活用されたのか、お伺いをいたし

ます。

次に、生活排水対策の中での浄化槽の取り組みということで、特に公共下水道については詳しく説明をいただいたわけですが、生活排水処理施設は公共下水道、あるいは農業集落排水施設などの集合処理施設と浄化槽の個別処理施設に大別されますけれども、平成15年からは浄化槽法の改正によりまして合併浄化槽という名称は浄化槽に統一をされております。この浄化槽は水洗便所汚水と生活排水を同時に処理する施設で、設置から供用までの時間が短く、かつ設置費用が安くて、さらに処理性能がすぐれていることなどにより、投資効果とともに経済効果が高い施設として高く評価をされているようでございます。特に、人口密度の低い地域において公共下水道と同等の恒久施設として推進されており、現在、浄化槽設置整備事業では、先ほどから説明がっておりますように、住民負担が約6割、それから補助率が約4割ぐらいということで説明があったようでございます。

また、浄化槽設置を推進する対象地域の拡充に伴い、平成14年度までつくられていた特定地域生活排水処理事業がありましたが、これは鹿島市は対象外でございましたが、平成15年度から対象をより充実した浄化槽市町村整備事業というのに改称されまして、この内容は先ほど市長からもちょっと話があつておつたように、実施主体は市町村で、原則として一定地域内の全戸に浄化槽を整備する、当該年度内に20戸以上浄化槽を整備することになっており、補助率は9割、住民負担は1割ということで、ちょっと先ほどは負担率が非常に高いからちょっと推進はできないというふうな答弁もあつておつたようでございますが、その点も今後お伺いをしたいと思います。一つはこの浄化槽、これは個別型の浄化槽ですね、これはどのような形で、年次計画はどのように計画をされているのか。それから、市町村設置型は考えていないということでしたが、もし何かありましたら、市町村設置型についても答弁がございましたらお願いをしたいというふうに考えております。

それから3点目は、健康増進法の取り組みについてお伺いをいたしますが、先ほど、それぞれ庁舎内とか学校での答弁をいただきましたが、特に庁舎内では禁煙になっているところが多いようでございますが、市役所では庁舎内ということで、こう見ておりますと、玄関と、ちょうど市民会館の合い中あたりとか、それから各ベランダ等でたばこを吸っておられますけれども、夜の蛍は非常にきれいですが、昼の蛍は、ちょっと見た目がよくないと。特に勤務中の昼のたばこは余りよくないということが、私ばかりじゃなくて、ある人からも、ちょっとそういうことを言われましたけれども、特に見た目もようなかばいと、そういうことで、特に人事院等では喫煙室を設けて全面禁煙を目指すよう求められておるようでございます。

そこでお伺いしますが、1点目は、病院等では、喫煙する場所をちゃんと部屋を設けてつくっておりますが、鹿島市役所内も庁舎内に喫煙室を設ける考えはないのか。これは、たばこを喫煙される方からも要望があつているようでございますので、あえて私がここで申し上げ

げております。

それから2点目は、学校敷地内も実施の方向で検討をしていると、こういう答弁をいただきましたが、もう今後はここ二、三年のうちには、学校の敷地内禁煙になるかと思いますが、もし学校等で敷地内禁煙になりますと、やっぱり先生たちもたばこをのむ人おんさっわけですから、ごっといのみや外さんずっき、これはもう大変だろうと思うんですね。一つは、特に生徒さんたちと離れて、1時間置きじゃい、ごっといたばこのみやいずっきにや、児童・生徒に悪影響もあるだろうと思いますし、また、のまんて我慢しとるぎ、我がもいらいらする可能性もありますから、もし敷地内禁煙になった場合の対策等も、やっぱり考えながら、そういうところをつくってもらわんといかんと思います。その点の考え方もお伺いをして、2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

橋爪議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、農業振興という総体的な面からお話をしていきますが、農業に対しましては長い歴史の中でいろんな事務事業の変遷がっております。そういう中で、今、私たちがどう対応していくかという面については、何が変わっているのか、何を变えていくべきなのか、そういう見きわめが重要であると思います。今までの、早く言えば、何でんかんでんから、今後は絶対必要なものへと、それから、やらせるという立場じゃなくて、やりたい人にどんどん支援をしていく、そういうふうな考えの中で進めていきたいと思っております。

それから、具体的になっていきますけど、先ほどありましたように、農業の振興大会の件でございますが、太良町ではそういう大会があったということも私たちが聞き及んでおります。

ただ、鹿島市におきましては、いろんな農業の形態が太良町とちょっと違います。というのは、平たん地農業と中山間地、それから山間地農業とか、果樹と水田の組み合わせとか、いろいろなものがございまして。そういう中で、各支所ごとでのいろいろな研究なりなんなりがされておるようでございますので、6地区それぞれのいろんな立場の中で研修研究をしておられるようでございます。

ただ、これにつきましても、やはり市全体で、それじゃ、どこをどうやっているかという、そういうものも聞きながら、それぞれに参考になるものがあるんじゃないかなろうかと。そういう観点からいたしますと、先ほど議員言われますように、全体での発表会というようなものを設けながらやっていく必要があるんじゃないかなろうかと。そういうことで今後、いろいろな機関団体、農協さん、そして私たちの方で、どうやってその大会等をしていくか、その辺については今から検討させていただきたい、そういうふうに思います。

それから、荒廃地関係でございます。

荒廃地関係につきましては、やはり先ほど課長から説明がありましたけど、やり手がどうしてもできないという分が多く見受けられる、そういう感じがいたしますので、ただ要望としてはたくさんあります。それも部分的になってくると思いますので、どこの地区でどういうものがやれるのか、それから、今までのように全体的にばらつきでやるのではなくて、やっぱり要望のあるところを十分に見きわめながらやっていかなければいけないと。

ただ、その中では、ミカンに適さない地域、急傾斜地とか高所、高い、何ていいますかね、ミカンができにくい地域ですね、そういうものもあります。そういう中で、やはりそこに合うもの、例えば、お茶とか高地野菜とか、そういうものもあるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そういうことも含めまして、いろいろ研究をしながら進めていきたい、そういうふうに思います。

それから、どうしてもできないところにつきましては、もとの姿、要するに広葉樹林とか、そういうものに戻していく必要があるんじゃないかなろうかと、そういうふうに思っております。今後もう少し研究をしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

先ほどの質問の中で、中山間地域等直接支払制度の関係でアドバイザーの活用がどうだったかということでの御質問がありました。

これは、平成16年度、ことしまで国、県の事業の中で取り組みがなされていて、それぞれの地域づくり、また特に直売所等のアドバイスをしながらということでの事業でございます。それで鹿島市におきましては、これと若干、事業的には違いますけれども、取り組みを行っております。農業の加工新商品開発バックアップ事業ということで、これを平成11年度から取り組みをして、それぞれの直売所での特産品の開発に向けて具体的に取り組んでいるところでございます。特に、平成14年度、みのりの里、また平成15年度、千葉市ということで実際取り組みをしております。

それで、先ほど議員申されますように、これからの中山間地等直接支払制度についての担い手の問題、それから、それに参加できない集落についてという部分は、特に今度の平成17年度からの継続がなされれば、その辺含めて市も一緒になって取り組みをしていきたいし、またそういう制度がございましたら、そういうことも聞きながら取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

橋爪議員の2回目の質問にお答えします。

今後の計画ということでございますけれども、まず、事業認可区域内の下水道事業の整備促進を重点的に図っていきたいと考えております。

それから、区域以外につきましては、先ほど市長からもありましたように、個人設置の浄化槽設置整備事業で進めていきたいと。例年、50基から60基程度の要望があつておりまして、今後も継続していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

喫煙室をつくってはどうかという御指摘でございます。

先ほど申し上げました禁煙の対策委員会では、室内を完全禁煙にするのか、分煙にするのか、こういった検討もいたしております。そして、分煙して喫煙室を設けた場合、庁舎に1カ所、これを設置するだけで何百万円といったような単位での経費が必要ということが予測されました。それで、ただいま全公共施設を禁煙といたしまして、せつかく順調に推移をいたしております。これを再度また室内に取り込んで喫煙室をつくるというようなことは、ちょっと現実的ではなからうと思っております。本来ならば、これを外につくって喫煙室とするのが理想ではございましょうけれども、ほかの事業を最大限に切り詰めている現在におきまして、そうすることは、ちょっとむだ、無理ではなからうかというふうに考えております。

したがって、喫煙の施設は以上のようなことでつくれませんので、どうしても喫煙の場所が非常階段でございますとか、玄関口でございますとか、ベランダなどに限られてしまいます。そして、こういった場所での喫煙につきましては、ちょっと見てよくない部分もございましょうけれども、以上のような事情にもかかわらず、喫煙者の方々も屋外でしか喫煙をしてもらっておりません。そういったことで遵守をしております。室内では吸わないということを守りをいたしておりますので、どうか御賢察の上、ここらあたりは御容赦をいただきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えいたします。

敷地内禁煙を実施した場合の喫煙される先生方の対策といたしましては、学校敷地外に喫煙場所を設置するなどの予定は特にいたしておりません。先生方には自覚ある行動をお願いするものであります。このことにつきまして、先進地、佐賀県内では3市が学校敷地内禁煙を実施しておりますけど、喫煙者からの要望とか、特に対応した事例はあつておりません。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

3回目を簡単にお伺いしたいと思います。

これは、昨年12月議会でしたか、伊東議員の方からも質問があつておつたわけですが、浄化槽の取り組みについてお伺いをいたします。

今、西部中の西側の運動場にトイレがありますけれども、これは昔ながらのトイレでくみ取り式ということで現在ございます。この前、私が見に行ったところが、女子トイレの戸はあけっ放しというような形にもなっております。西部中の先生に聞いてみますと、男子生徒は時々使用していますけれども、女子生徒はもう全然使ってないと、こういうことでございました。また、昨年はPTAの方からもトイレの改修について要望がなされたということも聞いておりますが、その点どのようにお考えか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

西部中運動場のトイレの改修について御説明いたします。

学校施設、特に校舎、体育館の改修整備につきましては、教育委員会では中・長期にわたる改修計画に基づき施行をいたしております。その他の施設設備につきましては、優先順位を設けておきまして、児童・生徒の安全性を十分に確保しなければならないということで、第1順位といたしまして危険度の高いものを優先し、第2順位といたしましては老朽化により傷みがひどい場合といたしております。

御指摘の西部中学校運動場トイレにつきましては、昨年12月議会でも議案審議の際にも改修の要望がありまして、くみ取り式ではございますけど、便器を取りかえるなどの改修をいたしまして使用できる状態にいたしております。

毎年、教育委員会では、各学校から年度当初に学校施設の改修要望書を提出いただき、先ほどの優先順によりまして改修をいたしている状態でありまして、現在のところ、西部中学校の方からは水洗化等の改修の要望はあつておりません。既存の浄化槽への接続、もしくは新設の水洗化につきましても多額の費用、一般財源となりまして、大体見積もりでは10,000千円程度かかるということでございますので、当面は公共下水道区域の整備計画の進捗状況や推移を見守っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今ありましたように、先般、伊東議員から御指摘があった後、照明、あるいは簡易的な修理等そのトイレにつきましては行いまして、サッカー部の生徒を中心に今利用をしているところであります。正直申しまして、女子生徒の利用は、やや立地的に使いづらい状況にもありますので、今のような状況であります。

御質問の浄化槽の件でありますけど、今、次長が申し上げたとおりの理由で、結論的には当面は現状でお願いしたいというふうに思っております。なお、このことにつきましては、学校とも確認をとりながら進めておりますけれども、現状でとりたてて支障がないということでもあります。そして、地区の方々からも、これといった苦情等も出されていないということでもあります。今後、あくまでも校長を通して申し出等を参考にしながら対処していきたいというふうに思っております。

それから、学校敷地内禁煙のことでありましたけれども、既に実施をされております県立高校、そして他の市町村の様子、課題、この辺を今収集をして、さまざまな角度から検討をしている最中ということでもあります。

御指摘の教職員の云々のことにつきましては、これは教職員に限らず、喫煙者で、とりわけヘビースモーカーの方々は、やや酷な面も当然出てこようかと思えます。ただ、やる以上は例外を認めないで徹底していかざるを得ないというふうに思っております。いろいろ問題もあります。例えば、一々、門の外に出て吸う光景もありましょうし、あるいは心理的に云々というようなこともないとは言えないわけではありますが、教育現場にある者、そしてそこに入出入りする大人のモラルといいますか、そして何といたっても喫煙習慣の改善努力が、健康的であるという考え方に立って頑張っていただくほかはないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で5番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10分程度休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

皆さんこんにちは。1番議員の徳村でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、大きく四つに分けて、1番目が本市職員の採用について、不正防止対策は、2

番目が問題用紙の移送手段と保管状況について、3番目が2次試験について、4番目が中途採用について。大きな2番目、新規事業に対するサポート体制及び補助金、助成金等に関する当市の取り組みについて、1番、佐賀県まちづくり支援制度の募集状況とその結果、二つ目、市の融資制度について。そして、大きな3番目です。少子化に伴う保育所の今後のあり方と当市の取り組みについて、市の考え方と方向性、そして保育所の運営について。大きな四つ目ですが、市町村合併と当市の財政状況についてということ、大きく四つに分けて質問してまいりたいと思います。

市町村合併と当市の財政状況についてとありますけれども、これは直接市町村合併についての御質問をするわけではございませんので、あらかじめ御了承ください。

当市の職員の採用について。

今のこの御時世を反映してかどうかはわかりませんが、若い世代の方たちに「なりたい職業は」と尋ねますと「公務員」という答えがよく返ってきております。特に、現在置かれている厳しい情勢の中にあつてのこととは考えられますが、やはり安定しているからという部分が一番の理由に挙げられるようでございます。一昔前までは銀行がつぶれることなど予測していないことがここ数年において次々と起こっており、あつてはならない破綻、また破綻寸前のところは破綻を回避するために合併して生き残りをかけて存続しようとする姿、まさに今の御時世を象徴するような姿ではないかというふうに思います。多くの人たちが職を失う中で、全国じゅう見回しても、自治体が破綻し、公務員が給料をもらえなくなったと、それで失職したという話はまず耳にしたことがございません。自治体が破綻するということは、財政再建団体という位置づけをされるわけですが、そうなったにしても、これで給料をもらえなくなるということはあつておりません。そういった中から、安定を求めるために公務員を目指す人たちがふえてきたのが現状であろうというふうに推測ができるわけでございます。

公務員を目指す人の中には、多額の学費を支払い、専門学校に通う人も少なくないと聞いております。当市の中におきましても、平成16年3月には13名の方が退職され、8名の方が正職員として採用されました。そして、平成17年度におきましては6名の方が退職予定でございまして、今回、採用人数はゼロ名ということでございました。当市におきましては、採用を見送りましたのは1989年以来、16年ぶりの処置となっているようでございます。この御時世において当然といえば、そういう気がいたします。

まず、ここで質問をいたしますが、平成2年から現在まで、1次試験——1次試験は筆記試験でございます。そして、2次試験、これはグループワーク、面接が市内で行われているようですが、採用に対して不正が起こらないようにどのような策を講じていらっしゃるのか、お伺いいたします。

そして次に、問題用紙の移送手段と保管状況についてということで御質問いたします。

現在、財団法人日本人事試験研究センターという業者が問題を作成し、その後、同センターより武雄市に試験の問題用紙が送られてきております。これは平成2年から鹿島市、武雄市、多久市の3市で答案用紙の共同購入を行い、3市の話し合いの中で武雄市がその窓口を引き受けていただいている状況だと聞いております。この問題用紙が送られてくる過程では、厳重に封印されて、人目にさらすことのないようにしてあると思っておりましたが、問題用紙はだれでも目を通すことができるような管理状態にあります。さらに、武雄市から鹿島市に持ち帰る際も封印されておらず、持ち帰る係員の方々は内容にいつでも目を通すことができる。最悪の状況を想定いたしますと、寄り道してコピーをとることも可能な状況にあるということでございます。そして、鹿島市に到着し、封印を行い、試験が行われるまでの数日間、収入役の部屋の金庫に保管されるという流れでございます。このような移送、保管状況の中で、試験の内容が100%外部に漏れないという保障はどこにもないわけでありまして、この管理体制に関しましていささか問題を感じるわけでございますが、このような状態をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

そして、このような管理体制はいつから続いているのか、また改善しようと試みたことがあるのか、お伺いいたします。

次に、2次試験について御質問いたします。

2次試験に残る受験者らの選考員が現在、三役、市長、助役、収入役と教育長、総務部長、総務課長という市幹部で行われております。現在、収入役は不在でいらっしゃいますので、市長と助役ということになるかと思えますけれども、この市の幹部で行われておりますが、ここで決められたことが既に決定事項でありまして、最終の決定機関であるわけでございます。これらをチェックするほかの機関が現在存在しておりませんが、冒頭にも申し上げましたように、この試験だけのために多額の学費を使い、あるいは長い時間を費やし臨んでこられるわけですから、今後厳密に行っていく必要があると考えられます。厳密に行っていく上で、他のチェック機関が必要になってくると考えられますが、どのように考えておられるのか。そしてまた、2次試験での順位はどのような採点基準で行われているのか、お伺いいたします。

次に、中途採用について御質問いたします。

現在、一般事務A、B、保健師Cという形で試験区分があるようでございますが、鹿島市職員採用試験受験案内の中には、受験資格がほぼ新卒者だけに絞られているように記憶しておりますが、即戦力につながる専門技術者の中途採用にも取り組んでいかなければならないというふうに思います。当市の現在の取り組み方はいかがでしょうか、そして、今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、大きな二つ目ですが、新規事業に対するサポート体制及び補助金、助成金に関する当市の取り組みについて御質問させていただきます。

現在、国の取り組みといたしましては、産業競争力を強化するという点で競争力ある企業を創出するとともに、創業、新規事業展開等を促進するということが重点項目の中にあり、新たな活力を生み出す源泉は挑戦であるという認識のもと、中小企業施策の重点化を図り、中小企業や起業家の志を持つ人々の挑戦を支援する施策を抜本的に強化する、こういったことが今後の雇用に対しての受け皿となるとともに、産業競争力の強化に資するものであり、積極的に取り組み、今後もその取り組みは重視されてくるものと思われまます。

現在、県が新たに佐賀県まちづくり支援制度という施策を打ち出し、その公募が平成16年7月末日までされておりました。この支援制度の内容は、まずその助成の対象となる条件として、自主的、自立的に取り組む活動であること、一過性でなく継続的な活動であること、実現可能な実践的な活動であること、活動の内容を広く発信し、地域の住民や企業等の参加、協力、連携を得ようとする活動であることということが挙げられており、まちづくり活動を行う組織体であればほとんどが可能であり、法人でない組織の場合であれば5名以上、そして助成金の負担率は県が8割、市が2割で、限度額は1団体に対して年間3,000千円を限度とし、助成期間は最長で3年間受けることができ、これは毎年更新しなければならないとあります。このような県や市の助成金や交付金というものは、新たに事業に取り組もうとするチャレンジ精神ある若者や起業家にとっては非常にありがたい話ではありますが、それをうまくやっていくことによって、まちにも新しい商売が生まれたり、新しい技術が生まれたりするのではないかというふうに思います。

私も当市内の中小企業の一経営者として思うことがありまして、市が発展することは地元企業、地元商店街の活性化、繁栄に大きく資する部分があると考えられるわけでございます。もちろん、それだけに頼っているだけでは成長はなく、個々の努力が絶対条件であるということは言うまでもございませんが、やはりまちの勢いというものがあるように感じられます。このような中、当市の単独事業としまして、鹿島市商店街活性化交付金というものがございますが、真剣に新規事業やベンチャーなどの取り組みをサポートしようとするならば、余りにも助成金が少ないような気がいたします。そして、助成金や交付金でも事業が追いつかない場合には、市がサポートしている制度融資もありますが、それももっと借りやすい体制をつくっていただければ、またありがたい話でございます。

何も新規事業やベンチャーに助成する額をふやすように言っているわけではありません。でき上がったものをいかにして流通網に乗せるか、あるいは販売網に乗せていくかという販売促進策をどのように行っていけばよいかというような、こういったコンサルタント的な役割を的確に行っていただける組織体があれば、そちらの方に予算を組んでいただければと考えているわけでありまます。

ことしに入ってから、当市内は目立ったことはございませんでしたが、つい最近、スギヤさんの民事再生による従業員等の解雇があり、社員、パート、アルバイトを含め、男性が

30名、女性が96名、合わせて126名、54歳以下の働き盛りが95名、55歳以上が31名となっているようでございます。こういった出来事も事業を営む者としては非常に残念であり、また、それに関連しておられた業者の方々の痛みも伝わってくるわけでございます。公共のものでないにしても、本市といたしましては老舗であり、大型店であり、何らかの策を講じてあげることができなかつたのかなど、ふと感じるわけでございます。

少し本論からずれましたけれども、ここで御質問をいたします。

佐賀県まちづくり支援制度の募集状況はどうか、そして、これは市からの推薦が必要だとお伺いしておりますが、市から何団体推薦されたのか、そして、その結果はどうだったのか、お伺いいたします。

次に、市の融資制度についてお伺いいたします。

中小企業に対する融資金の貸付事業であります。運転資金で貸付限度額5,000千円、償還期限が5年、設備資金で貸付限度額7,000千円、償還期限が7年となっております。いずれも貸付利率は年利2.4%となっております。平成15年度末の貸付残高は182件で、金額は293,115千円となっておりますが、このうち貸し倒れの金額と件数、滞っている件数と金額がどれくらいあるのか、そして、それに対する対策をお伺いいたします。

続きまして、大きな3番目でございます。少子化進行に伴う保育所の今後のあり方と本市の対応について。

近年、少子化という言葉が定着し、危機感がなくなり始めているようにも思われます。日本の人口は、2006年をピークに減り続けると予想されております。高齢化社会はますます進み、日本人の平均寿命はどんどん延びているにもかかわらず減り続けているということは、私たちが想像している以上に少子化が進んでいるわけでございます。少子化が引き起こす問題はいろいろございますが、例えば、社会保障制度、経済活動、労働市場への影響、教育機関の統廃合等、挙げれば切りがないくらいさまざまな問題が予想されるわけでございます。

ここに一つのアンケート調査がございます。これは男性、女性にとっておりますが、「出生数が少なくなっている理由は何だと思いますか」という質問に対して、第1位が「子供の教育費」、そして第2位が「経済的余裕がない」ということが挙げられておりました。以下、「仕事との両立が難しい」、これは女性の意見だと思いますけれども、「結婚年齢が上がっているから」などで、1位も2位も男性、女性ともに同じ回答でございました。そして、次に「女性の晩婚化の理由はどのようなことだと思いますか」という質問に対しまして、1位が「女性の経済力の向上」、2位が「独身生活の方が自由である」、あとは「世間のこだわりがなくなったから」などで、これは女性だけの回答でございます。

子供の教育費が家計に与える負担はかなり厳しいものがあり、2人から3人の子供さんを抱える若いお母様方は、パート代がすべて保育料に消えてしまうという現状もございます。保育料が高いから子供を産み育てることが苦になり、困難になってくることは、前述のアン

ケートの結果でもおわかりいただけるかと思いますが、実際にこれらのことを考えまして、公的機関からの補助がどれぐらいなされているかということ調べましたところ、これは定員によって8段階の定員区分になっておりまして、最少が定員20人までと、そして最高が151人以上という定員区分になっております。その中でも、特別区、特甲地域、支給割合改定地域、甲地域、支給区分改定地域、乙地域、指定解除地域、丙地域という地域区分に分けられております。当市は、丙地域という区分に分類されております。

補助金の額を見ますと、20人までの小規模の施設が最も高く、乳児1人当たり214,270円、151人以上の大規模施設で最も低く、乳児1人当たり137,450円でした。そして、民間施設給与等改善費加算額という名目がありまして、これは全職員の平均勤務年数に応じて加算され、保育単価の補助額に対して4年未満で4%加算、4、5、6年で8%加算、7、8、9年で10%加算、10年以上で12%加算ということになっておりまして、総合的に平均しましても、乳児1人当たりの補助金の額は160千円前後はかかっているということになるわけでございます。ちなみに、3歳児からは3分の1から4分の1の約30千円から50千円ぐらいの補助となっているようでございます。

このような中で、財政が困窮してきており、補助される額も減らされてくる可能性も非常に高く、最終的には直接市民に影響してくるものと考えられ、そうなりますと、今でも主婦の方のパート代がすべて保育料に消えてしまう現状の中でさらに追い打ちをかけてしまうことになり、ますます子供を産み育てる環境が遠ざかると思いますが、そういった中で保育所運営について今後当市は、国や県の考えだけではなく、市単独ではどのような方向性を持ってこれを乗り切ろうと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、保育所の運営につきまして御質問いたします。

当市におきましても、少子化問題は避けて通れず、早急な問題でございます。特に、人間の成長過程から見れば、まず初めに保育所が少子化の波にのみ込まれると考えられるわけでございます。現在、当市保育園は14カ所ございますが、そのうち5園が定員に満たっておりません。今の段階では、少子化の影響によるものではないというふうに考えられ、立地状況が関係している部分も考えられると思います。市内の中心街、住宅街の近くはほとんど定員オーバーをしている状況でございますが、それから遠ざかるに従って定員割れが見られております。もちろん、個々の保育所の方針や施設の環境、先生方の対応の仕方や教育に関する考え方など、要因は別の部分にもあるかと思われまます。

現在、当市の保育園の合計定員は1,110人で、保育している子供の数は1,143人で、33人オーバーしているわけでございます。これで目立って子供が減っているわけでもないように思われます。しかし、七浦方面の3園につきましては定員割れをしており、能古見方面におきましても定員割れをしているようでございます。このような中、少子化の波は近い将来、必ず襲ってくるわけでございます。今現在、定員割れを起こしている保育所はさらに追い打

ちをかけられ、最終的には閉園を余儀なくされてしまう可能性があるのではないかと危惧しているわけでございます。定員が減っていったごく少数になっても保育所は存続していけるのか、また赤字続きでこれ以上運営することが困難であるといった場合の当市の対応策は考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

続きまして、大きな四つ目でございます。市町村合併と当市の財政状況についてということで御質問いたします。

現在、県内の合併状況は、唐津市、浜玉町、巖木町、相知町、肥前町、鎮西町、呼子町、北波多村の1市6町1村で約13万人、白石町、福富町、有明町の3町で約2万8,000人、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の4町で約4万6,000人、そして中原町、北茂安町、三根町の3町で2万8,000人、この四つの合併協議会が平成17年度には新市、新町として誕生する予定でございますが、県内全域では九つの合併協議会が存在しているような状況でございます。まだこのほかにも合併の可能性がある市町村もあるようでございますが、当市もお隣、太良町と合併の話が出ておりますが、その中の一つでございます。

ことし6月13日に太良町住民投票が行われまして、反対多数で合併は暗礁に乗り上げ、先に進まない状況になっております。合併の話が進まないことも一つの大きな不安材料ではありますが、平成17年度も当たり前のごとく、国からの交付税は減らされてくるものと考えられるわけございまして、収入が少なくなるのであれば、早い話、支出を減らせば済むことではありますが、支出を減らすということは、言いかえれば、住民の負担がふえるということになるわけでございます。市長は常々、「サービスは高く、負担は低く」とおっしゃられておりますが、これらの状況を見ますと、サービスは低く、負担は高くという逆の状況が生まれてくるように思われます。

現在、当市の財政力指数は0.39から0.40ぐらいで推移しておりますが、これも高い数字とは言えません。交付税が削減されていくのであれば、市の収入もふやさなければなりません。平成16年度の交付税の減額におきましては、平成15年度5,143,519千円、平成16年度が予算ベースで4,628,327千円で、515,192千円減額されております。この金額は臨時財政対策債を含む金額でございます。そして、減額分の515,190千円は、市職員の約83名分の年収に相当する金額でございます。議員の定数削減や、あるいは職員数を減らすといったことも必要であると考えられますが、到底この額に及ぶ数字ではございません。そして、当市の財政調整基金は現在1,088,000千円ございますが、今のペースでいきますと約5年で底をついてしまうのではないかとこのように考えられます。8月12日の佐賀新聞に、福岡県の大牟田市が財政再建団体に陥る可能性があるという記事が載っておりましたが、このようなことにならないためにも最大限の努力をしなければならないというふうに思います。

もし、合併がうまくいかなかった場合、財政の面でどのようにして市の収入をふやそうとを考えておられるのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

徳村議員の当市職員の採用についての御質問でございます。4点に分けての御質問でございますので、順を追って御答弁させていただきたいと思っております。

まず、不正防止対策というふうなことでございます。

おっしゃるとおり、これは非常に大事な問題でございます。このことでは以前、いろいろな事件がマスコミ等で報道された時期もありました。我々としてはこういったことをやはり特別に意識をしまして、どうしたら不正しない、不正できない仕組み、そういったことを真剣に検討してきたところでございます。

具体的には、平成2年、桑原市長就任の年でございますけど、この年に市長の方から指示がありまして、不正監視といいますか、透明性の確保といいますか、そういうふうなことで、2次試験の面接試験の際に民間の企業の社長さん方を試験官にお願いしたというふうな経緯がございます。これはもうずっと現在もそういう形でやってきております。その面接試験のやり方を少しここで申し上げておきたいと思っております。

民間の面接官を入れて——当然こちら側は三役なり教育長、それから総務部長、総務課長、そういうのが庁内の方では試験官になります。それにプラスして、民間の企業の社長さん方ということで、先ほども御質問の中でありましたけど、集団討議と個人面接、こういうのがあります。各試験官は各項目ごとに持ち点を持っております。この持ち点は、市長だろうが我々だろうが、みんな同じでございます。もちろん、民間の試験官も同じ持ち点でございます。その持ち点でそれぞれに点数をつけていくわけでございます。そして、面接試験が終わりますと、時間を置かずにはすぐ集計作業に入ります。その集計作業は試験官全員立ち会いの中です。ですから、民間の試験官も当然その場にはおられます。そこで集計をして、1次試験と作文試験と、それから面接試験、その合計点数で上位から採用が決定していくというふうなことでございます。不正防止対策につきましては、そういうことをやってきたということでございます。

それから次に、問題用紙をこっちに持ってくる際の移送手段と保管状況を御指摘でございます。

確かに、御質問のように、3市で、これは合同で専門業者に委託をいたしております。先ほど申し上げられました業者です。その業者から送られてきた問題用紙というのは、武雄市に到着します。これは事務局を武雄市にお願いしている関係で、武雄市に到着します。それを我々、多久市と鹿島市は武雄市まで行って、そこから受け取ってくるわけでございます。受け取りに行くのは——さっきありましたような漏えい等があってはならないことでござい

ますので、複数で、2人で問題用紙をとりに行っております。そこで、封印されて送られてきたのをそのまま持ってくればいいんでしょうけれども、確認作業が一つそこにあるんです。どうしても我々がお願いしている部数が果たしてそこにあるかどうか、その作業があるものですから、そこでは当然ひもを解かせていただくというふうなことです。そして、鹿島まで持ってくるときには、当然封筒にびしっと入れて持ってくると。その過程で問題が生じはしないかということでございますけれども、これは2人で行くというふうなこと、おっしゃるとおり非常に大事な試験でございますので、我々としては腹をくくって、その作業に当たるというふうな認識でございますから、そういう形にいたしております。持ってきますと、収入役室の金庫に封印して保管をしていくというふうなことでございます。

ですから、いつからこれをしているかと、平成2年からでございます。

改善は考えたことがないのかということでございます。我々はそれだけ腹をくくってやっておりますので、問題は現在まで起きておりませんので、当時はそのやり方を変えようというふうなことまでは考えておりませんでした。ただ、おっしゃるように、事前に3市で協議をして試験に臨みますから、今の御質問は真摯に受けとめまして、より万全を尽くしたいというふうに思っております。

それから、3点目の2次試験についてということでございますけれども、1次試験が終わりまして2次試験に進む、いわゆる1次試験の合格者を何人にするかというふうなことでございます。ですから、これは先ほどありました三役と教育長、総務部長、総務課長で決定をいたしております。このことに関しましては、試験点数の上位から何人にするという作業だけでございますので、このことで他のチェック機関を入れるというふうなことは現在のところ考えておりません。

それから、2次試験での成績順位はどのような基準で行われているかという御質問です。

2次試験につきましては、作文試験と面接試験になります。作文試験については、その作文の内容を審査して採点いたします。面接試験につきましては、先ほど申し上げましたように、集団討議と個人面接に分かれておりまして、もう少しこれを詳しく申し上げますと、集団討議では5人ないし6人、多くて7人ぐらいで、その年々によりますけど、グループをつくっていただいて、テーマに沿っていろんなディスカッションをしていただくと。それが集団討議でございます。これも採点の対象になります。協調性とか、指導性とか、論理性といえますか、そういったところを項目に置きまして、それぞれ5点の持ち点があります。それが集団討議のやり方でございます。個人面接では、お一人方10分間の時間の中で、先ほど申し上げました協調性とか、それから積極性、堅実性とか、そういった5項目ぐらいに項目を分けまして、それぞれ5点の持ち点をここに持っております。各試験官は、各項目ごとに持ち点で点数を入れていくというふうになります。それが2次試験での成績順位の判断基準というふうなことでございます。

4点目に、中途採用というふうなこともありはしないかということでございます。

確かに、専門職あたりではそういった必要性が出てきます。過去にも建築士をそういった形で採用した例もあります。年齢は普通、一般職は30歳以下というふうなことでしておりますけれども、建築士のときには5歳高くしまして、35歳というのを特別に設定したという経緯がございます。それから、住所も普通は市内に限りますけど、その場合は市外を可とした場合があります。ですから、そういった専門職で中途採用の場合は一般職と違う、その試験によって、それぞれによって資格要件を設定していくと、そういう形で進めております。

以上、4点の御質問でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

1番議員の2項目めの質問に対してお答えを申し上げます。

佐賀県まちづくり活動支援制度の募集状況とその結果ということでございますけれども、この制度は平成16年度よりの新規事業でございます。まちづくりのソフト事業に対する補助事業でございます。対象となる活動は、先ほどおっしゃいましたように、市街地の活気に満ちた魅力的な空間づくりに取り組む事業等でございます。対象となる組織でございますけれども、5人以上の団体、あとは自治会、法人等、NPOなどがございます。事業の助成金でございますけれども、3,000千円を限度といたしまして、県が8割、あと残りの2割を地元市町村が負担をするものでございます。

本年度の募集状況でございますけれども、7月30日まで募集がっております。鹿島市内の状況でございますけれども、市の方へ4件上がっております。

4件の内訳でございますが、一つは祐徳の観光商店連盟の方からでございます。これは商店街にキャラクターのキツネとか、そういうふうなものを設置して、まちづくりを上げようというふうな事業でございます。これが申請事業が3,000千円ございました。

次が鹿島市中心市街地商店活性化協議会からのものでございますけれども、これは中心商店街のにぎわいがあるまちづくりでございます。この内容は、各個店にのれんを表示するとか、ちょうど本年度が祐徳軌道が動きましてから100周年ということもございまして、気動車の模型の展示とかを行うとか、それからあとはコミュニティー施設を利用いたしまして、各種教室、例えば、パソコン教室とか、あとは語学教室とかを開くというふうなものでございます。

次は、肥前浜宿まちづくりデザイン研究会の方から申請のあった分でございますけれども、伝統的街並み保存に対する支援活動ということで、今街並みの保存がっておりますけれども、その地元住民の相談窓口を新しくつくるとか、具体的にモデルをつくるための調査とか検討書を策定するというふうな事業でございます。これが申請金額が1,500千円ござい

ます。

4点目でございますけれども、これは鹿島商工青年部の方々の事業で、ふるさとの歴史と観光資源ということで、鹿島の歴史や名所を再発見し、それを絵地図、鳥瞰図等をつくりまして、観光地の意識高揚につなげるというふうなものでございます。

以上の件につきまして決裁の後、県の方へ4件とも申請をいたしております。

県の方の状況でございますけれども、県の方では全部で22件の応募がっております。内訳でございますけれども、県全域を対象とするものが5件、佐賀市から5件、鹿島市から4件、あと武雄市から1件、唐津市が1件、伊万里市が1件、塩田町1件、小城町1件、有田町2件、牛津町1件というふうに合計22件でございます。これの審査でございますけれども、8月10日に佐賀県まちづくり活動支援審査会というものがっております。この構成メンバーは、民間の方が5名、行政の方が2名入っていらっしゃいまして、合計7名で審査をされております。このうち、採択は6件でございます。内訳でございますけれども、県全域を対象とするものが1件、鹿島市から1件、佐賀市から1件、牛津町から1件、塩田町から1件、有田町から1件ということになっております。

今回、市の方で応募されたものにつきましても、日ごろからやはり地元の方で大変アイデア等を考えておられまして、ほかの事業でしょうかという、半ば乗りかえたようなものもございました。

次の2点目の市の融資制度でございますけれども、これは鹿島市中小企業融資資金の貸付に関する条例、これに基づいたものでございます。市から市中の金融機関へ預託したもののなかから融資する制度でございます。設備資金が7,000千円で7年以内と、運転資金が5,000千円の5年以内ということでございます。あと、この条件でございますけれども、連帯保証人があります。保証能力のある者を1名以上、それから法人の場合でございますが、法人代表者以外に1名以上というふうな条件がつきます。それと、あと一つが佐賀県信用保証協会の保証が必ず必要でございます。以上のようなものを加味いたしまして、商工会議所と、あとは金融機関の方で審査をしてもらいまして、貸し付けがなされるという状況でございます。実績につきましては、先ほどおっしゃいましたように、15年度末でございますけれども、182件の293,115千円でございます。

これらの貸し倒れとか、それから遅くないかという状況でございますけれども、信用保証協会の代弁済の状況で申しますと、平成14年度に1件っております。これが1,779千円の代弁済がっております。15年度はあっておりません。16年の7月まででございますけれども、これもあっておりません。これは基本的には返済が滞った場合は、あと保証人さんとか、そのあとは信用保証協会の方で一応保証をしてもらうというものでございます。今現在、貸し倒れでございますけれども、これもあっておりません。これの対応でございますけれども、当然滞った場合は金融機関から商工会議所あたりに連絡がございますから、そのあたりで経

営相談等を十分にいたしまして、正常に戻していただくというふうなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

徳村議員から、3番目の少子化進行の問題で保育行政に関連して質問が2点ございましたので、お答えいたします。

1点目の、国の保育所運営費負担金改革の流れがあるなど厳しい財政状況の中、市の今後の対応についてでございますが、まず、現在の保育制度の基本について整理いたしますと、平成16年度より公立保育所運営費国庫負担金が一般財源化をされましたけれども、民間分については引き続き国が負担金を出して、市町村が児童福祉法第24条の保育義務に基づき、行政の公的責任で運営しなければならないということになっております。本市では、公立保育所として直営のみどり園があり、社会福祉法人である市内の民間保育所13園に対して保育を委託して運営をお願いしているところでございます。国から県や市町村へのお金の流れといたしましては、大きく分けて二つあります。一つは負担金と補助金、もう一つが一般財源、すなわち地方交付税であります。公立保育所の分の一般財源化は、国は運営費の負担金をなくしてゼロにするのではなく、負担金という形ではなく地方交付税として市町村に交付をいたすものであります。使い道が決まっております国の負担金や補助金なのか、それとも鹿島市が自由に使える財源なのかという違いはございますけれども、今後本市がやっていく保育行政、そして保育の費用については全くこれまでと変わらないようにしていくことが基本方針であります。

保育費用の確保については、少子化が進行する中、子育て支援、次世代育成支援施策として、国と県及び市が保護者とともに責任を明確にする必要があると考えます。そして、市といたしましては、子供の健やかな成長と子育てと仕事の両立に必死に頑張っている家庭にとって利用しやすい保育所づくりを最優先に考えまして、今後も引き続き保育行政に取り組むことが大事なことだと考えております。

それから、2点目の少子化の進行に伴って定員割れの状態が続くと思われる保育所の今後の運営についてでございますが、9月1日現在で定員割れしている保育所が全部で4園ございます。徳村議員は7月のデータで言われましたけれども、全部で4園でございます。市全体では定員1,110名に対しまして入所児童数1,187名、入所率が107%となっております。定員割れしている保育所は、みどり園を除きますと、七浦と能古見地区の3園となっております。その3園の最近5カ年の平均入所率が86%でありまして、地区の子供が減少していること、保護者の勤務地に近い保育所や幼稚園に入所していることなどから定員割れしているの

が現状です。しかし、現時点で把握できます入所児童数の今後の見込みが3園とも横ばい、あるいは減少傾向ではありますけれども、極端に減少することはない、保育児童は現行水準に近いものであると考えております。保育所の運営は、14の園によって独自の保育方針に基づき、児童と保護者のニーズにこたえるさまざまな工夫と努力をしていただいております、4月1日現在では、本市の就学前児童総数 1,966名のうち 1,136名、57.8%の児童の保育を担っていただいているのが現状でございます。本市の育児状況の中で、公立、民間を問わず、同様の高い水準での保育が行われていると評価をしているところでございます。

さて、徳村議員が懸念されております定員割れが常時化している小規模保育所の定員をめぐる状況でございますが、全園でこれまで通常保育以外に、多様な保育ニーズにこたえるため、延長保育や一時保育、低学年児童の受け入れなどの特別保育事業に積極的かつ弾力的に取り組んで、国で定めてあります保育単価の基準内で通常保育事業として実施をしていただいて、赤字にならないようそれぞれ努力していただいております。民間の社会福祉法人保育園では利潤を追求してはおりませんが、定員を大幅に割り続けますと運営が困難ということになります。苦しくなると思われま。

ある本市の小規模保育園での園長さんの保育事業に取り組む思い入れについて御紹介をいたします。「少子化で対象となる子供がいない地区があるぐらいですから、入所児童が減少するのは仕方ございません。子供たちを取り巻く家族や地域の環境は大きく変わりました。大切な子供さんを預かっているんですから、おろそかにはできません。責任がございます。保護者と一緒に子供を育てようと頑張っているのが保育所です。保護者の就労や生活実態の背景も含め、子供一人一人と丁寧にかかわっていくことのできる保育の質が求められています。どんなに少なくなっても、この地域に保育を必要とする子供がいる限り、保育所は続けたいです」。以上でございますけれども、これは保育現場だけではなくて、長い間親しんできた地域の人たちの生の声というふうに考えます。

今後、平成15年7月に制定をされました少子化対策基本法や次世代育成支援対策推進法に基づきまして、保育所の新たな役割が検討されることも予測をされますので、その時点において少子化と向き合いながら、地域における子育て支援の中心的な役割を担っていただいている保育所と一緒になりまして、現状を直視しつつ、これからの保育所運営について方向性を探りながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の方からは、徳村議員の御質問4点目です。市町村合併と本市の財政状況についてという御質問の中での合併できなかった場合、どのように収入をふやしていくのかという御質問

にお答えしたいと思います。

どのように収入をふやしていくのかというのは、簡単そうで物すごく難しい問題かなと考えているところでございます。大きなものから小さなものまで、いろいろ考えられるところではございます。そういう中で、私の方では三つにちょっと分類をしてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、市の収入をふやすための施策といたしまして、一つのやり方といたしまして、市の外側から収入を持ってくるという施策がまず一つ考えられるのではないだろうかと思っております。端的に言いますと、もうこれは今現在もやっておりますけれども、企業を誘致して、それにより税収増を図る、それから雇用の場を確保すると、こういったものがまず一つ大きなことで考えられるのではないだろうかと思っております。現在までの取り組み状況、それから今後の市の考え方という流れでずっとちょっと説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、現在までの取り組み状況といたしましては、企業誘致に関しまして、もう昭和40年初頭から浜の工業団地を手始めに、大村方の工業団地、それから谷田の工業団地などの整備をずっとやってきておるところでございます。経済環境の変化とか、それから地理的要因、どうしても鹿島市の場合、高速交通網から外れている、そういうところから企業誘致には大変苦戦を強いられてきておったと思っております。しかし、県の企業団地説明会への小まめな参加、それから独自ルートでの企業訪問など地道な努力によりまして、谷田工業団地の一部を残して完売することができているということでございます。

今後の施策の展開といたしましては、全国的には景気の回復基調も報じられているというところでございますけれども、まだまだ企業の設備投資の意欲は薄いと思っております。また、製造業につきましては生産の拠点を海外へ移す動きが急でありまして、国内の立地はどこの市町村も苦戦をしているというところではございます。しかし、そういう経済社会情勢の変革や鹿島市の地理的条件の不利さというのがあっても、第4次総合計画の重点プロジェクトの一つといたしまして、新たな工業団地の選定も視野に入れながら、鹿島市の環境に合った先端技術産業や研究施設などの誘致に引き続き取り組んでいくこととしておるところでございます。

それから、収入の確保策の大きな2点目といたしまして、現在の市民所得を引き上げることによる税収増を図るというのがあると思っております。

ちょっと具体的に現在までの取り組みを申し上げますと、例えば、商店街の活性化のためにハードの整備事業をやる、街路事業、それからポケットパークをつくったり、市営駐車場などの整備を行うと、そういったこと。それとか、農林業振興に関しましては基盤整備の圃場整備、それから果樹の改植、それからノリの協業化、それから漁港整備、林業にいたしますと、間伐とか枝打ちの補助をやるとか、そういったことでの農林業振興のための基盤整備、

そういうことを今までもやってきております。それから、観光資源の整備といたしまして、観光トイレを新設する、それから道の駅の整備をやりました。それから、浜宿の整備をこれからもやっていくと、そういった観光資源の整備。それから、工業団地への移転奨励金とか、先ほどありましたように中小企業への貸付金など、そういったものが今までも取り組んできたところでございます。

鹿島市の場合の地形的な要因というのがございまして、軟弱地盤対策や低平地の排水対策など、結構多額な投資が必要な災害に強いまちづくりということも力を入れてやってきたわけでございますけれども、それと並行しながらも必要と考えられるあらゆる施策は十分に実施してきているんじゃないだろうかと考えているところでございます。

今後の施策の展開といたしましても、これも第4次総合計画の重点プロジェクトの一つといたしまして、市内産業の活性化と産業間の連携による新産業の創造に重点を置きつつ、年間270万人もの観光客を最大限生かす施策ということで、引き続き官民共同によって取り組んでいきたいということで考えております。

それから、大きな3点目でございますけれども、まず新たな収入の確保策といたしましては、今現在の税金とか、そういったものの収納率の向上を図るという問題点があると思います。それから、今度はちょっとなかなか厳しいところだと思いますけれども、新たな税を創設して税金をいただく、それから施設の使用料や各種負担金の引き上げをお願いすると、こういった形での収入確保策というものもあると思います。これが3点目と考えております。

ただ、市内では、先ほども議員からございましたように、すぎやさんの閉店など、個人企業総じて不況にあえいでおるところでございます。なかなかこのあたりの妙案が見出せないでいるのが実態というところでございます。ただし、税の収納率の向上につきましては、引き続き全庁体制で臨んでいくこととしているところでございます。

それからまた、これ以外に民間の方とか職員から収入増加策の提案が出されております。これも今現在、プロジェクトチームをつくって庁内で検討しているところでございまして、何とかこの中から成案として出せるよう検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併できなかった場合の当市の財政状況と対応の仕方ということで、もう少し私の方から説明いたします。

例えば、今から15年前ぐらい前と比較をしていただいたらおわかりになると思いますけど——一般財源別で申し上げますよ。投資事業分野に配分している一般財源を100としますと、今恐らく30%から40%ぐらい、つまり六、七割、投資事業は低下しております。それは

なぜかといいますと、一つは国の交付税が減ってきた、財源不足によるもの、それからもう一つは、扶助費、つまり少子化対策とか、今回も議会で出ていますように、高齢化対策とか、そういう福祉政策を重視する、こういうことによって投資事業が低下をしております。

今回、合併ができなかった場合、実は部課長会で基本的な考え方、準備だけをしておくよというということで、次の点を指示しております。鹿島市は3段階に分けて、これに対応していくと。まず、第1段階目が行政の合理化、これは人員削減も含まれます。あらゆる手段を講じて行政の合理化、効率化を図っていくと。第2段階目が、それでもカバーできなかった場合、つまり交付税というのは今の段階では年々2%ずつぐらい減っていくという想定をしておりますが、それに合わせる形で第1段階目は今言ったようなこと。それでもカバーできない場合、今のサービスに近いぐらいのサービスを維持できない場合は、収入がない場合はサービスの低下をする、これはやむを得ない。どの分野からどれぐらいのサービス低下で財源不足をカバーできるかと。それでもなおかつ財政運営ができない場合は、負担を上げさせていただく。つまり税とか料金ですね。こういう3段階で考えてくれという指示をしております。

まず、恐らく合併できなかった場合は第2段階、第3段階までいかにざるを得ない、これは合併しなかった場合のシミュレーションにも示しているとおりで。そうする場合、第2段階目、第3段階目を執行する場合にも住民の皆さんはそれに耐えていただかにかいかんということになりますから、それにはまず我々が第1段階目の合理化をどれだけ真剣にやったかと、このことによって御理解を得られるかどうかということになっていくと思います。

いずれにしても、ここ10年、15年の予算配分の大きな流れを見ていただくとわかりますように、福祉部門を重点にずっとどンドンどンドン配分率が高まっております。投資部門が低下をしている。そして、国からの交付税がどンドンどンドン減っている。こういう大きな構造の中で、どうやって運営していくか。今の御質問は合併そのものではございませんから、それ以上のことは申しませんが、そういうふうなことを実は部課長会でも既に指示をしております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

2 回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、第1点目の本市職員の採用につきまして2 回目を行います。

今後さらに財政状況というのは厳しくなってくるものというふう考えられ、先ほど市長の御答弁にもありましたように、スリム化ということも考えられます。その中で、平成15年度では事務職が 216名、技術職51名、現業職33名、合計で 300名、平成16年度では事務職が 212名、技術職が51名、現業職が33名で合計 296名が在職していらっしゃるわけでござい

ますが、最終的に職員数は何名ぐらいが妥当な人数だと考えておられるのか。また、「親子、夫婦、兄弟姉妹で市役所に勤めていらっしゃる方はいいいですね」とよく市民の方々から聞きますが、こういった市民の声に対しましてどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

ちなみに、これは特別職を抜きまして、親子で1組、兄弟が7組、そして夫婦で24組勤めていらっしゃるという状況でございます。これに対してどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

そして、2点目の新規事業におけるサポート体制及び補助金、助成金等に関する取り組みについてです。

志があれば、だれでも、いつでも、すぐに会社設立ができる仕組みづくり、その中の一つに最低資本金制度の免除がございます。砕いて説明いたしますと、株式会社では10,000千円、有限会社では3,000千円の資本金が必要でありまして、起業する際に金銭的かつ心理的なハードルになっているようでございます。近年では、小資本からスタートし、急激に成長する事業も出現してきております。このような中で、創業者が株式会社、有限会社を設立する際の最低資本金の規制を免除するというところでございます。そして、二つ目は会社設立時の手続等の簡素化でありまして、会社設立にかかる時間は通常30日から60日程度で、費用は300千円から500千円程度かかり、事務的に負担が高く、これはアメリカの場合でございますが、この手続が1日、2日で完了し、費用は1千円程度と、かなりの差があり、機動的かつ活発的な企業意欲を阻害しているという状況があり、業務合理化を通じて簡素化を図っていく、以下志があれば、だれでもいろいろな企業ができる仕組みづくり、志ある起業家をだれでも支援できる仕組みづくり、志があれば、だれでも起業家としてスタートラインに立つ知識、ノウハウを学ぶことのできる創業塾や創業セミナーの展開をする、これが国の重要施策でありまして、今後地方も力を入れていかなければならない部分であると思っておりますが、当市はこれらの国の施策に対してどのような動きをされているのか、お伺いいたします。

そして、3番目でございますが、これは先ほどきちんと御答弁いただきましたので、要望という形でお願いしておきます。

最近のニュースの中でも、ことしも昨年より出生数が減っているということで、平成16年度も過去最低の出生率になるような兆しがございます。歯どめをかけることは非常に難しいことでもあります。少子化を何かの原因ととらえるよりも、むしろ何かの結果ととらえる必要性が高いように思います。その結果を見詰め直して、今後の施策に生かしていかなければならないと思います。少子化は、保育所にとって最重要課題でございます。そして、次世代を担う子供たちのためにも、当市には精いっぱい努力をお願いしたいと思います。

続きまして、市町村合併と当市の財政状況についてということですが、

当市の財政状況というのは、やはり厳しいものがあるわけですが、合併はちょっと崩れましたけれども、お隣の武雄市は明るい話題がありまして、既存企業でありますT社さんが新たに事業を拡張されるということで、その内容は以前特許のことで問題になっておりました発光ダイオードの製造を行うということでありまして、当初の新規従業員採用人数で63名、投資額は49億円と、最終的な計画は新規従業員採用で325名、投資額は165億円ということでございます。この事業における経済効果はまだ試算されておきませんが、多大な額になるであろうと予測されております。

当市といたしましても、新たな企業を誘致していかなければならないと思いますが、市税の構成比と金額を見てみますと、法人市民税が平成12年度12.5%で350,158千円、平成13年度で12.2% 344,293千円、平成14年度12.3%で346,796千円、それから固定資産は平成12年度51.1%で1,420,653千円、平成13年度52.1%で1,460,245千円、平成14年度52.6%で1,477,093千円とほとんど変わりがなく、数字を見る限りでは新規の企業誘致は足踏み状態でございます。これで増加しているようには推測できません。

企業名は必要ありませんので、平成15年度と平成16年度の新規の誘致件数と、新規誘致によって得られた固定資産税、法人税の額をお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど1回目でお答えしたときに、1次試験から2次試験に何人上げるかというときに専門の業者を入れる考えはないかという御質問に、私は、入れる必要はありませんと、単純に何人決めるという作業ですからと言いました。終わってから、ああ、じゃあ1次試験というのはどういう形で決めているのかというのが不足しておったなあということで、実はそのことをちょっとつけ加えさせていただきたいと思ひまして。

1次試験は、先ほど議員もおっしゃいました財団法人日本人事試験研究センターというところに送りまして、そこが採点をして、そして結果リストをこっちに送ってくると、そういうシステムになっておりますので、うちは一切そこに関知しないものですから、このことを自分だけわかってですね。だから、上位から何人ということを決めるだけですから必要ございませんという答弁をいたしたところでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

それから、妥当な職員数という2回目の御質問でございます。

職員数については、法的にあなたの町は何人にしなさいという規定はございません。私どもが参考にしているのが、総務省が出しております定員モデルというのがあります。これと、

もう一つは全国の類似団体の状況、こういうのをいわば参考にさせていただいているというところもあります。定員モデルと比較しますと、若干当市の職員数が上回っている状況でございます。類似団体と比較しますと、全国平均とほぼ一致しているというふうな数字でございます。こういったことを踏まえまして、やっぱり今後はコンピューター化といいますか、情報化で事務事業が効率化できると、そういったこととか、組織機構の見直しで簡素合理化をしてというふうなことで、常に定員管理というのは適正規模というのを追及していく必要があるというふうに思っております。

ちなみに、職員採用につきましては、平成10年度から、定年退職者の完全補充ではなく、採用を少なくしております。来年度の定年退職者の不補充を含め、8年間で26名の削減をいたしているところでございます。

次に、2点目に市民の声としてというふうなことで、職員間での夫婦とか親子、兄弟をどう考えるかということですが、確かに現在、職員間では先ほど申し上げていただきました数の皆さんがいらっしゃるんですが、このことは採用に関しての要件にしていると、そういう場合はだめですよとか、そういうのは一切ありません。夫婦であろうとも、兄弟であろうとも、親子であろうとも、一人一人の職員として一生懸命頑張らせていただいておりますので、そういった認識でおります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

1番徳村議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、創業支援等についてのどういうものがあるかというようなことと、それから、志があれば、それぞれがいろんな事業に取り組めるようなもの、そういうことだったと思っておりますが、商工観光課の方で今取り扱っている制度等について紹介をいたしますが、これは佐賀県地域支援センターの制度でございまして、新世紀ベンチャー創出支援事業、年間10,000千円を限度に年間の助成を行う。それに起業家の実務講習会、事業を興すために必要な法律、あるいは経営のノウハウ、マーケティングのノウハウ、そういうものを取得するための講習会、それから総合支援貸し付け、いろんな事業を開業、操業するための設備資金の貸し付けでございます。4番目に、ベンチャー交流ネットワーク事業、若手企業家、あるいは創業希望者等を対象にいたしました交流会、講演会の開催、そういうものがございます。それと、佐賀労働局の制度では、地域雇用の受け皿事業特別奨励金制度がございます。新規操業にかかる経費の一部、要するに3分の1程度でございますが、これを支給すると、それから雇用に対する助成というようなことでございます。

それから、鹿島市内においての新たな操業の旅立ちといいますか、そういうものについて

は、さきにヴィータが倒産をしておりましたけど、それが先般落札をしたということで、その後、内容的にはまだ発表する段階でございませぬけど、確実に進行している、そういう状況を伺っておりますし、その中でも雇用とか、それからそこにテナント等がたくさん入るとは思いますけど、そういう中でのいろんなものが出てくるんじゃないかなろうか、そのような思いをいたしておるところでございませぬ。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

徳村議員の2回目の御質問の平成15年度と16年度での企業誘致の件数をということでございました。

平成15年度と16年度につきまして、市外からの企業誘致件数は、鹿島市の場合、0件でございませぬ。

ただ、ちょっと参考に申し上げておきたいと思ひますけれども、先ほど申しましたように、鹿島市において昭和40年から工業団地の造成を始めまして、企業誘致に頑張ってきたわけでございますが、現在まで昭和40年以降、鹿島市に市外からの企業誘致件数が10社ございませぬ。それで、その10社の総従業員数 740名、それから企業誘致の法人市民税が、これは15年でございますけれども、25,000千円、固定資産税につきましては45,000千円というふうになっております。それ以外にも、市内からの移転、増設などによりまして3団地には——3団地と申しますのは、浜、谷田、大村方ということですが、市内から16社が進出しておられます。その雇用従業員数が 400名、法人市民税で45,000千円、固定資産税は58,000千円というふうになっております。この市内移転につきましては、主に住居地域からの工場の移転ということですが、ですから、住居地域での住環境の整備という観点からの移転、それから、既存企業の増設需要に対応しまして工業団地を造成したと。結局、市外へ移転されるのを引きとめるための施策と考えていただいと申ひますけれども、かなりの成果を上げてきておると申ひます。

以上でございませぬ。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

3回目の質問をさせていただきます。これで最後ですが。

これはちょっと質問ではございませぬが、新規事業におけるサポート体制及び補助金、助成金等に関する当市の取り組みについてという部分で、これは私の創業に対する考え方を少し申し上げまして、創業支援特区とか、あるいは起業家支援特区といったような特区としての取り組みがあってもいいのではないかと申ひます。これは私の考えですから、

御答弁は必要ございません。

そして、先ほど市長がおっしゃいましたけれども、まず一つ目、一番最後の市町村合併と当市の財政状況についてという部分で、先ほど市長がおっしゃられた部分で、行政の合理化とサービスの低下、負担を上げるとおっしゃいましたが、その中で行政の合理化、この中身を少し御説明いただきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、第4次鹿島市総合計画の中に「定住人口や交流人口の増加を図り、市民が経済的にもゆとりある生活を過ごすために雇用の安定と就労の場の確保が必要です。このため、企業を誘致するなどによって、多様で魅力ある安定した雇用機会の確保や市内就職率の向上に努めます」と。主要施策の中に「優良企業の誘致及び地場産業の振興など雇用の拡大」というふうなことも文言があるわけでございます。

この中におきまして、先ほど15年度、16年度の誘致件数というのはゼロということでございますけれども、今後、企業誘致に関する方針と、第4次鹿島市総合計画の中にありますから計画もあるかと思っておりますので、ぜひ計画も御答弁いただけたらありがたいと思います。これについては、先ほど市長が言われた分と2点、御質問いたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市町村合併については、今、太良町と協議をしておりますし、合併をすべく鋭意努力しております。

その中で、合併できなかった場合についてという御質問がありましたので、こういう指示をしておりますということですが、具体的には、これは合併がいよいよできないというときからスタートいたしますので、その前の準備といたしますか、そういうことで各部長、課長がそういうものを今検討しておってくれということですから、委員会等をつくって具体的に動き出しているということではございません。あくまでも私は市町村合併を目指して、今後も可能な限り頑張っていくつもりです。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

1番議員の優良企業等の誘致についての方針等があるかということでございますが、その部分につきましてですが、現在の工業団地への誘致はほぼ達成をしたところでございます。ただ、谷田工業団地の方に一部まだ空きがありますので、ここを残すのみでございます。ただ、今後誘致するにしてもどこに誘致するのか、その工業団地の整備等についても検討していかねばならないというふうに思いますし、常に誘致の姿勢を維持していきたい、その

考えは今後も継続していきたいと思えます。

ただ、現在の経済情勢の中では多くは望めないと、そういうふうには感じております。ただ、今のいろんな経済情勢、それから日本の状況を見ております中では、幾らか好転の方に向かっていると、そういうことを市内の企業の方からお聞きをしておりますので、そういう面を視野に入れながら、いろんな点で、例えば、ダイレクトメールを送るとか、それから我々がよそに出向いたときとか、特に市長が上京したときなどにつきましては、ぜひ一々当たっていただいて誘致をしていく、そういうことまで含めて進めていきたい、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で1番議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時23分 休憩

午後4時34分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

あらかじめ会議時間を延長します。

次に、14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。大体私はナイター議会の予定を立てておりましたので、ナイター議会ということで発想をしておりましたし、きのうは18号台風でてんやわんやでひどい目に遭いました。特に被災者の皆さんに御見舞を申し上げます。

きのうの台風を見ながら、宮沢賢治ですかね。「雨にも負けず風にも負けず」と。台風が来ればおろおろと。本当に今の農業は、宮沢賢治の昭和初期の東北の子供、女子を売って、冷害に遭ったあのころと、農業者の心理は全く同じと思えます。

いろいろな共済制度、融資制度はありますけれども、今、本当に自分の後継者を、その子供や孫を農業者にしようと言う人は皆無だと思えます。ほとんどいません。これが、鹿島市の有力な篤農家にお話をしたんですけれども、「子供はようしてくるっばってん、もう孫にはさしゅうごとなか」というのが実情でございます、私も全くそのとおりで、農業をさせたことが今悔やまれてならないというのが実情でございます。

これは鹿島市が悪いということではございません。これは国の政策が何かちょっと不安を持たせているということを言いたいわけでございます。

長崎新幹線の問題は、今6人の方が質問されておまして、8月の末に特別委員会で阿久根市に行政視察に参りました。そのうち特別委員会の皆様を5名やっていただいております。

でございまして、これは効果があったなと思っております。

そして、特別委員会では、行政視察の報告書を議会だよりのような小さな原稿用紙2枚じゃなくて、400字詰め1枚以上に書いてくれと。そして、今度の議会で皆さんの研さんの結果報告を私は聞きたいと言っておりますので、皆さん御要望にこたえていただきまして、本当にありがとうございます。

この新幹線の問題は、松尾議員に対する市長の答弁でほとんど答えも何でも出てしまったわけですが、私は私なりに、ナイター議会用のPRを考えておりましたので、これは市民の皆さんがここにいらっしゃるといことで質問をしていきます。

佐賀県からの、これは地元ということは佐賀県ということでございますけれども、新幹線に対する佐賀県からのPRが余りあっていない。私は、長崎県のホームページを見ましたところ、約20ページぐらい微に入り細にわたって、長崎県はさすがに政策がうまいなど、本当に納得するように書いてございました。これは新幹線のことは皆さん御存じでございますが、新幹線はなぜ必要なのでしょう。

在来線の改良では、こんな新幹線整備で複線化、時間短縮、安定輸送の実現をということでタイトルは書いてございまして、我々が複線化をいろいろ提案しておりますけれども、その中でも複線化が困難な理由として、肥前山口ー諫早間は、山が海に迫る海岸沿いを走るなど、物理的に無理。2番目に、在来線改良の国の補助予算は、全国でわずか年間5億円程度。複線化に必要な経費は1キロメートル当たり15億円前後。3、改良で複線化できたとしても線形自体がよくないため、現行以上のスピードアップは望めない。4、多額な投資に似合う採算が見込めないのでJRは消極的。5、地元自治体にとっても負担が大きいと、こういうふうにしてありまして、そして、長崎県の新幹線地元負担は、武雄ー諫早間の場合、2,700億円ということですから、佐賀県側は1,000億円ということでしょう。武雄ー長崎間は3,800億円。これは佐賀県もやっぱり1,000億円ですね。市長の説明にございましたように、肥前山口ー武雄間を複線化すれば、その負担が要るといことでございまして、長崎県側としては、新幹線をぜひ通したいというふうなPRでございます。

この問題に対しては、議会としても3月議会の終わりに、県議会と県知事に対して、皆さん一緒に陳情していただきました。

それから、6月議会の始まる前に、長崎本線期成会の自民党の代表として土井県議と、小池議長も一緒に、有志と一緒に自民党に陳情に行ったわけでございます。

5月14日の期成会として、自民党を代表して陳情したときに、整備新幹線特別委員長の小里委員長、それから与党整備新幹線プロジェクトチーム座長の久間会長に陳情してまいりましたが、そこで確認できたのは、地元がぜひ必要であることと、地元同意がぜひ必要であることと、地元は佐賀県が代表になっているが、当然、在来線問題を抱える鹿島を中心とした沿線住民の同意が得られないと認可は難しいといことでございました。

その後、市、県の動きは、あれからもう2カ月以上たっておるわけですが、先ほど市長の説明がございましたけれども、具体的に市民にわかるような行動はどういうのをされているか。

県のホームページも、鹿島市のホームページも、それらしきものはあんまり大げさには載っていません。

それから、2番目の代案の早急な広報活動、これはまず広報活動というよりもこれは政治活動だと思いますので、訂正したいと思います。

久間先生に陳情したとき、先生は島原の選挙区の人であります、九州という地方を考えた場合、地方の発展のためには、高速交通体系の新幹線はぜひ必要と考えている。九州新幹線もめどがついたから、次は長崎新幹線も必要であり、皆さんも大所高所から理解してほしい。自分も長崎新幹線を提案するときに、一番に今の在来線の長崎本線を新幹線にしたいということで鉄道局に行ったけれども、その当時、鉄道局はコスト的に無理だと。先ほど申し上げましたように、海岸線が迫っており、ぐりぐり曲がっておるということでこれは無理だと。そういうコストをかけるよりも、武雄―大村間にした方がいいということで、そういうふうに決めたとおっしゃいました。皆さんもいろいろあるけれども、妥協案を考えて協力してくれというお話もございました。

我々としては、在来線の廃止、第三セクターには絶対反対の立場ですと伝えておきました。

今回、阿久根市の一つ、おれんじ鉄道を視察してまいりましたが、今の長崎本線が第三セクターになれば、あれより条件は悪いと思います。

この問題には後の人もいらっしゃるので、幾つかちょっと割愛いたします。

我々も、久間先生のおっしゃるとおり、九州の発展のためには何が何でも反対という立場をとるのではなく、時間的価値が、博多―鹿児島間が開通しますと1時間20分ほどになるそうでございますが、そのようにスピードアップすれば、そして、経済効果が莫大であれば、それは考えないでもないでしょうけれども、長崎の方は距離が短いし、時間短縮の効果も、全線新幹線一括に例えたとしても1時間足らずでございます、長崎県の言うようにスーパー新幹線、そしてフリーゲージを入れても、せいぜい20分ぐらいじゃないでしょうか。そのくらいしか投資効果が、時間的な効果はないわけでございます、そういう金を今の時代に使うことが必要なかどうか。これは諫早湾干拓とほとんど似たケースになるおそれがあると私は思うわけであります。

後で述べますが、国の財政事情は、そんな効率の悪い公共投資はできないはずであります。高度成長時代のような過大投資は、絶対に阻止しなければならないと考えます。

ただ、地方の産業、あるいは観光、国際化、あるいは環境上からは、交通体系上の鉄道の有利性は否めません。

長崎本線の実用性は言うまでもありません。長崎本線の曲線の直線化とか、一部複線化な

どの事業を国に申し入れをする必要がありはしないでしょうか。

在来線改良の国の補助率は26.7%にすぎません。しかも、これはほとんど出ていないそうです。これは申し合わせ事項かも知れませんが、新幹線計画のあるところには、そういう予算は計上しないというふうになっているようでございます。

長崎本線改良建設には、地元とJR九州が合わせて73%負担をする必要があります。先ほどの複線化とか直線改良には、JR九州を足して73%地元負担をせねばならないということございまして、多額の投資に合う採算が見込めないで、JR九州は負担する可能性は極めて低いと思われまます。

国が新幹線並みとまでは言いませんが、補助率を上げてくれるような政治的な働きもする必要があると思いますが、いかがでございましょうか。

国家財政が破綻寸前のときに、しかも、少子・高齢化が急速に進んでいる今日、白いかもめでさえも空席率はかなり高いものと思いますが、その上、課題として新幹線もどきをつくることには毅然として反論し、佐賀県の県民世論を巻き起こす必要が鹿島からありはしないかと思うわけでございまして、その辺、市長の御見解を承りたいと思います。

2番目の項目の、合併のある、なしにかかわらず、地方財政の健全化の方策を問うということで、1番目に国の財政破綻に等しい中での地方財政の現状と将来展望をどう思うか。2番目に、三位一体政策が本当に実施されたら、市の財政はやっていけるのかどうか。これは2番目と3番目は関連しておりますけれども、国の財政危機に対応できる地方自治の確立のための計画立案を速やかに進めるべきではないか。

以上について質問いたします。

ちょっと難し過ぎる問題であります。市の財政は今まで積極投資を進められ、投資も一段落いたしまして、太良町との合併ができますと、まず財政緊迫の中でも合併特例債を利用して、財政健全化への道ができるものと思っておりましたが、合併がうまくいかず、今後の財政運営は容易ならぬものがあると思うわけであります。

国が強引とも思われる合併促進策を講じるのも理解できますし、なるべく合併して行政コスト削減に努力しないと、住民サービスの低下は免れないと思います。

鹿島市は、2市4町案を否決し、今度は太良町との合併に積極的にアプローチしましたが、太良町民から否定されました。合併の仕様にはいろいろありますが、他行政地区でありますので、自主的独立性を尊重し、批判的なことは控えたいと思います。

周辺市町村にとって、財政危機は鹿島市ばかりではございません。交付税と国庫補助で半分以上財政負担をされている地方がほとんどでありまして、俗に言う3割自治が地方の実態であります。地方にとってその7割を負担している国の財政が危機的な状況になれば、当然その補助政策で生きている地方は、息の根をとめられるのは必然になります。今まで地方の財源不足を埋め合わせる制度として交付税措置がありましたが、この見直しに入ってきてお

ります。存続するのは当然でしょうが、削減の方向にあるのは間違いありません。

三位一体は、皆様御存じのとおりでございますけれども、(1)番目に「三位一体の改革を進めるに当たっての基本的な考え」として、「国の関与を縮小し、歳入、歳出両面での地方の自由度を高め、地方が元気になる改革の実現」、(2)番目に「国庫補助負担金の改革」、「税源移譲につながる廃止・縮減を中心に4兆円の改革」、(3)番目に「税源移譲を含む税源配分の見直し」、「国庫補助負担金の廃止・縮減に対応して、基幹税（住民税・地方消費税）による税源移譲を実現。(4)番目に「交付税改革」、「全ての国民に基本的な行政サービスを提供するという制度の基本（財源保障と財源調整を一体のものとして実施）を踏まえつつ、次のような改革を推進。」、①番目に「地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制」、②番目に「算定方法を見直し、地方団体の施策選択への中立性を確保し、地方団体の効率的な行財政運営を促進」、③番目に「税源移譲の実施に伴う財政力格差拡大の調整」、こういうふうにして、方針は決まっているわけでございますけれども、17年度の予算にはどのくらいするという方針はまだ出ていないようでございます。

バブル崩壊から14年、減税を含めてではございますが、150兆円にも及ぶ景気対策を行ってきたにもかかわらず、経済は余りぱっといたしません。

今の時点では、大企業や輸出産業はアメリカの減税による景気対策、あるいは中国のバブルにも似た景気で、優良企業はよくなってまいりました。鹿島の産業の中でも、一部優良企業は素晴らしい業績を上げられておられますが、全般的に停滞というより凋落気味であります。中心街においても、核となる百貨店、ホテルの自己破産など、沈滞ムードがみなぎっておりまして、鹿島でにぎやかなところといえば、パチンコ屋さん、あるいは消費者金融、これは二つとも関連がございまして、果たしてこれが喜ぶべき繁盛なのかどうか、非常に不安に思うわけであります。

市行政の政府の公共投資と景気対策にうまく乗って拡大政策を続け、一応の施設は整いました。学校、図書館、エイブル、公園施設、バイパスも時間はかかりましたが、一応開通しました。今後、その債務償還と償却費などの捻出に苦勞するでしょう。

特に、これは日本全国の問題ですが、少子・高齢化の問題。高齢化は急速に進んでおりますし、少子化の方は予想を超える現象が続いています。

福祉政策の中身の中でというよりも、政策の中で大局的な視野に立った少子化対策の論議が必要だと思えます。

2番目の三位一体改革の中でやっていけるのかということではありますが、国も財政改革のかじ取りを誤ると日本の没落となり、インフレという究極の消費税を国民に課することになります。老人と生活弱者、経済的貧困層への影響ははかり知れないものがあります。今ここで対策を誤ると、今すぐというわけではありませんが、5ないし10年後には必然と言われております。

これは参考までにちょっと読んでみますと、これは京都大学の大学院教授の吉田和男先生の「日本経済再建——「国民の痛み」はどうか」ということで書いてありますけれども、三つのシミュレーションを書いてありますけれども、1、現状を維持する破綻ケース。これでは一般政府支出の対GDP比を一定とし、消費税率を5%に据え置く。すると、潜在GDPは、2010年頃から減少し始め、2019年には資本ストックはゼロとなって、日本経済は消滅する。現実的には2010年ごろに破綻すると。

2番目に歳出削減ケース。これは政府歳出を毎年1%ずつ減らし、消費税率を5%に据え置く。すると、2012年度から潜在成長率は1%を切ることになるが、2025年まではマイナスにならない。

3番目に増税ケースで、ここでは歳出をGDP比を一定とし、消費税率を40%まで引き上げるとすると、成長率は2019年から1%を切るが、2025年までマイナスにならない。消費税を30%にとどめると、2020年から成長はマイナスとなる。こういうふうなコンピューターのシミュレーションを書いてございます。

こういうふうに国の財政が非常に厳しい、大体何を基準にして破綻と言うかということ、一般的な我々企業から言えば、売上が1億円あるとしますと、1億円の長期負債を持っている場合は、危険信号だと言われておるわけですが、今日本は約503兆円のGDP、国民総生産でございますけれども、163%の借金を持っているわけございまして、世界でもトップでございます。

これはいろいろ反論がございまして、この借金は国民の皆さんから借りているのだから別に心配することはないと。外国から借りておったら大変だけれども、例えば、家庭の中で奥さんのへそくりを使うようなもんだと。だから、心配ないという意見もございまして、結局は国民の皆さんの貯蓄を全部公共投資とかなんとかに使っているわけございまして、公共投資がみんな悪いというわけではございませぬけれども、ちょっと過大になり過ぎてはいないかという心配でございます。

評論家の立花隆という非常に有名な評論家がいらっしゃいますけれども、この人の論法でいけば、10ないし20年後に日本は第2の敗戦を迎えるだろうと。第1の敗戦は、昭和20年の実質的な敗戦。それから、日本は奇跡的に経済大国になりまして、この成功体験が今もずっとこれを引きずっていて、国民の皆さんは、まだ本当に国がどうかということをおぼえているのか、わからんのか、これがいずれにしてもあと5年か10年後には、第2の敗戦が来て、そのときからしか立ち直れないだろうと。神風は吹かないよというふうなことを書いていらっしゃいます。

今まで述べてきたことは皆さん全部わかっていることですが、合併できれば特例債でどうにかなるという期待がありましたが、これも本当はどうかかわからない。特例債そのものも結局はばらまきであり、国の財政がここまでくれば10カ年持てるかどうか疑問であります。

今、新聞を通して読んでおられますと、国債の金利の問題を書いていない日はございません。今までは景気対策ということで、もう何が何でも景気対策ということで目をつぶってまいりましたけれども、日銀も財務省も、今度は景気が少しよくなってきたが、今度は金利が上がりはせんかという心配をしてくれているわけでございます。

景気というものは、もろ刃の剣でございまして、片一方がよければ片一方が危ないというふうに、今の財政運営は本当にはらはらすような状態が続いているものと思うわけでございまして、我々は建設国債をずっと繰り延べしまして、60年繰り延べしているわけでございまして、今、生まれた子供が60年後に我々の借金が全部済むと、順調にいったですよ、順調にいったというふうになっていると。果たして、それまでやっていいのかということ、我々も腹を決めて考えなければいけないような時代に来たということでございます。

先ごろ、合併協議会資料として、合併しなかった場合の財政試算についてを議会資料として配付されました。かなりショッキングな資料であり、私も当然それくらいになるだろうし、あるいはそれ以上の縮減もあると考えておりますけれども、財政試算相殺も図表などを入れて、そして基準が何を基準にしてあれを出されたのか、市民向けにわかりやすいようにして公表する計画はないかをお尋ねするわけでございます。

あれを見ますと、市民会館の閉鎖とか、いろんな補助金の削減とか、いきなり聞いたらびっくりするようなことが書いてあるわけでございまして、そういう市民の協力を得るためには、情報の公開と、実はこういうふうになっておりますというわかりやすい説明が必要であろうと思うわけでございまして、そういうふうな情報の公開と、皆さんがわかりやすいように説明しないと、皆さんが言われる協働、コラボレーションというものはなかなか得られないというふうに考えるわけでございまして、今後財政の緊迫度、これは国の方針がまだはっきりしていませんから言えませんけれども、3通りぐらい考えて、シミュレーションはシミュレーションとしてやる必要があるのではないかと思うわけでございまして、財政危機に対応できる地方自治の確立のための計画立案を速やかに進めるべきではないかというタイトルにしております。

第四次総合計画も平成14年にできましたけれども、あれがもう古くなってまいりました。ああいうものをつくれとは言いません。あれはもうつくった時点で終わりですから。そういうものをつくる必要はありませんけれども、飾っておくばかりではなしに、本当に皆さんにわかるようなものが欲しいと思うわけでございます。

自立のためのまちづくり計画みたいなもの、いわゆるマニフェスト的なものをつくって、市民に情報公開し、財源難の中で市民とも協働作業を通じてサービスの低下を補完することを始める考えはありませんかということでございます。

試算のつくり方も、国の施策がはっきりしていない現在、できないといえばできないかもしれませんが、できないことはないと思うわけでございます。今はコンピューターがござい

ます。

ケース1として、地方交付税、臨時財政特例債が平成17年度以降も16年度と同額、17年度以降は減額されない場合。

ケース2で、地方交付税、臨時財政特例債が平成17、18年度は毎年5%程度減額され、平成19年度以降は減額されない場合。

ケース3、地方交付税、臨時財政特例債が平成17、18年度は16年度と同じ率で減額され、平成19年度以降は減額されない場合などのシミュレーションを早急につくり、公表して行政改革の推進と、職員の意識の改革と行財政健全化の育成を進める考えを示していただきたいということでございます。

地方分権の時代を迎え、また自立の道を歩むことが、限られた財源のもとで安定した安心のできるまちづくりを進めていくためにも、まず職員が今日の行政運営の厳しさを認識し、常に改革の意識を持ち、情熱と意欲を持って行政改革に取り組む必要があります。

2番目に、組織機構の簡素合理化ということで、今まで経済の成長とともに、行政需要は拡大し、それに伴い行政組織も拡大し、細分化する傾向にありましたが、行政経費の縮減をしていくためには、理事者並びに職員数及び給料など人件費を見直し、市民の皆さんの協力を得ながら行政需要の縮減をし、組織機構の改革に努めていただきたい。

3番目に、当然議会、農業委員会、教育委員会の定数及び報酬を含めた組織全般についての見直しも必要でしょう。

以上のようなシミュレーションを早急につくり、公開することはできないかどうかをお聞きして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

青木議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、第1点目の御質問の新幹線長崎ルート決定前に鹿島市は行動を起こさなくてよいのか、その中で県との連携の説明責任、それから2点目が、代案の早急な広報活動についてお答えをいたします。

確かに今日、議員言われますように、これまで県との議論をしていく中で基本となったのが旧運輸省、あるいは長崎県がつくった資料がもとでありました。そういうことで、私どもは、これからさらに発展的な議論をするに当たりましては、どうしても県が独自で作成した資料が必要ということは県も市も認めたところございまして、そういうことでこちらからはぜひとも県のつくりました独自の作成資料を欲しいということで要望しましたところ、県も早速、その作成に入りたいという回答をいただきまして、現在その作成がされているところでございます。

県といたしましても、大体公開できるような資料も順次できつつあるということで、これからは、それができ次第順次公開をしていきたいという形でお答えをいただいているところでございます。時期といたしましては、早ければ今月中には幾らかの資料等も出てくるのかなというふうに思っているところでございます。

そういうことで、市民の皆さんにおかれましても、具体的にどのような行動が今後なされるかという確かに不安もあられると思いますが、先ほど言いましたように、それはもとななる県の考え方等が一切まだわかりませんので、それに対応して、我々はどのような行動をとればいいのかというようなことも、現在決めかねているというのが現状でございます。

そういう中で、市は市として、あるいは期成会は期成会として、代案等の早急な考えを持って広報活動をしたらどうかというような御提案ですけれども、その代案となるもの案、それが結局、今のところ何もないわけですから、そこら辺の、とにかく県はどのように考えているのかというその辺の考え方を、とにかくまず早く示してほしいと要望していると、そういうのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

青木議員の1回目の御質問の2点目、地方財政の健全化への方策を問うということでの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、①の国の財政破綻に等しい中での地方財政の現状ということでございますけれども、現在、国と地方の長期債務残高というのが、平成6年度末で国が269兆円、地方が106兆円、それから重複分がありますので、それを除いた368兆円でありました。これは当時のGDP比で74.8%でございます、平成6年度。それが10年たちまして、平成16年度末、これは見込みでございますけれども、国が548兆円、地方204兆円、重複分除きます33兆円を除きますと719兆円に上ると。膨大な数になるということでございます。

これは、ちなみにGDP比で143.6%と、国民1人当たり5,700千円の借金という状況になります。

特に、国と地方の違いというのがございますけれども、国の場合、歳入構造に占めます国債の発行額の割合、これが45%に上っております。自主財源、税としてとれるのが55%しかない。45%は借金で賄っているという状況です。逆に地方はどうかといいますと、これが17%ということで、これも高こうございますけれども、国と比較して見れば、国の方が財政構造的には、相当破綻の危機にあると思っております。

このような国家財政の危機的状況があつて、国としての歳出削減の一環として、平成16年度に地方交付税と臨時財政対策債が12%削減をされたということでございます。

この削減によりまして、全国の地方公共団体は予算の査定の見直しを迫られたり、それから基金を大幅に取り崩すと。そういった大慌ての予算編成になったということでございます。一部の団体につきましては、基金が今年度で底をつきまして、来年度の予算が組めないと、そういった状況もあるところでございます。これにつきましては、当市におきましても、当初予算段階で3億8,000万円の財政調整基金の取り崩しを余儀なくされております。ただ、これは平成15年度に単独事業費の凍結をお願いしました。それから三役、それから議員の報酬の引き下げ、それから退職者の不補充、これは7名でございますけれども、そのあたりによりまして、基金の実質的な減は、現段階で40,000千円程度にとどまると見込んでおるところでございます。

しかし、単年度で見ますと、16年度だけの収入、支出の差し引きで見ますと、約2億円近くの赤字ということございまして、このまま続きますと5年程度で基金がなくなってしまうというような状況になるということでございます。

17年度以降どうなっていくのかということでございますけれども、基本的に改革と展望の期間というのは15年度から18年度でございます。ですから、17、18年度も多分相当の改革が行われるものということでございますけれども、現段階での総務省の概算要求額では、地方交付税は出口ベースで前年度同額を要求しているという状況でございます。

さらに、16、17、18年度についても厳しいという状況の中で、さらに、合併関係経費が相当膨らんでいく状況でございます。今も特別交付税の第1回目の試算をやっておりますけれども、国からの指示で、前年度から20%減らしたところでまずはつくりなさいという指示が来ております。これは去年も10%減という指示がありましたが、基本的には総額で特別交付税も今年度予算額として減らされておるわけですが、合併経費が相当膨らむということで、合併をしなかった市町村は20%減を覚悟しなさいというような通知も来ているところでございます。

鹿島市・太良町合併協議会の財政シミュレーションの改訂版、これにおきましても、合併しなかった場合には、毎年基金繰り入れを実施しても、平成19年度には両市町とも施策可能経費はマイナスとなると。現在行っておりますサービスすらカットせざるを得ないという状況が示されているところでございます。

次に、三位一体の改革の及ぼす影響はということでございますけれども、今、改革案の中身は、地方六団体から政府にボールが投げ返されたばかりでございます。まだどういうふうになるのかは、まだ全くわからない状況でございます。

ただ、改革案の中身としましては、平成17年度と18年度の2カ年で補助金を3兆2,000億円廃止しまして、所得税から住民税へ3兆円の税源移譲をするということになっておるみたいでございます。地方の提案のとおり、補助金の廃止と税源移譲が認められましても、税源が少ない鹿島市のような小規模の団体につきましては、補助金の廃止額が、税源移譲され

る税額が補助金の廃止額に満たないと、そういうことも想定されます。

そういうことで、今後ますます地方交付税によります財政調整機能、これが物すごく重要になってくると認識をしております。

当市といたしましても、経済財政諮問会議の議論を注意深く見守っていきたいと思っております。特に、地方交付税の改革がどうなっていくのか、地方の実態を無視したような形で、国の財政再建のためだけに交付税が圧縮されていくことだけには反対をしていきたいと、そのように思っておるところでございます。

それから、最後になりますけれども、財政計画の立案を急げという御質問でございます。

財政計画といたしましては、毎年11月に中期財政計画、これは5年間でございますけれども、策定をいたしておるところでございますが、平成16年度の予算編成で、交付税と臨時財政対策債が大幅に削減されたところから、大きな見直しが必要になっておるということで、今現在、国、県からの情報を受けて、11月の頭に作成しようということで、今、鋭意努力をしているところでございます。

また、先ほど申しあげましたように、合併事務局におきましては、合併した場合、しなかった場合の財政シミュレーションも作成しておるということでございます。

そういうことで、まずは市長も先ほどの徳村議員のときにも申したと思っておりますけれども、まずは合併というものを追求していくという形になると思っております。そういうことで、その後、財政改革などをどうしていくのかは、今市長からも指示がっておりますので、12月に向けて請願にするような形になると思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私の方からつけ加えて答弁をさせていただきます。

まず、その前に、議会で行政視察に行っておられたと。よかったら結果を私どもの執行部の方にも、こうだった、こうだったと少しまとめていただいて、教えていただいたら、今後の打つ手にも幅と厚みが出てくると思っておりますので、その点、よろしく願いしておきます。

さて、佐賀県のホームページを開いても長崎ルート建設についてホームページ、PRがないということをおっしゃっていただいております。確かにそうでありまして、ただ、このことは我々にとってはありがたいことといたしますかね、まず、県も今からこの問題についてはゼロから検証していくんだと。その検証した分について、まず鹿島市と話し合いをして、その分について公表していくということですので、そういう手順で、あるいはホームページにも表現をなされていくのではなかろうかというふうに思っております。

さて、この長崎ルートについてのホームページ、長崎県側のホームページです。私も時々

見ておりますが、これは順当な表現もありますが、肝心なところを、長崎県側にと言ったら言い過ぎでしょうが、新幹線長崎ルートの推進にとっては都合のいいように書いてあるわけですね。私自身は、後でまた具体的には申し上げますが、長崎県側の発表だけではこれは判断するわけいかないという考えを持っておりますので、佐賀県側が独自に検討、精査されたものをまず示してくださいと、県に申し上げたのはそういうことです。

さて、その一つの例を申し上げてみますと、先ほども青木議員お触れになりましたが、フリーゲージトレインのことですね。これは、つまり博多からはスーパー特急で行くんだと。これに対して、じゃあ博多で乗りかえにゃいかんたいという批判ということが出てきたわけですね。それに対応して、フリーゲージトレインなら広軌と狭軌、どちらでも対応できるような列車だから、それで対応したらいいだろうと、こういうことで話が進んでしまっているんですね。

まず、このフリーゲージトレイン、スピードを調査しますと最高 200キロです。ちなみに、今の新幹線で、ひかりクラス、こだまクラスが 250キロから 260キロです。このことをまず頭に置いておいていただきたいと思います。これがフリーゲージトレインになって 200キロ出せるのは武雄－諫早間、新しくつくったところだけなんですね。在来線の利用のところはとてもそんなは出せません。まず踏切があります。そういうことで、じゃあどれぐらい時間がかかるのかということ、佐賀県と私どもで今から精査をしないと、こういうふうなことを今、実はもくろんでいるわけでありまして。

それともう一つ、今度は乗りかえをしないで——こっち側から東京に行く場合を言った方がわかりやすいですね——乗りかえをしないで行けるという利便性は、スーパー特急よりフリーゲージトレインが確かに出てきます。ところが、さっき言いましたように、博多から先もこれはスピードが 200キロしか出ないんです、フリーゲージトレインは。そうなりますと、時間短縮効果とは何や。例えば、東京に我々がおると仮定して、東京から長崎まで行こうとした場合に、乗りかえなくていいからこれは便利ですよ。こだまで行っても博多まで、さっき計算してて言いよったばってん、まだしとらんやろ。こだまやけん六、七時間かかるとやなかですかね、博多－東京間が。しかし、これがのぞみで行きますと 3 時間ちょっとで行くとやなかですか。半分ぐらいで。

つまり、この時間短縮効果分は削減されてしまうんですね。こっち側で博多から長崎まで時間短縮効果が何分あるて、30分あるの、40分あるのて言いよつですけど、そんなものは吹っ飛んでしまうわけですよ。じゃあそういう、乗りかえんでよい、便利だと言っているものに、果たしてお客さんが東京から乗りますかと、私はそういうふうに思いますよ。

そうしたら、フリーゲージトレインであろうと、どっちみち、ここは狭軌の線路しかつくらないわけですから、のぞみから乗りかえた方がいいじゃないですか。しかも、新幹線じゃないから、今の白いかもめでいいじゃないかと、こういう論法にもなるわけですね。

したがいまして、都合のいい部分だけ長崎県側が発表して、時間短縮効果がありますと言っているのは、我々はちゃんとまゆにつばつけながら、本当にそうかいなということを今から佐賀県と検討していきます。そして、随時公表もしていくつもりであります。

そして、県とまずそういう議論、検証をして、そして県民の皆さんに、あるいは市民の皆さんにもその結果を広報、PRしていきたいと。随時お知らせをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、この場で申し上げておきたいことは、西九州一帯の浮揚のために長崎ルートが必要だと。我々の地域は西九州一帯の一員ですよ。我々の地域は西九州一帯じゃないのかと、私は言いたいですね。

それからもう一つは、新幹線の効果というのは、今や10年前の夢物語のような幻想を抱いていたら、大きな足をすくわれる状況になるというふうに私は思っています。

確かに大きな投資をするわけですから、若干の効果はあるでしょう、せんよりかは。まず、建設、公共事業というものは、地元に着るじゃないですか。そういうのは、やっぱり効果はありますよ。しかし、途中駅は効果がないということが今、定説ですね。東京から博多までと、これはもう日本列島の背骨の一番大事なところ、これはお客さんがうようよしていますし、動きますから、これはやっぱり必要ですよ。しかし、こういう地方の路線まで、その延長線上で波及効果を考えてよいのかということは、我々が今から県とちゃんとゼロから検証してまいるということでもあります。

皆さん方もおれんじ鉄道の視察に行かれた場合に、じゃあ本当に出水市、あるいは阿久根市に、本当に効果が上がりよるか。逆に、最終駅の鹿児島にお客さんが吸いよせられよごたつもんでしょう。プラス面も確かにあるけど、それ以上のマイナス面があると。総じて言えば、私が知り得た情報ではそういうふうな状況になっているようでございまして、こういうものも私たちはちゃんと踏まえながら、今後対応していかにかんというふうに思います。

そして、西九州一帯の浮揚と言いながら、この前の7月の参議院選挙の前に、長崎新聞と西日本新聞の長崎版で世論調査をしておられます。この中で明らかに長崎県民は、長崎ルートの建設賛成よりか、慎重にすべきだ、あるいは反対という方が多いわけですね。あるいは、参議院選の結果でも長崎ルート反対と、ちゃんとそういうことをやって立候補された候補者が当選をしておられるわけです。こういう長崎県の状況というものを考えるときに、今までのような佐賀県がほんなごてつき合わんばらんとかなということ、このことは実は県にも申し上げております。

それからもう一つは、長崎市と諫早市と大村市と、そして、佐賀県側は武雄市と、佐賀市と鳥栖市、この議長さんが武雄に集まられて、このことを議論されております。長崎県側は推進と言っておられますが、佐賀県側も武雄市は推進という立場だったでしょうが、佐賀市

の議長さんと鳥栖市の議長さん、これは、その場を見た人に聞けばかなり強く慎重論、あるいは反対論を言っておられるわけです。長崎県側の状況、それから佐賀県側の状況を勘案しますと、やっぱりそのあたりは県も今真摯な立場でやります。あるいは、我々沿線を尊重しながらやりますということをお願いしておりますが、十分そういう状況も把握をしておられるわけでありまして。こういう状況の中で、今後、最後の詰めに入っていくということでもあります。

それから、地方財政の健全化で、①番の国の財政破綻に等しい中での地方財政の現状と将来展望をどう見ているか、あるいは②番の三位一体改革が本当に実施されたら市の財政はやっていけるのか、あるいは③番目の国の財政危機に対応できる地方自治の確立のための計画立案を速やかに進めるべきではないか、これは御心配もごもっともですし、御指摘ごもっともでもあります。

だからこそ、これに一番対応できるのが、まず市町村合併だと思っております。私どもは、もちろん今回合併できるかできないか、まだはつきりはわかりません。しかし、合併の是非にかかわらず、我々の行財政の合理化だけは進めるべきですね。今までが、やはりどちらかというと過剰サービスをやってしまった。これは国も都道府県も市町村もそうです。身丈に合ったサービスをしておけば、今のような借金という形には残らなかったと、一言で言えばそういうことでもあります。

そういうことで、まず、我々の行財政改革を合併の是非にかかわらずやらなければいけないことではありますが、その大きな第1弾が、私は市町村合併だと思っております。これは、御指摘のように、下世話に言えば、国から地方への配分のお金が今から減っていきます。これはもう確実ですね。さっきも言いましたように、17年度の地財計画では、一応、今総務省の目標としては前年度並みということをお願いしておりますが、これは合併に関する交付税の配分を見てみますと、合併関連にかなりとられるとしたら、通常の我々に対する配分というのは減る、そう考えるのが妥当であります。そういう中で、我々はどうやっていくかということを考えなきゃいけない。国からの地方への配分は少なくなります。

そして、合併をすれば何でもかんでも解決がつくというふうには思っておりません。また、合併をすれば、今まで以上の住民サービスができる。あるいは、今まで以上の負担が安くなる、こんなことはございません。これはもう幻想です。しかし、合併をすれば、我々、行政自体を大きくすることによって合理化がまずしやすくなります。合理化が無理なくできるようになります。そして、高度な、広範囲な行政サービスを提供できるようになると、私自身は、そういうふうには思っております。そのために、やっぱり合併は必要だと。

それから、国からの配分が少なくなるから、何とか我々の自主努力で税収のアップなり、あるいは、先ほどの徳村議員の御指摘のように、企業誘致もやって、これは歳入増を図らなければいけません。しかし、これとても、さっきの財政課長の答弁でありましたが、これだ

け企業誘致をやっても固定資産税の増、あるいは、税収のアップを見れば、10,000千円とか、数千万単位のアップしかないわけでしょう。しかし、交付税の減というのは、ここ数年間でもう5億円、10億円という単位ですよ。こういうものに対応するためには、いろいろ歳入アップを図る政策をとりながらも、やっぱり市町村合併がどうしても、これは避けて通れないというふうに私自身は思っているところであります。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

市長、わかりやすい答弁、本当にありがとうございました。

そういうことを、議会に具体的にわかりやすく言っていただくことを、これは市民の皆さんに言ってほしいんですよ。そういうことを感じます。

それから、特別委員会の報告は、これは皆さんに出していただいて、まとめて提出いたします。皆さん優秀な方ばかりですから、立派なことを書いてあると思いますので、期待しております。

それから、検証としての報告ですね、確かにおっしゃるとおりなんですけれども、今は情報合戦ですね、佐賀県の長崎に対する思いやりというものもわかりますけれども、長崎県がああいうふうにして、長崎県民だけでなく、あれは全国版でいくわけでございまして、そういう面で考えれば、佐賀県はいかにも口下手で下手だなという感じがするわけでございまして、その辺は、ある程度やらんと情報負けするんじゃないかというふうな考えがするわけでございまして、平成8年の市長が、みんなでバッチをつけてやったときの、あの元気がいま一つ見られんというふうな感じがするわけでございます。

それから、我々は地元の事情に一番詳しい代議士を持っているわけでございまして、自民党の政策の中でも、新幹線予定地には在来線の予算は出さないというふうな申し合わせがあるようでございますが、もし——もしというよりも、そういう運動を長崎県に遠慮することではなく、これは国会議員を通じて、国政を通じて政治活動をする必要があるのではないかと思うわけでございます。

私が事務所に聞いてみたところ、やっぱり長崎県の言うとおりの約4億、これもJR九州じゃないと、全国の各JRで4億ぐらいで、ほとんどないに等しいというふうなお答えをいただきました。これはやっぱり何とか地元一番詳しい先生を持っているわけですから、これはやっぱり期成会としてもやる必要があるんじゃないかと思うわけでございまして、その辺を市長はどういうふう考えられるか、御見解を賜りたいと思います。

それから、先ほど長崎県の問題を言われましたけれども、今、インターネットで見れば、長崎県の中にも南北問題がございまして、やっぱり反対論もあります。ただ、政治の世界は、ちょっと理屈では通らんところがございまして、いきなり決まったというふうになる可能性

が多分、ちょいちょい今までは、そういう例がございまして、そういうふうな運動をしとらんと、しまったというふうになる可能性もあるわけがございまして、その辺を心配するわけがございまして。

それから、合併問題は、確かに1市1町が合併すれば、確かに行政の合理化はできます。せんとよりましということでしょう。ただ、私この間、自民党の代議士の先生の九州大会に出席をいたしまして、そのとき九州の代議士が70人ぐらいかおんさっです、自民党が。その中で、「九州は一つ」ということで合意をして、盛り上がってまいりました。やっぱり地方分権というものは、道州制に結局は——結局はというよりも、そういうふうに先生方にリードしていただきたい。

そして、我々は2市10町で広域圏を組んでおったわけで、何の不合理もなかったわけがございましてけれども、そういう中で、2市10町の中に本当に合意できたところは、白石3町だけという状況がございまして、そういう中では、もう一回2市10町の枠組み、広域圏を強化するのか、1市になるのか、それはまだ検討の余地があると思えますけれども、財源のことを考えた場合、地方交付税は減ると思うんですよ。財源の移譲もなかなか、そんなによそに比べてうちだけ住民税を高くとか、固定資産税を高くということは、なかなかできん。そういうことを考えれば企業誘致、あるいは情報産業を誘致するとか、そういうふうなことを考えねばならないこととございましてけれども、そういう場合には、やっぱり単位は大きい方がいいと。1市1町と言わずに、鹿島の経済の有力者が言われるように、伊万里市との広域合併もいいんじゃないかと。東シナ海、いわゆる玄界灘と有明海をつなぐ二つの港があって、中国との交易、あるいは東南アジアとの船の貿易、そういうものも考えた場合には、かなり希望が持てるわけがございましてけれども、単にただ隣接とばかり考えておっては何か、特に1次産業が主体の地区でございまして、非常に規模が縮小したような感じがするわけがございまして、その辺、今どこでもうまくいってないのがいいというわけではございませぬけれども、やっぱりどこでもいろんな悩みがあるということであれば、もう一つ枠組みを考え直してもいいんじゃないかというふうには私を考えますけれども、市長の御見解を賜りたいと思います。

これで2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

青木議員2回目の御質問で代議士をもっと使ってはどうかというような御質問でございまして。これは過去においても、現在においても、代議士を使わせていただいております。

それから、政治はどう決着するかわからないというようなこととございまして、これは先ほど企画課長、それから市長からも答弁がありましたように、最も市長が恐れていることで

ございます。ただし、そのための歯どめと申しますか、そこらあたりの考えにつきましては、一定の整理をいたしておきまして、まず並行在来線の廃止については、まずは第1段階として、沿線住民の合意、知事の同意、知事の同意というのは、沿線自治体の同意というようなことで、一定の歯どめがかかっておるかと考えております。

それから、2点目の三位一体改革と財政というようなことで、財源の確保の意味からも大規模な合併をというような点でございますが、現在、鹿島市は太良町と特例法の期限内での合併を前提に、15年度の1年間をかけまして、困難な協議を乗り越えまして、53項目の合意を得ております。そして、8月には新聞報道でも御承知のとおり、太良町におきましては、半数を超える方々が、鹿島市との合併に賛成の署名をしておられまして、鹿島市との合併を精いっぱい模索しておられる途上にあります。このことから申しましても、鹿島市としては、あくまでもまずは太良町との合併をあくまでも追求していくことが、まず第1段階であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併の枠組みの規模ですけど、私自身の基本的な考え方は、枠組みは一言では考えられないと思うんですね。大きければいい分野と、大き過ぎたらいけない分野と中にはあるわけです。そここのところの兼ね合いをどういうふうにもっていくかということを中心に軸において、この合併というものを私自身は考えていくつもりです。

○議長（小池幸照君）

以上で14番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明9日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時43分 散会